



# もくじ



(令和6年度版)

# 認可保育施設利用案内

保育相談センター	P1
1. 認可保育施設について	P3
2. 教育・保育給付認定について	P5
3. 認可保育施設の申込みについて	P7
・令和6年度4月一斉受付スケジュール(参考)	P8
・年度途中受付スケジュール	P9
・年度途中希望園・きょうだい区分変更期間	P10
・必要書類や注意点について	P11
・ <b>A</b> 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書【記入要領】	P15
・ <b>B</b> 認可保育施設利用申込補助票①【記入要領】	P17
・ <b>C</b> 認可保育施設利用申込補助票②(児童状況確認)【記入要領】	P19
・ <b>D</b> マイナンバー記入用紙【記入要領】	P23
・転園希望調査票【記入要領】	P25
・就労証明書【記入要領】	P26
・様式①申立書兼誓約書【記入要領】	P27
・様式②診断書【記入要領】	P29
・様式③保育状況申告書【記入要領】	P30
・様式④在籍(入園予定)証明書【記入要領】	P31
・申込書類の提出方法について	P32
4. 浜松市外からの申込み、浜松市外施設への申込みについて	P33
5. 選考について	P34
6. 利用申込み後(待機中)の手続きについて	P39
・教育・保育給付認定変更受付期間一覧表	P40
7. 内定・入園後について	P42
・教育・保育給付認定変更受付期間一覧表	P43
8. 書類の提出方法について	P45
9. 利用者負担(保育料)・副食費の免除判定について	P46
10. 利用者負担(保育料)の納付方法について	P50
11. 一時預かり事業(一時保育)について	P51
12. 病児・病後児保育について	P52
13. FAQ(よくあるご質問)	P53
14. 土曜日等の共同保育について	P57
15. 認可保育施設一覧	P58
・幼保連携型認定こども園	P60
・保育所型認定こども園	P61
・市立保育園	P62
・私立保育所	P62
・小規模保育事業	P64
・事業所内保育事業	P67



英語・ポルトガル語版は  
こちらから

Click here for  
English/Portuguese  
version

Versão do Guia em  
Português e Inglês



# 保育相談センター

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2 浜松市役所 本館 2 階

★令和6年8月19日(月)から場所が変わります★

〒430-0933 浜松市中央区鍛冶町 100 番地の 1 ザザシティ浜松 中央館 5 階

幼保支援課 保育相談センター ☎053-457-2833

受付時間 8:30 ~ 17:15 (土・日・祝を除く)



こどもの預け先(認定こども園、保育所等)はどこがあるの?  
認可保育施設の入園手続きについて知りたい  
入園申込み希望施設の変更・きょうだい申込み区分の変更をしたい  
一時預かり事業(一時保育)を利用するための手続きは?

認可保育施設の入園手続きに関する相談、一時預かり事業(一時保育)などの保育サービスの利用の相談などを保育相談センターで受け付けています。

電話相談、オンライン相談(ビデオ通話)、窓口相談※があります。

お気軽にご相談ください!

※窓口相談は予約制ではありませんが、混雑する場合がありますので時間に余裕を持ってお越しください。



保育相談員

## オンライン相談(ビデオ通話)のイメージ

保育相談センター

自宅

自宅から保育相談員の顔を見ながらビデオ通話で相談できます



区役所

来庁された場合は保育相談センターへのビデオ通話をご案内いたします

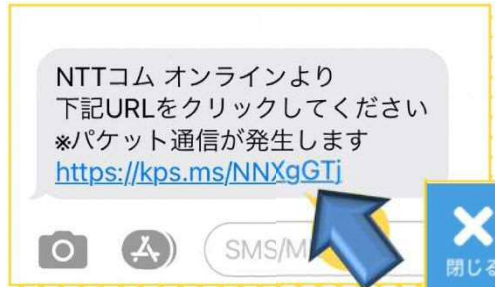
※区役所・行政センターに設置したタブレットをお使いいただけます。(中央区役所を除く)



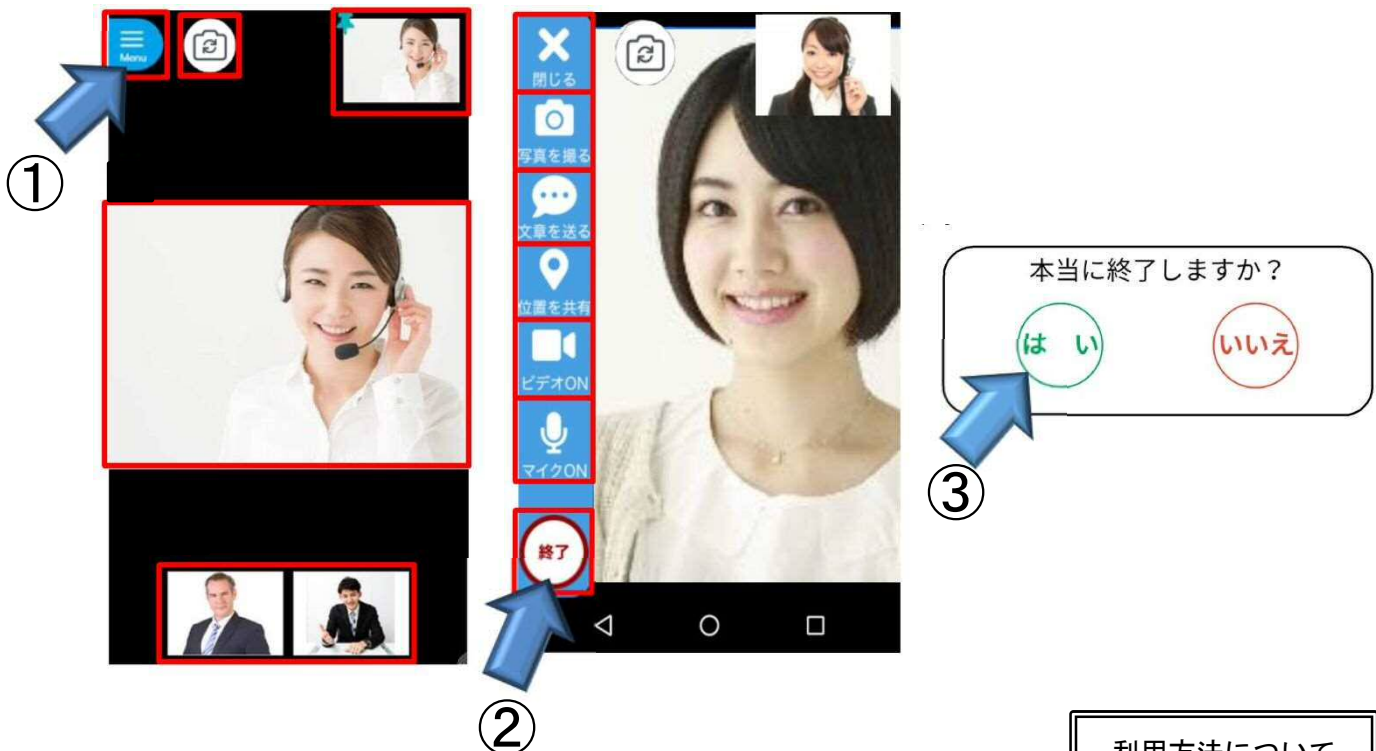
保育相談員

## オンライン相談(ビデオ通話)の利用方法

- ① 保育相談センターへ電話をする (☎053-457-2833)
- ② ビデオ通話を利用したい旨を伝える  
ビデオ通話を行いたい端末の電話番号またはメールアドレスを伝える。
- ③ SMSまたはメールに送付されたURLをタップ



- ④ ビデオ通話開始  
※パケット通信料がかかります。WiFi環境での通信をおすすめします。
- ⑤ ビデオ通話終了時には画面左下の「終了」ボタンをタップ  
終了ボタンをタップすると下記のダイアログが表示されます。「はい」をタップするとビデオ通話が終了します。「いいえ」をタップするとビデオ通話画面に戻ります。



# 1. 認可保育施設について

「子ども・子育て支援新制度」における小学校就学前の認可保育施設について、市内では大きく分けて次の種類があります。

## ①認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。

## ②保育所

保護者が就労等によりお子さまを保育できない場合、保護者に代わって保育を行う施設です。

## ③小規模保育事業

- ・ 保育所より少人数の定員（6～19人）で、0歳児から2歳児までの保育を行います。
- ・ 卒園後は連携施設（※）で引き続き受け入れ、教育または保育を提供します。

## ④事業所内保育事業

- ・ 事業所の従業員のお子さまを対象（従業員枠）とした施設で、地域のお子さま（地域枠）も受け入れ、一緒に保育を行います。
- ・ 地域のお子さまは、0歳児から2歳児までを対象とし、卒園後は連携施設（※）で引き続き受け入れ、教育または保育を提供します。

※ 連携施設・・・認定こども園、幼稚園または保育所（幼稚園は従来型の私立幼稚園を含む）  
（連携施設についてはP58以降の「認可保育施設一覧」をご覧ください。）

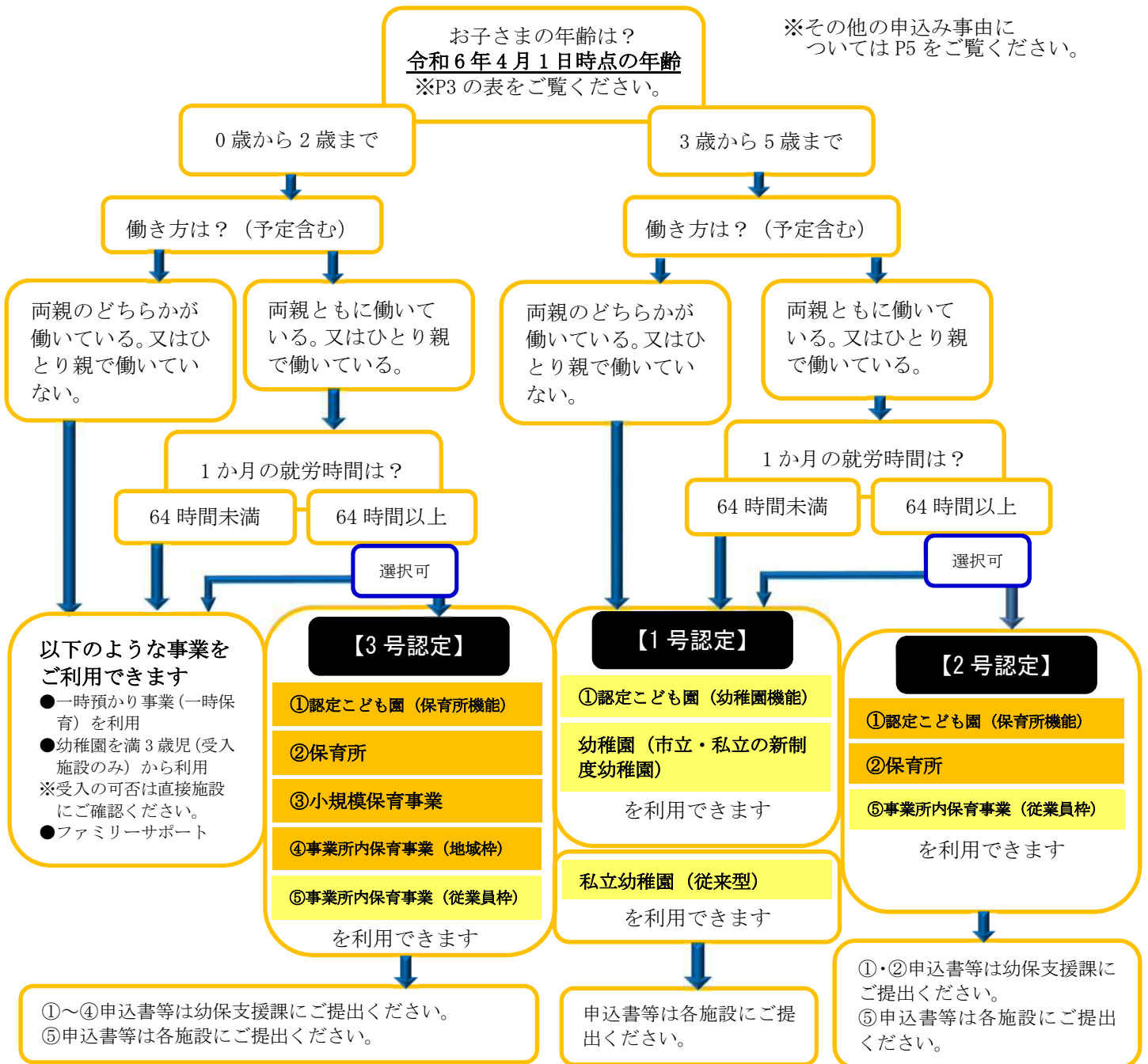
### 《令和6年度におけるクラス年齢と児童の生年月日》

クラス年齢	児 童 の 生 年 月 日
0歳児	令和5年（2023年）4月2日～
1歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
2歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
3歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
4歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
5歳児	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日

利用できる認可保育施設を確認しよう！

保護者が就労の事由で申込み場合

※その他の申込み事由についてはP5をご覧ください。



【注意事項】

- ◆ 【3号認定】で0歳児クラスを希望する方は施設の受託年齢を必ずご確認ください。  
※P58以降の「認可保育施設一覧」をご覧ください。
- ◆ ③または④の施設を希望する方は、3歳児からの連携施設（保育所等）を必ずご確認ください。

認可外保育施設について

- ① **認証保育所**…市が定める独自の基準を満たし、市が審査の上認証した施設です。
- ② **企業主導型保育事業**…企業の就労形態に対応した保育サービスを提供している認可外の事業所内保育施設。  
企業の従業員の子ども（従業員枠）が対象ですが、施設によっては保育を必要とする地域の子ども（地域枠）も受け入れて一緒に保育を行います。
- ③ **その他の認可外保育施設**…市に保育サービスの実施の届け出がされた施設です。  
※施設への直接申込みとなります。受託年齢、利用料、預けられる時間、入園条件等は施設によって異なるため、詳細については施設へ直接ご確認ください。

## 2. 教育・保育給付認定について

認可保育施設を利用するには、2号または3号の教育・保育給付認定申請および利用申込みが必要となります。

認定区分	対象となる児童の年齢 (令和6年4月1日現在) ※P3の表をご覧ください。	利用する 保護者の条件	利用できる主な施設
1号認定 ※	満3歳から 小学校就学前まで	特になし	認定こども園(幼稚園機能) 幼稚園
2号認定		就労等により お子さまを保育で できない場合 (保育を必要とする 事由を参照)	認定こども園(保育所機能) 保育所 事業所内保育事業(従業員枠)
3号認定	0歳から2歳まで		認定こども園(保育所機能) 保育所 小規模保育事業 事業所内保育事業(従業員枠・ 地域枠)

※ 新制度に移行しない従来型の私立幼稚園を希望する場合、1号認定申請は不要です。

1号認定申請は、利用する幼稚園等で入園を決定次第、施設からご案内をさせていただきます。

### 2号または3号認定の要件(保育を必要とする事由)

2号または3号の認定を受けられるのは、保護者のいずれもが下記の「保育を必要とする事由」1~9のいずれかに該当し、お子さまを保育できない場合です。未就学児のきょうだいがいる場合、認可保育施設・認可外保育施設(認証保育所・企業主導型保育事業を含む)・幼稚園・児童発達支援施設に通っていない場合はすべての児童の申込みが必要となります。

保育を必要とする事由	保護者の状況	利用できる期間 (認定期間)
1 就労	月64時間以上の就労 (フルタイム・パートタイム・居宅内外労働)	就労が継続している期間
2 妊娠・出産 ※1	母親が出産間近な状態又は出産後間がない場合	出産予定日から起算して前8週間の月の1日から出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の月末 ※2
3 疾病等・障がい	保護者が疾病等で入院している場合や障がいを持っている場合	疾病等が回復するまで
4 介護・看護	親族の介護・看護が常時必要である場合	介護・看護の必要がなくなるまで
5 災害復旧	地震、火災、風水害等の災害復旧にあたっている場合	復旧が完了するまで
6 求職活動	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	効力発生日から90日を経過する日の月末 ※3
7 就学・職業訓練	保護者が大学等に在学している場合や、職業能力開発施設等で職業訓練を受けている場合	卒業予定日・終了予定日の月末
8 児童虐待・DV	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間
9 育児休業	育児休業取得時に、すでに保育施設を利用している子どもがいて、継続利用が必要と認められる場合	育児休業取得期間 (又はその月末)

※1 認定期間満了後は退園していただきます。(基本的には一時預かり事業(一時保育)の利用をお願いしています。)引き続き在園を希望する場合は、生まれた子とともに再度、2号または3号の認定申請および利用申込みをしていただき、あらためて利用調整(選考)となります。

※2 多胎児の場合は、出産予定日から起算して前14週間の月の1日から利用できます。

※3 入園後90日以内に利用基準(月64時間以上)を満たす「就労証明書」を提出していただきます。「就労証明書」が提出されず、他の保育を必要とする事由にも該当しない場合には退園していただきます。

◎上表の事由に該当する場合でも、ご希望の認可保育施設に空きがない場合には入園できませんので、あらかじめご承知おきください。

◎「就労」等の「妊娠・出産」以外の事由で申し込む方で、入園希望月の1日が産前・産後休暇期間中の場合には、「妊娠・出産」事由での認定となります。

◎待機となられた方で、令和6年度中に認定期間が満了(3歳到達による認定期間満了を除く)となった以降は、選考の対象となりませんのでご注意ください。認定期間満了後は、再度、2号または3号の認定申請および利用申込みが必要となります。

## 保育標準時間・短時間認定について

2号または3号認定については、保護者の就労時間などにより、「保育標準時間認定」、「保育短時間認定」に区分されます。利用者負担（保育料）や延長（時間外）保育の取り扱いも、この区分に応じて異なります。1日の原則的な利用可能時間は、保育標準時間認定は11時間まで、保育短時間認定は8時間までとなっています。（実際の保育時間は、仕事の時間と通勤に必要な時間等、ご家庭の状況に応じて異なります。）

保育を必要とする事由	保育標準時間認定	保育短時間認定
就労	1か月あたり <u>120時間以上</u> ※1	1か月あたり <u>120時間未満</u> ※2 ※下記《保育短時間認定について》参照
介護・看護		
就学・職業訓練		
求職活動	保育短時間認定のみ	
妊娠・出産	保護者の希望により選択が可能	
疾病等・障がい		
災害復旧		
児童虐待・DV		
育児休業	育児休業取得前の認定区分と同じ（例：取得前が保育短時間認定であった場合は、育児休業中も保育短時間認定）	

※1 保護者のどちらかが、1か月あたり120時間以上の就労等が確認できる場合は、原則、保育標準時間認定となります。

※2 保護者のどちらかが、1か月あたり120時間以上の就労等が確認できない場合は、原則、保育短時間認定となります。

### 《保育短時間認定について》

- ・保育短時間認定に該当し、各施設が設定する8時間の保育短時間を超えた場合、延長（時間外）保育料が発生する場合があります。（各施設の延長保育の実施の有無は P60～P67「認可保育施設一覧」をご確認ください。）
- ・通勤・送迎距離や時差勤務（シフト制）による理由により、保育短時間認定では利用が困難な場合、あらかじめ保育標準時間として認定申請が可能です。

## 支給認定証

- ・教育・保育給付認定申請および利用申込みの手続き後、「支給認定証」を交付します。
- ・認定変更等の手続きの際に必要なとなりますので、紛失しないよう保管しておいてください。
- ・「支給認定証」は、初回の利用調整の結果通知と併せて発送します。
- ・入所児童については、年齢が満3歳に到達し、3号認定から2号認定に変更となった場合、「支給認定証」は施設経由で交付します。

### 《支給認定証の認定内容変更や再発行を希望する場合》

「【第6号様式】教育・保育給付認定変更申請書」や「【第8号様式】支給認定証再交付申請書」の提出が必要となります。専用封筒に入れ、必要書類を添付して、幼保支援課へ郵送してください。

手続きの詳細については P39～P41・P43 をご覧ください。

### 3. 認可保育施設の申込みについて

#### 認定申請および利用申込みの前に

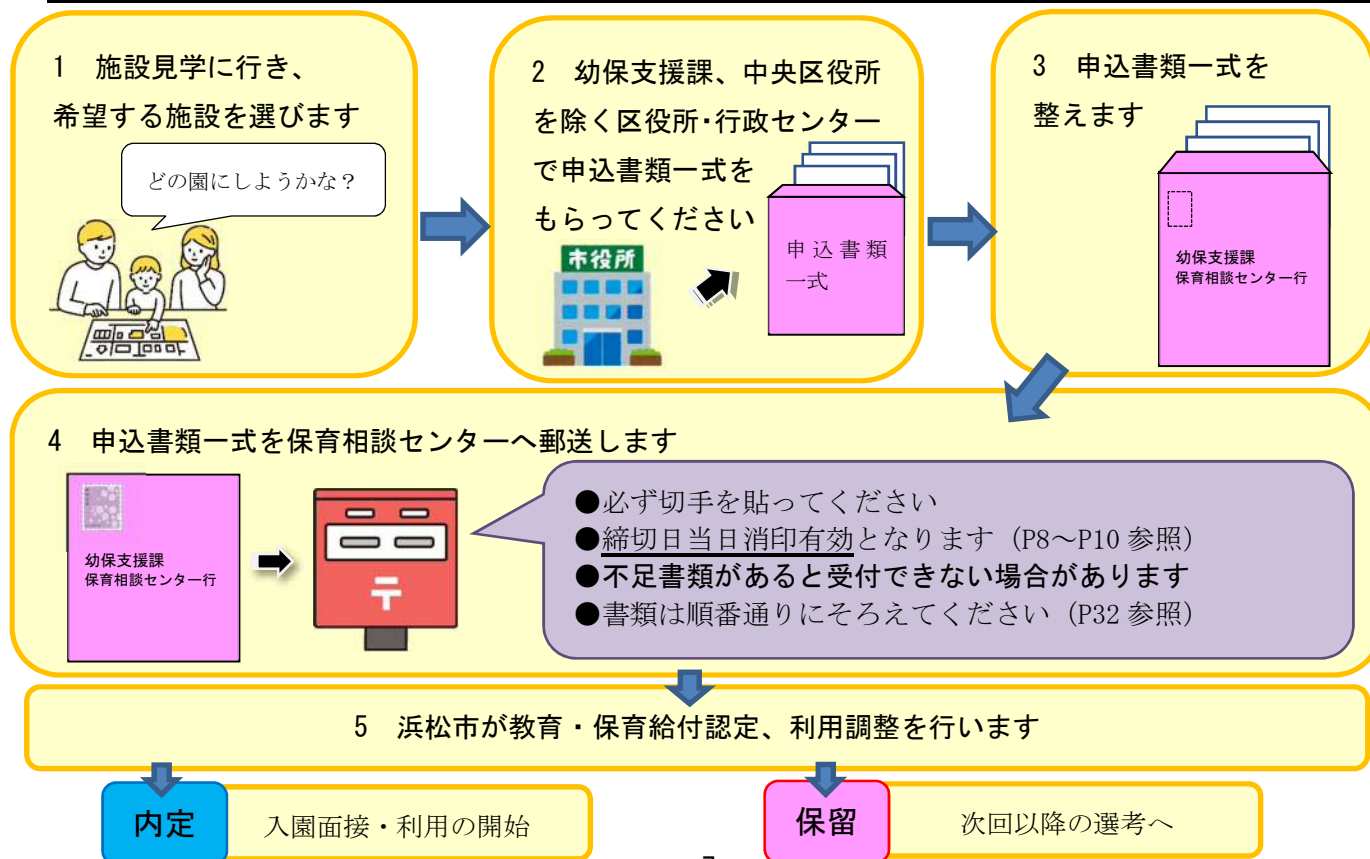
- 施設によって保育内容に様々な特色があるため、**利用申込みをする前に必ず施設を見学してください。**内定を辞退されますと、施設の運営に支障が出る場合があります。また、令和7年3月(令和6年度中)までの利用調整上で減点(-7点)されますので、希望園選びには十分ご注意ください。
- 入園は先着順ではありません。申込み期間が終わり、申込数が募集数を超えた場合は、利用調整基準表に基づき選考を行い、利用者を決定します。
- 未就学児のきょうだいがいる場合、認可保育施設・認可外保育施設(認証保育所・企業主導型保育事業を含む)・幼稚園・児童発達支援施設に通っていない場合はすべての児童の申込みが必要となります。
- 育児休業取得中の方は、**入園月(以前)に復職することを条件として、認定申請および利用申込みをすることができます。****認可保育施設に入園できた場合は、必ず入園月中に復職してください。**
- 認可保育施設ごとに、会費(後援会費・父母会費等)や体操服・園服等の費用が別途かかる場合があります。
- 申込児童の兄姉に利用者負担(保育料)の未払いがある方は、必ず支払いを済ませてからお申込みください。支払いが確認できない場合、支払いの計画書・誓約書の記入をお願いする場合があります。
- 4月申込みに限り、**出産予定日が令和6年2月4日までの方のみ**出生前申込みが可能です。希望する施設の受託年齢を確認のうえお申込みください。**出産後は必ず幼保支援課 保育相談センター(☎053-457-2833)にご連絡ください。**ただし、出生が遅れ、令和6年2月5日以降となった場合は、受託年齢を満たさないため4月入園はできません。  
※各施設の受託年齢につきましては、P60~P67「認可保育施設一覧」をご確認ください。
- 土曜保育等の保育を希望する場合は、希望施設の土曜日等の共同保育を確認のうえお申込みください。  
※土曜日等の共同保育につきましては、P57「令和6年度実施施設一覧」をご確認ください。

#### お子さまの発達や行動、体について心配がある場合

お子さまが障がいをお持ちである場合や、発達面(言葉の遅れや落ちつきがない等)、健康面(病歴や持病等)に不安がある場合は、**必ず利用申込み前に希望する施設へお子さまと一緒に見学に行き、施設の担当者にご相談ください。**なお、施設の受入態勢が整わず、入園をお受けできない場合もありますので、期間に余裕をもってお早目にご相談ください。

また、お子さまが医療的ケアを必要とする場合には、あらかじめ**幼保運営課 指導グループ(☎053-457-2117)**にご相談ください。

#### 申込みの流れについて





# 令和6年度4月一斉受付スケジュール 【参考】

募集人数は子育て情報サイト「ぴっぴ」のホームページで確認できます。

ぴっぴ

検索



## 【一次受付】

### ◆書類配布：令和5年10月2日（月）～

幼保支援課、中央区役所を除く区役所・行政センターで配布します。

### ◆募集人数公表：令和5年10月2日（月）

※1 子育て情報サイト「ぴっぴ」で公表します。公表は13時頃を予定しています。

※2 職員の確保状況などの理由で募集人数が変更となる場合があります。

**必ず12月4日（月）公表の確定値を確認してください。**

必ず施設見学をしてください！

### ◆郵送受付期間：令和5年10月2日（月）～令和5年10月25日（水）【締切日当日消印有効】

※3 先着順ではありませんので、不備なく書類をそろえて受付期間内に郵送してください。

※4 不備等が確認された場合は受付ができないことがあります。

※5 提出書類の内容に不備等が確認された場合は保育相談センターからご連絡をさせていただきます。

【幼保支援課 保育相談センター】 ☎053-457-2833



### ◆募集人数（確定値）・申込状況公表：令和5年12月4日（月）

※6 募集人数の確定値、申込状況を子育て情報サイト「ぴっぴ」で公表します。公表は13時頃を予定しています。

### ◆希望園等変更期間：令和5年12月6日（水）～令和5年12月8日（金）8時30分から17時15分

※7 希望園変更またはきょうだい区分変更は保育相談センターへお電話ください。

【幼保支援課 保育相談センター】 ☎053-457-2833

希望園変更は、期間中1人1回限りとなります。

## 【一次選考】

### ★結果通知発送日：令和6年1月17日（水）

※8 自宅に届くのは発送日の翌日以降となります。

## 【二次受付】

新規申込み

内定

保留

### ◆募集人数・申込状況公表：令和6年1月29日（月） ※1に同じ

### ◆郵送受付期間：令和6年1月29日（月）

～令和6年2月2日（金）【締切日当日消印有効】 ※3※4※5に同じ



希望園変更は、一次選考対象世帯のみで、期間中1人1回限りとなります。

### ◆希望園等変更期間：令和6年1月29日（月）～令和6年2月2日（金）8時30分から17時15分

※7に同じ

※9 申込状況は令和6年1月29日（月）に子育て情報サイト「ぴっぴ」で公表します。公表は13時頃を予定しています。

## 【二次選考】

二次選考の対象世帯は、令和6年1月29日（月）から令和6年2月2日（金）までの受付期間に申込みをした世帯と一次選考対象世帯で入園保留になった世帯となります。

入園面接

### ★結果通知発送日：令和6年2月27日（火） ※8に同じ

内定

保留

5月選考へ

※申込みは原則、令和7年3月（令和6年度中）入園選考まで有効

### 令和6年4月1日現在、保留となった方について

- 求職活動や妊娠・出産等の場合を除き、令和7年3月（令和6年度中）まで入園選考の対象となります。募集枠に空きが生じて入園内定となった場合は、入園内定月の前月18日前後に電話連絡させていただきます。
- 二次選考終了後に内定の取下げまたは在園児の退園があった場合、二次選考までに申込みされ、保留となった方を対象に繰上げ内定となる場合があります。なお、繰上げ内定の方には電話連絡させていただきます。

### 内定された方について

- 「保育料決定通知書（0～2歳児クラスのみ）」、「入所承諾書（保育所のみ）」、「副食費免除決定通知（3歳児クラス以上の該当者のみ）」の発送は3月下旬頃を予定しています。面接で特に指摘がなければ、事実上の入園決定となります。

## 年度途中受付スケジュール ※先着順ではありません

◆書類配布 令和5年10月2日(月)～  
幼保支援課、中央区役所を除く区役所・行政センターで配布します。

必ず施設見学をしてください!

◆新規申請書類・追加書類受付期間【幼保支援課あて郵送：締切日当日消印有効】

入園希望前々月の20日頃～入園希望前月の5日頃(詳細はP10をご覧ください)

- ※1 先着順ではありませんので、不備なく書類をそろえて受付期間内に郵送してください。
- ※2 不備等が確認された場合は受付ができないことがありますので、日程に余裕をもって郵送してください。
- ※3 提出書類の内容に不備等が確認された場合は保育相談センターからご連絡をさせていただきます。

【幼保支援課 保育相談センター】 ☎053-457-2833



◆募集人数・申込状況公表 入園希望前月1日(閉庁日の場合は翌開庁日)(詳細はP10をご覧ください)

※4 子育て情報サイト「びっぴ」で公表します。公表は13時頃を予定しています。

◆希望園・きょうだい区分変更期間

書類受付締切後定められた2日間(土日祝除く)(詳細はP10をご覧ください)

※5 希望園変更またはきょうだい区分変更は保育相談センターへ電話にてご連絡ください。

【幼保支援課 保育相談センター】 ☎053-457-2833



希望園変更は、各期間中1人1回限りとなります。

### 内定

入園内定月の前月18日前後に電話連絡させていただきます。

【幼保支援課 入所管理グループ】

☎053-457-2867

### 選考

### 保留

初月のみ「保育施設入園保留通知」を郵送でお知らせします。

なお、利用申込書類は、求職活動や妊娠・出産等の場合を除き、令和7年3月(令和6年度中)入園申込みまで有効となります。令和7年度も引続き申込みを希望される場合は、新たに申込みの手続きが必要となります。(申込みを取下げの場合は、取下書の提出が必要となります。P41をご覧ください。)

### 入園面接

内定した認可保育施設等で面接を行います。(面接を受けない場合は、内定取消しとなる場合があります。)後日、入園決定と保育料決定等の通知を郵送します。

### 翌月の選考へ

申込みは原則、求職活動や妊娠・出産等の場合を除き、令和7年3月(令和6年度中)入園申込みまで有効となります。令和7年度も引続き申込みを希望される場合は、新たに申込みの手続きが必要となります。(申込みを取下げの場合は、取下書の提出が必要となります。P41をご覧ください。)

### 利用開始(入園)

入園は、毎月1日からとなります。  
※内定辞退は、原則、入園月の前月25日(閉庁日の場合は前開庁日)までとします。  
辞退される場合は、速やかに幼保支援課へ電話でご連絡ください。

【幼保支援課 入所管理グループ】

☎053-457-2867

### 追加書類の提出について

申込みの内容に変更があった場合は、追加提出書類受付期間内(P10参照)に書類を郵送してください。「書類の提出方法について」はP39・P40・P45をご覧ください。



## 年度途中申請書類受付期間・募集人数等公表日について

入園希望月ごとに書類の受付期間があります。期間外の受付はできかねますのでご注意ください。

※Aの利用希望期間の開始月が空欄の場合は、書類を受付した期間の入園希望として受付します。

入園希望月	新規申請書類 追加提出書類	受付期間	募集人数等公表日
令和6年 5月	令和6年 3月21日(木)～	令和6年 4月5日(金)	令和6年 4月1日(月)
6月	4月22日(月)～	5月7日(火)	5月1日(水)
7月	5月20日(月)～	6月5日(水)	6月3日(月)
8月	6月20日(木)～	7月5日(金)	7月1日(月)
9月	7月22日(月)～	8月5日(月)	8月1日(木)
10月	8月20日(火)～	9月5日(木)	9月2日(月)
11月	9月20日(金)～	10月4日(金)	10月1日(火)
12月	10月21日(月)～	11月5日(火)	11月1日(金)
令和7年 1月	11月20日(水)～	12月5日(木)	12月2日(月)
2月	12月20日(金)～	令和7年 1月8日(水)	令和7年 1月6日(月)
3月	令和7年 1月20日(月)～	2月5日(水)	2月3日(月)

※募集人数および申込み状況については、子育て情報サイト「ぴっぴ」で公表します。

※子育て情報サイト「ぴっぴ」での募集人数等の公表は、上記公表日の13時頃を予定しています。

※消印が受付期間を過ぎている書類については翌月選考からの対象となります。

## 年度途中希望園・きょうだい区分変更期間

入園希望月ごとに希望園・きょうだい区分変更の受付期間があります。

希望園変更は、各期間中1人1回限りとなります。

受付時間は8時30分から17時15分までとなります。

期間外の受付はできかねますのでご注意ください。

お手元に令和6年度認可保育施設利用案内(この冊子)をご用意のうえ、お電話ください。【幼保支援課 保育相談センター】 ☎053-457-2833

募集人数等の確認  
はこちらから



入園希望月	希望園・きょうだい区分変更期間	募集人数等公表日
令和6年 5月	令和6年 4月11日(木)～	令和6年 4月12日(金)
6月	5月13日(月)～	5月14日(火)
7月	6月11日(火)～	6月12日(水)
8月	7月10日(水)～	7月11日(木)
9月	8月13日(火)～	8月14日(水)
10月	9月10日(火)～	9月11日(水)
11月	10月10日(木)～	10月11日(金)
12月	11月11日(月)～	11月12日(火)
令和7年 1月	12月11日(水)～	12月12日(木)
2月	令和7年 1月14日(火)～	令和7年 1月15日(水)
3月	2月12日(水)～	2月13日(木)

※募集人数及び申込み状況については、子育て情報サイト「ぴっぴ」で公表します。

※子育て情報サイト「ぴっぴ」での募集人数等の公表は、上記公表日の13時頃を予定しています。

※希望園を変更する場合は、必ず通える施設を選んでください。

内定を辞退されますと、施設の運営に支障が出る場合があります。また、令和7年3月(令和6年度中)までの利用調整上で減点(-7点)されますので、希望園選びには十分ご注意ください。

## 必要書類や注意点について

利用調整に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことを確認の上、提出してください。(提出した書類は返却できませんので、コピー等をもって保管することをおすすめします。)

★＝申込み時に不足・不備があると、申込み自体が無効となる書類

▲＝申込み時に不足・不備があっても申込み自体は有効となるが、利用調整基準点に加点されないまたは減点になる書類



### <全ての方が必要な書類>

必要な書類	注意点	記入要領
郵送チェックリスト	書類の提出前に同封書類の確認☑後、同封の上、郵送してください	
★A 教育・保育給付認定申請書兼 利用申込書(2号・3号認定用)	記入要領をご覧ください	P15 P16
★B 認可保育施設利用申込補助票① <u>※きょうだい複数人で申込みの 場合はコピー可とします</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出産予定について⇒出産予定の有無について該当箇所に☑をしてください</li> <li>2. 調査項目について⇒各時点での住民票上の住所をご記入ください</li> <li>3. 保護者の就労状況について⇒令和4年1月以降に勤務履歴がある方、現在就労中または就労内定の方は該当箇所にご記入ください</li> <li>4. 世帯の状況⇒該当する方のみ、ご記入ください</li> <li>5. 祖父母の状況⇒同居の有無に関わらず、ご記入ください</li> <li>6. きょうだいの状況⇒申込みをしない小学校就学前のきょうだいがいる方のみご記入ください</li> </ol>	P17 P18
★C 認可保育施設利用申込補助票② (児童状況確認) <u>※コピー不可</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申込児童の保育状況⇒申込児童の過去の保育施設利用状況と現在の保育状況についてご記入ください</li> <li>2. きょうだいで同時申込みをする場合⇒「同時申込みする場合の意向」について漏れのないようにご記入ください</li> <li>3. 申込児童の健康状況⇒申込児童の現在の健康状況についてご記入ください</li> </ol>	P19 P20
★D マイナンバー記入用紙 および本人確認書類	申請者(教育・保育給付認定申請保護者)の本人確認書類が必要となります	P23 P24

【別表1】★保育を必要とすることを証明する書類 ※父・母それぞれ最低一つずつ必要となります。

【例】父：就労 母：親族の介護 を理由に保育が必要な場合  
 父→類型A 《必要な書類》様式 就労証明書  
 母→類型F 《必要な書類》様式 No.① 申立書兼誓約書、診断書（任意様式可）  
 （診断書の代わりに要介護認定通知・障害者手帳等のコピーでも可）

類型	保護者等の状況	⇒	様式 No.	必要な書類 (様式名)	注意点 追加で必要となる書類	記入要領
A	雇用されている方 (内定含む)	⇒	★	就労証明書	※内職の方…勤務者の申告に基づき、雇用主の方に記入を依頼してください ※転入予定の方…転入後の就労先の就労証明書を提出してください 追加書類なし	P26
	内職の方					
	自営業の方					
	農業・漁業・林業の方					
B	求職活動または起業準備を行っている方	⇒	★ ①	申立書兼誓約書	追加書類なし	P27
C	妊娠・出産の方				★母子手帳（表紙と分娩予定日が分かるページ）のコピー	P28
D	入院・療養中の方				★様式②診断書 ※きょうだい分についてはコピーを添付してください	P27 P28 P29
E	障がいがある方				★障害者手帳または療育手帳等（氏名・等級・有効期限が分かるページ）のコピー	P27 P28
F	親族の常時介護・看護または施設通所の付添いをしている方				★診断書（任意様式可） ※きょうだい分についてはコピーを添付してください ※診断書の代わりに要介護認定通知・障害者手帳等のコピーでも可としています	
G	災害により自宅や近隣の復旧にあたっている方				幼保支援課までご確認ください	
H	保護者が学校に通っている方 (就学内定含む)				★①在学証明書または（入学前の場合）合格通知書のコピー ★②カリキュラムのコピーまたは指導教授による在籍を証明するもの（任意様式）	
I	保護者が死亡、行方不明等のため不存在の場合				幼保支援課までご確認ください	

<ひとり親家庭として申請できる条件と必要書類>

世帯の状況	保育を必要とすることが分かる証明書の提出が必要な対象者	ひとり親家庭と認定するために追加で必要な書類
離婚かつ別居（住民票が別）が成立している場合	現在、申請児童を監護している方	なし
離婚調停中で住民票が別の場合		★離婚調停中であることが分かる裁判所の書類のコピー

※以下の状況の場合、ひとり親家庭としての申請はできないため、父母ともに保育を必要とすることが分かる証明書のご提出をお願いします。

- ・離婚成立または離婚調停中であるが、住民票が同居の場合
- ・住民票は別住所だが、離婚成立や離婚調停ができていない場合

【別表2】 世帯の状況により必要となる書類 ※当てはまらない場合は、提出不要です。

<以下に該当する方>

世帯の状況		様式 No.	必要な書類	注意点	記入要領
申込児童	認証保育所・認可外保育施設・事業所内保育事業（従業員枠）・企業主導型保育事業に預けている	⇒ ▲ ③ ④	（ 保育状況申告書 + 入所契約書のコピー ） または 在籍（入園予定）証明書	在籍（入園予定）証明書を提出する場合は保育状況申告書と入所契約書のコピーの提出は不要です	P30 P31
	親族等に預けている	⇒ ▲ ③	保育状況申告書 + （親族が市外在住の場合） 保育を行っている親族の 身分証明書のコピー	身分証明書は氏名・住所 地が分かるページを コピーしてください	P30
	同伴就労している	⇒ ▲ ③	保育状況申告書		P30
就学前の申込児童 以外のきょうだい	幼稚園・認証保育所・認可外保育施設・企業主導型保育事業または児童発達支援施設を利用している（認可保育施設を利用している場合は対象外）	⇒ ★ ③ ④	（ 保育状況申告書 + 入所契約書のコピー ） または 在籍（入園予定）証明書	在籍（入園予定）証明書を提出する場合は保育状況申告書と入所契約書のコピーの提出は不要です	P30 P31
（父・母・申込児童のうち） 外国籍の方がいる		⇒ ★	在留カードのコピー	表裏の両面をコピーしてください	—
申込児童と住民票上の <u>同世帯</u> に 障害者手帳等の交付を受けている 方がいる		⇒ ▲	障害者手帳または 療育手帳等のコピー	氏名・等級・有効期限の 分かるページをコピー してください	—
同地番（2世帯住宅含む）の親族 を <u>日常的に</u> 介護・看護や入院・通 院・通所の付添いをしている		⇒ ▲ ①	申立書兼誓約書及び 障害者手帳等証明資料の コピー	基準点の類型が「F 親 族の介護・看護」以外 の方が対象です	P27 P28
生活保護を受給している		⇒ ▲	生活保護証明書の コピー	担当のケースワーカー へ依頼をしてください	—
申込児童に集団保育の必要があ ると医師や専門家の所見がある		⇒ ▲	診断書もしくは 医師等の意見書	診断書・意見書は任意 様式でかまいません	—
保護者が里親の方		⇒ ★	措置決定通知書のコピー		—
<u>転園希望の方</u> （現在、認可保育施 設に通いながら、別の認可保育施 設を希望する方）		⇒ ★	転園希望調査票		P25
浜松市外からの転入予定で申込 みをする場合		⇒ ★	申込児童名・生年月日が 分かる書類のコピー	マイナンバーカード、 健康保険証等	—
出産予定がある場合		⇒ ★	親子健康手帳（母子健康 手帳）のコピー	表紙と分娩予定日が分 かるページをコピーし てください	—

<該当の基準日・期間の住所が浜松市以外の方>

世帯の状況	必要書類
<p>【基準日：令和5年1月1日】</p> <p>令和5年1月1日現在、浜松市で住民登録がない方            ※令和5年1月2日以降に浜松市に転入された方            ※単身赴任等で保護者の住民票が浜松市にない方等</p>	<p>以下のいずれか1つ</p> <p>▲令和5年度市区町村民税（非課税）課税証明書            （令和5年1月1日現在の居住地の市区町村が発行する合計所得、控除額が分かるもの）            ※きょうだい申込みの場合、きょうだいのいずれかに原本を添付すればコピーでも構いません</p> <p>[給与所得の方]            ▲令和5年度住民税特別徴収税額通知書のコピー            ※対象者氏名、税額計算に関わる項目がすべてわかるようにコピーをお願いします。</p> <p>[事業をなさっている方]            ▲令和5年度住民税納税通知書のコピー            ※対象者氏名、税額計算に関わる項目がすべてわかるようにコピーをお願いします。</p> <p>※以下の場合は<u>保育料が最高額（17階層）・副食費免除対象外</u>となります。また、<u>選考で同一点数となった場合の優先段階5の扱いが最高額</u>となります。            ・証明書等未提出の場合            ・年度誤りの場合（正：令和5年度）            ・証明書誤りの場合</p>
<p>【期間：令和4年1月1日～令和4年12月31日】</p> <p>令和4年中に海外勤務期間がある方</p>	<p>[海外の収入が分かるもの]            ▲令和4年中の海外勤務期間中の所得額や社会保険料等（1月～12月の12ヶ月分）の各種控除等が分かる証明書類</p>

<令和6年1月1日現在、浜松市に住民登録がない場合>

令和6年9月以降の利用者負担額（保育料）を決定するにあたり、令和6年度の課税資料（例年、6月頃発行開始）の提出を依頼させていただく場合があります。

入園のタイミングによっては提出締切日まで期間が短いことがありますので、該当する方はあらかじめご準備いただくことをおすすめします。

就労証明書、診断書、在籍証明書等の各種証明については、証明日／発行日が証明書等提出日から3ヶ月以前の場合は無効となりますので、ご注意ください。

★＝申込み時に不足・不備があると、申込み自体が無効となる書類

▲＝申込み時に不足・不備があっても申込み自体は有効となるが、利用調整基準点に加点されないまたは減点になる書類

書類のダウンロードはこちらから



**A 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書(2号・3号認定用)【記入要領】**

**A**

第2号様式

施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付  
(あて先) 浜松市長

私はこの申請から教育・保育給付認定期間終了までの間、次に掲げる  
・子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の  
町村民税の情報(同一世帯者を含む)並びに世帯情報を閲覧、取得  
・上記情報に基づき決定した利用者負担額及び副食費の徴収免除に係る事項について、教育・保育施設等に対して提供すること

**【重要】**

黒のボールペンで丁寧に記入してください  
鉛筆、消せるボールペン等での記入は無効となります  
修正する場合は、修正箇所にも二重線を引き、余白に正しい情報をご記入ください(訂正印は必要ありません)  
修正テープや修正ペンは使わないようにご注意ください

《1》保護者氏名を記入してください  
※父・母どちらでも構いません

《2》連絡先を記入してください  
第一連絡先に「○」を記入してください

保護者	フリガナ	ハママツ タロウ	氏名	浜松 太郎	電話	自宅	053-XXXX-XXXX
					携帯	父	090-4444-4444
					母		090-4444-4444
	現住所	〒430-3652 浜松市中区元城町103-2 コーポハマ					
	令和5年1月1日現在の住所 (現住所と同じ場合は「同上」と記入)	同上					

《3》令和5年1月1日現在の住所を記入してください  
※令和5年1月1日現在の住所が浜松市外の方は、  
令和5年度市区町村民税課税(非課税)証明書等の  
課税資料を提出してください

認定申請児童	個人番号(マイナンバー)	フリガナ	ハママツ ジロウ	性別	男	生年月日	令和5年 5月 5日	障害者手帳等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	氏名	浜松 二郎							

《4》入園を希望する児童名を記入してください  
※出生前申込みをする場合(4月申込みのみ)は  
「●●(名字)ベビー」とし、生年月日には出産  
予定日を記入してください

認定申請児童以外の同居(同地番)家族	個人番号(マイナンバー)	フリガナ	ハママツ タロウ	氏名	浜松 太郎	就労先・学校等の名称	〇〇株式会社	障害者手帳等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	個人番号(マイナンバー)	フリガナ	ハママツ ハナ子	氏名	浜松 花子	母	S63.11.15	〇〇病院	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
		フリガナ	ハママツ フユコ	氏名	浜松 冬子				有・ <input checked="" type="radio"/> 無
		フリガナ	ハママツ イチロウ	氏名	浜松 一郎				有・ <input checked="" type="radio"/> 無
		フリガナ	ハママツ アキオ	氏名	浜松 秋夫				有・ <input checked="" type="radio"/> 無
		フリガナ	ハママツ ハルコ	氏名	浜松 春子	祖母	S34.9.8	病氣療養中	<input checked="" type="radio"/> 有・無
									有・無

《5》申込児童以外の同居(同地番)家族全員を記入してください

《6》障害者手帳・療育手帳・障害者年金等に該当する場合は、有に○を付けてください  
※有の場合、障害者手帳・療育手帳・障害者年金証書等のコピーを提出してください(氏名、等級などが記載されているページ)

《7》単身赴任等で別居している方の氏名等を記入してください

氏名	続柄	生年月日	〒

《8》ひとり親家庭の場合、その理由にを入れ、事実発生日を記入してください

ひとり親家庭の場合その理由	<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚調停中 <input type="checkbox"/> 未婚 ( <input type="checkbox"/> 認知 <input type="checkbox"/> 未認知 ) <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 服役(拘禁)
生活保護の状況	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> あり (平成・令和 年 月 日受給開始)

《9》生活保護の受給状況にを入れてください  
※ありの場合は、受給開始日を記入し、生活保護証明書のコピーを提出してください  
※生活保護証明書がない場合は、担当のケースワーカーにご相談ください

《10》利用希望期間を記入してください  
※空欄の場合は書類を受付した期間の入園希望月とみなします

利用希望期間	6年 4月 1日 から <input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで
--------	--



認定区分	<input type="checkbox"/> 2号認定（満3歳から小学1年生） <input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間（最長11時間） ※就労時間が短時間開所		《11》希望する保育認定時間・その理由に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください ※求職活動事由での申込みの場合、保育短時間認定となります ※その他不明な点についてはP5～P6をご覧ください
希望する保育認定時間	<input type="checkbox"/> 通勤時間がかかるため（片道 分） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 求職中のため <input type="checkbox"/> その他（ ）	
保育を必要とする事由	※当てはまる事由すべてに <input checked="" type="checkbox"/> をしてください		
父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 児童虐待・D V <input type="checkbox"/> その他（ ）	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 （出産予定日：令和 年 月 日） <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 児童虐待・D V <input type="checkbox"/> その他（ ）

希望順位	施設 No.	施設名	希望理由	希望月	施設コード	記入欄
第1希望	〇 〇 〇	〇〇こども園	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		記入不要
第2希望	△ △ △	△△保育園	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
第3希望	□ □ □	□□こども園	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
第4希望	× × ×	××保育園	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
第5希望	● ● ●	●●保育園	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
第6希望	▲ ▲ ▲	▲▲こども園	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
第7希望			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

転入/転居予定の場合	転入/転居予定先	〒	転入/転居予定日	令和 年 月 日頃	
	結果通知送付希望先	<input type="checkbox"/> 現住所（令和 年 月 日頃まで） ・ <input type="checkbox"/> 転入/転居予定先 <input type="checkbox"/> その他【送付先住所： 】			
	転入/転居後の同居家族	父・母・申込児童・兄・姉・弟・妹・祖父・祖母・その他（ ）			
	転入後の就労状況	※就労事由で申込みを予定している方のみ記入してください。 転入後の就労先が決まっていな場合は、求職活動での申込みとなります。 <input type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 転勤			

世帯構成に変更がある方	《13》施設 No. ・施設名称を記入し、見学済み施設には <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください （施設名称は省略せず、P60～P67「認可保育施設一覧」と同じ名称を記入してください） ※施設 No. と施設名称が異なる記載の場合、施設名称が優先されます ※希望園は必ず見学に行き、内定したら必ず通える施設のご記入をお願いします やむを得ず見学できない場合は必ず施設に電話連絡をお願いします 内定を辞退されますと、施設の運営に支障が出る場合があります ※0歳児クラスを希望する方は施設の受託年齢を必ず確認してください →受託年齢に達していない施設への申込みはできません P60～P67「認可保育施設一覧」をご覧ください
※市記録欄	

《14》浜松市への転入及び浜松市内での転居を予定している方は必ず記入してください  
 ※転入/転居予定先や予定日が未定の場合は「未定」と記入してください  
 ※就労事由で申込みする場合には転入/転居後の就労状況の該当する箇所必ずを入れてください  
 ※転入/転居後の就労先がまだ決まっていな場合は求職活動事由での申込みとなります

《15》世帯構成の変更予定がある方のみ記入してください  
 ※申請書類は入園希望月の申込み締切日時点での世帯状況にて提出してください

**B 認可保育施設利用申込補助票①【記入要領】**

コピー可

※両面コピーしてください

**B**

児童名	浜松 二郎	生年月日	平成・令和 年 月 日
氏名		生年月日	平成・令和 年 月 日

認可保育施設利用申込補助票①

★きょうだいで申込する方は申込児童分を両面コピーして提出してください

1 出産予定について 該当箇所にご記入ください  
※有の場合には、母子手帳のコピー（表紙と分娩予定日の分かるページ）を添付してください

《1》これから生まれる予定のお子様がいるご家庭については、出産予定日と出産予定のお子様の入園希望時期を記入してください

出産予定	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 出産予定有の場合⇒	出産予定のお子様の入園希望時期	令和 7年 5月
------	----------------------------	---	-----------------	----------

《2》該当時点での住民票上の住所を父・母それぞれ記入してください

内容	父親の状況	母親の状況
令和5年1月1日現在の住所	※浜松市外の方は下記に住所をご記入ください。 (住所: )	<input checked="" type="checkbox"/> 浜松市 <input type="checkbox"/> 浜松市外 ※浜松市外の方は下記に住所をご記入ください。 (住所: )
令和6年1月1日現在の住所 ※令和6年1月1日以降に申請の方のみご記入ください	<input type="checkbox"/> 浜松市 <input type="checkbox"/> 浜松市外 ※浜松市外の方は下記に住所をご記入ください。 (住所: )	<input type="checkbox"/> 浜松市 <input type="checkbox"/> 浜松市外 ※浜松市外の方は下記に住所をご記入ください。

《3》令和4年1月以降の勤務履歴について記入してください

3 保護者の就労状況について 該当箇所にご記入ください  
★の項目は利用調整基準点や

内容	父親の状況	母親	
①令和4年1月以降の勤務履歴	<input type="checkbox"/> 無 … 設問は以上です。裏面へお進みください。 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (現在も同じ勤務先) … ③についてご記入ください。 <input type="checkbox"/> 有 (現在と違う勤務先) … ②③についてご記入ください。	<input type="checkbox"/> 無 … 設問は以上です。裏面へお進みください。 <input type="checkbox"/> 有 (現在も同じ勤務先) … ③についてご記入ください。 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (現在と違う勤務先) … ②③についてご記入ください。	
②前勤務先情報 ※現在と同じ勤務先の場合は記入不要です	・前勤務先名( ) ・勤務期間(平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日) ・前々勤務先名( ) ・勤務期間(平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)	・前勤務先名( <u>AAクリニック</u> ) ・勤務期間( <u>平成</u> 令和 26年 4月 1日 ~ 令和 4年 1月 31日 ) ・前々勤務先名( ) ・勤務期間(平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)	
③現在の就労状況 ※現在、就労中または就労先が決まっている方のみご記入ください。	勤務先等名称	OO株式会社 経営者が親族の場合は父親との関係( )	OO病院 経営者が親族の場合は母親との関係( )
	通勤時間	自宅 ⇒ 職場 片道 <u>60</u> 分	自宅 ⇒ 職場 片道 <u>30</u> 分
	★職種	<u>事務職</u>	<u>看護師</u>
	★仕事内容	<u>営業</u>	<u>外業</u>
	★雇用年月日	昭和・平成・令和 <u>25</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日	昭和・平成・令和 <u>4</u> 年 <u>2</u> 月 <u>10</u> 日
	★雇用期間 ※定めがある場合のみ	平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 更新: <input type="checkbox"/> 有【 月毎】 ・ <input type="checkbox"/> 無	平成・令和 <u>5</u> 年 <u>6</u> 月 <u>1</u> 日 ~ 令和 <u>6</u> 年 <u>5</u> 月 <u>31</u> 日 更新: <input checked="" type="checkbox"/> 有【 <u>12</u> ヶ月毎】 ・ <input type="checkbox"/> 無
	★単身赴任	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 赴任中 <input type="checkbox"/> 赴任予定 期間を記入してください 平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 赴任中 <input type="checkbox"/> 赴任予定 期間を記入してください 平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
現在、休職中の方、または過去1年以内に産後休業、育児休業を取得している場合はご記入ください。	産前産後休業期間	令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月 <u>11</u> 日 ~ 令和 <u>5</u> 年 <u>6</u> 月 <u>30</u> 日	
	令和 <u>5</u> 年 <u>7</u> 月 <u>1</u> 日 ~ 令和 <u>6</u> 年 <u>5</u> 月 <u>4</u> 日	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 ※可の場合は延長期間をご記入ください (令和 <u>5</u> 年 <u>7</u> 月 <u>1</u> 日 ~ 令和 <u>6</u> 年 <u>11</u> 月 <u>4</u> 日)	

《4》利用調整基準点や認定期間に関わる項目のため該当箇所は必ず記入してください

① **【入園希望】** 認可保育施設に入園できた場合、直ちに復職を希望する  
(利用調整において通常通りの順位付けとなることを希望する)

② **【育児休業延長希望】** 希望する認可保育施設に入園できない場合は、育児休業の延長もできる  
(利用調整基準点が0点となりますが、保留を確約するものではありません)

※上記の選択を変更したい場合は書類提出期間内に「育児休業の延長に伴う入園選考順位に関する変更届」の提出をお願いします

《5》育児休業取得中の方は選考での優先順位の取り扱いについて希望する選択肢にを入れてください  
項目の②を選択した場合、優先順位を下げて(利用調整基準点が0点となります)の選考となります  
なお、この取扱いは優先順位を下げるものであり、保留になることを確約するものではありません  
また、取り扱いを変更したい場合には「育児休業の延長に伴う入園選考順位に関する変更届」を提出してください  
(「書類の提出方法について」はP45を参照してください)

《6》ひとり親世帯の方はひとり親の理由に  
を入れ、事実発生日を記入してください

《7》同一世帯に障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当受給対象児童・障害年金受給者がいる場合には対象の方の氏名・申請児童との続柄を記入してください

4

ひとり親世帯の方は  離別  死別  離婚調停中  未婚 (  認知 )  
 理由を選択してください。 上記に該当する場合その事実発生日 ( 平成 )

同一世帯に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合にご記入ください。	手帳所持者の氏名 (申請児童との続柄)	浜松 春子 ( 祖母 )	( )
	手帳名	( 身体障害者 ) 手帳 ( 3 ) 級	( ) 手帳 ( ) 級
	特別児童扶養手当受給の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( ) 級	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( ) 級
	障害年金等の受給の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

【外国籍の方】日本語の理解度について

	わからない	ふつう	よくわかる
父	1	2	3
母	1	2	3

《8》外国籍の方は自己評価による日本語の理解度に○を付けてください

《9》申込児童からみた祖父母の状況をわかる範囲で記入してください

祖父の状況	父方 (フリガナ)	ハママツ アキオ	母方 (フリガナ)	スズキ ヨシコ
	氏名	浜松 秋夫 ( 65 ) 歳	氏名	駿府 三郎 ( 62 ) 歳
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 同居予定 ( 年 月 頃 ) <input type="checkbox"/> 別居 (住所をご記入ください)	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 (住所をご記入ください) 静岡県静岡市〇〇区〇〇町〇〇番地
	連絡先	053-XXX-XXXX	連絡先	054-▲▲▲-▲▲▲▲
祖母の状況	父方 (フリガナ)	ハママツ ハルコ	母方 (フリガナ)	スズキ ヨシコ
	氏名	浜松 春子 ( 63 ) 歳	氏名	駿府 美子 ( 61 ) 歳
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 同居予定 ( 年 月 頃 ) <input type="checkbox"/> 別居 (住所をご記入ください)	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 (住所をご記入ください) 同上
	連絡先	同上	連絡先	同上

6 きょうだいの状況 ※申込みをしない小学校就学前のきょうだいについてご記入ください。  
 ※当該児童 (児童名①・児童名②) が次の場合は当該児童の申込みが必要となります。  
 ・一時預かり事業を利用している場合  
 ・保護者が自宅で保育/同伴就労している場合  
 ・保育施設等に入園する予定がある場合でも入園希望月に在籍していない場合

児童名①	浜松 一郎	申込児童との続柄	兄	生年月日	平成 令和 30年 9月 8日
今後の保育状況	① <input type="checkbox"/> 認定こども園 (保育園機能: 2号・3号認定)・保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業 ② <input type="checkbox"/> 認定こども園 (幼稚園機能: 1号認定) ③ <input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園 ④ <input type="checkbox"/> 認証保育所 ⑤ <input type="checkbox"/> 企業主導型保育事業 ⑥ <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 (認証保育所・企業主導型保育事業以外) ⑦ <input type="checkbox"/> 児童発達支援施設 ⑧ <input type="checkbox"/> 同居の親族が保育を行う (続柄: _____) ⑨ <input type="checkbox"/> 別居の親族が保育を行う (住所: _____) (続柄: _____) ⑩ <input type="checkbox"/> 知人が保育を行う ⑪ <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )				
児童名②		申込児童との続柄		生年月日	平成 令和 年 月 日
今後の保育状況	① <input type="checkbox"/> 認定こども園 (保育園機能: 2号・3号認定)・保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業 ② <input type="checkbox"/> 認定こども園 (幼稚園機能: 1号認定) ③ <input type="checkbox"/> 幼稚園 ④ <input type="checkbox"/> 認証保育所 ⑤ <input type="checkbox"/> 企業主導型保育事業 ⑥ <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 (認証保育所・企業主導型保育事業以外) ⑦ <input type="checkbox"/> 児童発達支援施設 ⑧ <input type="checkbox"/> 同居の親族が保育を行う (続柄: _____) ⑨ <input type="checkbox"/> 別居の親族が保育を行う (住所: _____) (続柄: _____) ⑩ <input type="checkbox"/> 知人が保育を行う ⑪ <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )				

《10》認可保育施設の申込みをしない小学校就学前のきょうだいの氏名・保育状況等を記入してください  
 該当のきょうだいがいる場合には、「様式③保育状況申告書」または「様式④在籍 (入園予定) 証明書」を一緒に提出してください

**C 認可保育施設利用申込補助票②（児童状況確認）【記入要領】**

**C**

児童名	生年月日
浜松 二郎	平成・令和 5年 5月 5日

**認可保育施設利用申**

- ★利用調整（選考）する方
- ★きょうだいで申込する方

《1》過去に浜松市内の認可保育施設を利用し、退園している場合には、過去に利用していた施設名・退園年月を記入してください

します。

**1 申込児童の保育状況**

出産又は育児取得により一度認可保育施設を退園した場合は施設名・退園年月をご記入ください。  
施設名：【 】 退園年月：【平成・令和

現在の保育状況	<input type="checkbox"/> ① 自宅で保育（ <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母）	<input type="checkbox"/> ② 同居の祖父母（ <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母）	<input checked="" type="checkbox"/> ③ 育児休業中（ <input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母）	
	<input type="checkbox"/> ④ 認定こども園（幼稚園機能：1号認定）	施設名（		
	<input type="checkbox"/> ⑤ 認定こども園（保育園機能：2号・3号認定）	（ <input type="checkbox"/> 正規入園 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業）		
	<input type="checkbox"/> ⑥ 幼稚園	<input type="checkbox"/> ⑦ 保育所	<input type="checkbox"/> ⑧ 小規模保育事業	期間（平成・令和 年 月頃から利用している）
	<input type="checkbox"/> ⑨ 事業所内保育事業	<input type="checkbox"/> ⑩ 認証保育所	利用頻度（月平均 日利用）	
	<input type="checkbox"/> ⑪ 企業主導型保育事業	利用料（ <input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 ¥		
	<input type="checkbox"/> ⑫ 認可外保育施設（認証保育所・企業主導型保育事業以外）	⑨⑩の場合に		
	<input type="checkbox"/> ⑬ 児童発達支援施設	《3》待機している間の申込児童の保育の見通しを具体的に記入してください 空欄の場合は家庭での保育可能とみなします		
	<input type="checkbox"/> ⑭ 保育ママ・ファミリーサポート事業	<input type="checkbox"/> ⑮ その他の施設（		
	<input type="checkbox"/> ⑯ 同伴就労（ <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母）	危険物の取扱いの有無： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 有の場合⇒対象物		
	<input type="checkbox"/> ⑰ 親族（住所： 児童との続柄 ）			

《2》申込児童の現在の保育状況を記入してください

待機する場合の保育状況について教えてください。 ※未記入の場合、家庭での保育可能とみなします

上記の「現在の保育状況」で示した状態を継続する場合は上記番号を選択。（ 番）

上記の「現在の保育状況」以外の保育を検討する。【(具体的にご記入ください。) 企業主導型保育事業を利用する 1】

**2 きょうだいで同時申込みをする場合 ※下表より該当の番号をご記入ください。**

No.	同時申込みする場合の意向 ※①～④はきょうだいでそろえてください。	希望 No.
①	申込児童全員が同時期・同施設の入園ができなければ入園を希望しない。（同時期・同施設）	④
②	きょうだいが別施設の入園となっても良いが同時期でなければ入園を希望しない。（同時期・別施設）	
③	きょうだいが別時期の入園でも良いが同施設でなければ入園を希望しない。（別時期・同施設）	
④	きょうだいが別時期・別施設の入園でもよい。（別時期・別施設）	

③・④を選択した方は以下の質問にお答えください。

質問1 入園内定した場合のご意向をお答えください。希望を1箇所選択し☑をしてください

2人きょうだい同時申込みの方		3人きょうだい同時申込みの方	
● きょうだいのうち1人のみ内定となった場合		● きょうだいのうち2人のみ内定となった場合	
A	<input type="checkbox"/> 上の子が内定しなければ入園を希望しない	D	<input type="checkbox"/> 上の子が内定しなければ入園を希望しない
B	<input type="checkbox"/> 下の子が内定しなければ入園を希望しない	E	<input type="checkbox"/> 中の子が内定しなければ入園を希望しない
C	<input checked="" type="checkbox"/> どちらの子が先でもよい	F	<input type="checkbox"/> 下の子が内定しなければ入園を希望しない
		G	<input type="checkbox"/> 上の子と中の子が共に内定した場合のみ入園を希望
		H	<input type="checkbox"/> 上の子と下の子が共に内定した場合のみ入園を希望
		I	<input type="checkbox"/> 中の子と下の子が共に内定した場合のみ入園を希望
		J	<input type="checkbox"/> どの子が先でもよい

《4》きょうだい申込みをする方は必ず記入してください  
選択肢の選び方についてはP21・P22をご覧ください

質問2 入園できなかったお子様の入園できるまでの保育の見通しをご記入ください。（記入例：認証保育所を利用する。）

上の子	認定こども園の1号（幼稚園機能）に通う
中の子	
下の子	企業主導型保育事業を利用する

《5》きょうだいのいずれかが入園できなかった場合の保育状況を記入してください  
※きょうだいのいずれかが認可保育施設に入園した場合、入れなかったお子様については家庭保育の選択はできません（保護者との同伴就労を除く）

《6》申込児童の申込み時点での健康状況を記入してください  
(申込み時点でわかっている範囲で記入してください)

3 申込児童の健康状況 ※該当する箇所に☑し、

アレルギー等の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 気管支喘息 <input type="checkbox"/> アトピー性皮膚炎 <input type="checkbox"/> アレルギー性結膜炎 <input type="checkbox"/> 春季カタル <input type="checkbox"/> アトピー性角結膜炎 <input type="checkbox"/> アレルギー性鼻炎 <input type="checkbox"/> アナフィラキシー <input type="checkbox"/> エピペン処方 <input checked="" type="checkbox"/> アレルギー ( <input type="checkbox"/> 花粉・ <input type="checkbox"/> 虫・ <input type="checkbox"/> 動物・ <input type="checkbox"/> ハウスダスト・ <input checked="" type="checkbox"/> 食物・ <input type="checkbox"/> その他 ( ..... ) )					
食物アレルギー等による食事制限	<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 鶏卵 <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> 蕎麦 <input type="checkbox"/> ピーナッツ <input type="checkbox"/> 大豆 <input type="checkbox"/> ごま <input type="checkbox"/> ナッツ類 <input type="checkbox"/> 甲殻類 <input type="checkbox"/> 軟体類・貝類 <input type="checkbox"/> 魚卵 <input type="checkbox"/> 魚類 <input type="checkbox"/> 肉類 <input type="checkbox"/> 果物類 <input type="checkbox"/> その他 ( ..... )					
持病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ 病名.....					
通院の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 週.....日 <input type="checkbox"/> 月.....日 <input type="checkbox"/> 年.....回 診断内容 (病名等).....					
入院歴の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ 平成・令和.....年.....月頃 ~ 平成・令和.....年.....月頃 診断内容 (病名等).....					
医療的ケアの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 以前あり ( .....年.....月頃まで 内容:..... ) <input type="checkbox"/> 有 ⇒ 【医療的ケアの内容】 ( ..... ) 内は該当に○を付けてください <input type="checkbox"/> 経管栄養 ( 経鼻・胃ろう・腸ろう ) 頻度:..... <input type="checkbox"/> 吸引 ( 口腔・鼻腔・気管切開部 ) 頻度:..... <input type="checkbox"/> カニューレ管理 ( カニューレ・Tチューブ ) 頻度:..... <input type="checkbox"/> 導尿 頻度:..... <input type="checkbox"/> 酸素療法 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 人工肛門 <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 血糖値測定管理 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に:.....) 頻度:..... かかりつけ医:..... 病院..... 科 主治医..... <small>※医療的ケアが必要な場合には、事前に必ず幼保運営課指導グループ (TEL:053-457-2117) へご連絡ください。</small>					
処方薬	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ 与薬: <input type="checkbox"/> 経口 <input type="checkbox"/> 注入 <input type="checkbox"/> 坐薬 <input type="checkbox"/> その他 ( ..... ) 服薬時間: <input type="checkbox"/> 朝 <input type="checkbox"/> 昼 <input type="checkbox"/> 夕 <input type="checkbox"/> その他 ( ..... )					
子育てで心配していること、困っていること	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ 内容:..... (例: よく泣く・偏食が多い・かんしゃくを起こす・落ち着きがない・言葉が遅い・視線が合わない等) 相談先機関:.....					
療育機関への通所の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ 療育機関:..... 通所頻度: <input type="checkbox"/> 月.....日 <input type="checkbox"/> 週.....日					
相談支援事業所の利用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ 事業所名:.....					
障害者手帳や手当等の受給状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 ( ..... ) 級 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ( ..... ) 級 <input type="checkbox"/> 療育手帳 ( A・B ) <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 ( ..... ) 級 <input type="checkbox"/> 自立支援医療 (育成医療) <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療費助成					
乳幼児健診・予防接種の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 4か月児健診 <input type="checkbox"/> 10か月児健診 <input type="checkbox"/> 1歳6か月児健診 <input type="checkbox"/> 3歳児健診 ※受診済みの健診に☑をしてください 健診時の指摘事項 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( ..... )					
	予防接種	<input type="checkbox"/> 定期的に受けている <input type="checkbox"/> あまり受けていない		妊娠週数	...38...週	出生時の体重
入所/集団保育にあたり配慮が必要なこと	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( ..... )					

内定した施設に、記入されている健康状況をあらかじめお伝えすることがあります

# きょうだい申込み方法を確認しよう！

## > [基準]

きょうだい同時申込みした方については、「**C**認可保育施設利用申込補助票②（児童状況確認）」に記入された意向を基に利用調整を行います。申込児童のうち複数の施設と利用調整が可能な場合は、希望順位に関係なく同施設入園を優先して調整を行います。

## > [利用調整方法]

下表のとおり、同施設入園を優先します。ただし、同施設調整が複数可能な場合には希望順位を優先します。

(例) きょうだい共に希望する施設が同じ場合

	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望
第1子	利用調整可	利用調整可	利用調整可	×	×	×	×
第2子	×	利用調整可	利用調整可	×	×	利用調整可	利用調整可

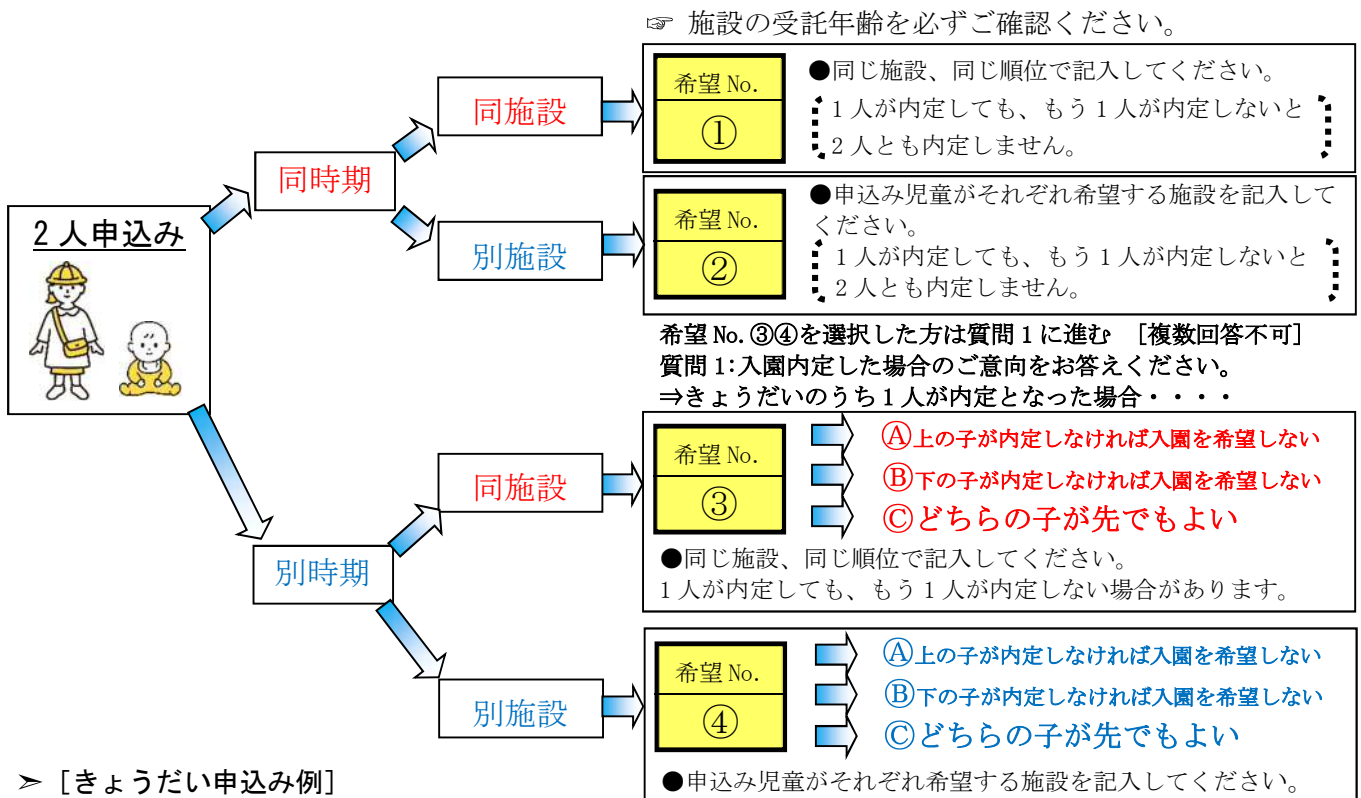
【結果】

※利用調整可とは順位が募集人数枠内のことをいいます

	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望
第1子	—	内定	—	—	—	—	—
第2子	—	内定	—	—	—	—	—

(例) の場合、第1希望の施設は第2子が利用調整できないため、第2希望・第3希望での調整となります。この場合、希望順位の高い第2希望に内定となります。

## > [きょうだい申込みフローチャート]



## > [きょうだい申込み例]

ケース① 2人きょうだい同時申込み				
順位	現在の保育状況	保護者の希望	どちらかが内定の場合の意向	選択
上の子	認定こども園の幼稚園機能に通園中	通っている認定こども園の保育所機能に入園したい	仕事復帰したいので下の子だけでも入園させたい	③ B
下の子	育休明けの入園希望	上の子が通っている認定こども園の保育所機能に入園したい		

ケース② 2人きょうだい同時申込み				
順位	現在の保育状況	保護者の希望	どちらかが内定の場合の意向	選択
上の子	職場の認可外保育施設に通っている	通っている施設が2歳で退園となるのでどうしても入園したい	下の子は入園できなかったら職場の認可外保育施設に入園できるため上の子だけでも入園させたい	③ A
下の子	育休明けの入園希望	仕事復帰したいので入園したい		

選択した希望 No. によっては調整できない場合があります。

(例) 希望 No. ① (同時期・同施設) を選択した場合、下表のように全ての児童が保留となります。

	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望
第1子	利用調整可	利用調整可	×	×	利用調整可	×	×
第2子	×	×	×	利用調整可	×	利用調整可	利用調整可



	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望
第1子	保留	保留	保留	保留	保留	保留	保留
第2子	保留	保留	保留	保留	保留	保留	保留

(例) 希望 No. ② (同時期・別施設) を選択した場合、下表のようにきょうだい別々の施設となる可能性があります。なお、いずれかのきょうだいが第1希望～第7希望で調整がつかない場合、全ての児童が保留となります。

	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望
第1子	利用調整可	利用調整可	×	×	利用調整可	×	×
第2子	×	×	×	利用調整可	×	利用調整可	利用調整可



	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望
第1子	内定	—	—	—	—	—	—
第2子	—	—	—	内定	—	—	—

(例) 希望 No. ③B (別時期・同施設・下の子優先) を選択した場合、下表のように上の子は保留となる可能性があります。

	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望
第1子	利用調整可	利用調整可	×	×	利用調整可	×	×
第2子	×	×	×	利用調整可	×	利用調整可	利用調整可



	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望
第1子	—	—	—	—	—	—	—
第2子	—	—	—	内定	—	—	—

(例) 希望 No. ④B (別時期・別施設・下の子優先) を選択した場合、下表のように別々の施設となる可能性があります。

また、上の子の利用調整ができない場合、下の子のみ内定となる可能性があります。

	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望
第1子	利用調整可	利用調整可	×	×	利用調整可	×	×
第2子	×	×	×	利用調整可	×	利用調整可	利用調整可



	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望
第1子	内定	—	—	—	—	—	—
第2子	—	—	—	内定	—	—	—

#### <希望 No. ③で選考の結果、きょうだいのいずれかのみが内定となった際の手続き>

きょうだいで複数園に希望を出していたが、いずれかのきょうだいが内定したことにより、翌月以降の利用調整(選考)で保留となったお子さまが内定したお子さまと同じ施設のみを希望される場合、希望園変更の手続きが必要となります。手続きがなされない場合、内定したお子さまと別の園で内定となる場合があります。なお、内定を辞退されますと、利用調整で減点(-7点)となりますのでご注意ください。

**D** マイナンバー記入用紙【記入要領】

**D**

マイナンバー記入用紙

(あて先) 浜松市長

教育・保育給付認定及び利用調整に関する申請（届出）に関して、マイ

《1》申込児童のマイナンバーを記入してください

1 申請（利用申込み）に係る児童

氏名	生年月日	マイナンバー（個人番号）
(フリガナ) ハママツ シロウ		
浜松 二郎	令和 5年 5月 5日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

2 児童の保護者

※**A**教育・保育給付認定申請書の保護者欄（教育・保育給付認定の

《2》**A**教育・保育給付認定申請書の保護者欄（上部）にした保護者を上段に記入してください

※上段の申請者は本人確認書類が必要です。

申請者	氏名	児童との続柄	生年月日	マイナンバー（個人番号）
○	(フリガナ) ハママツ タロウ	父	昭和 57年 9月 10日	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8
	浜松 太郎			
	(フリガナ) ハママツ ハナコ	母	昭和 63年 11月 15日	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6
	浜松 花子			

※以下市記入欄

<input type="checkbox"/> 記載されている個人番号が正しい番号であることを確認した。(番号確認) <input type="checkbox"/> 申請者が個人番号の正しい持ち主であることを確認した。(身元確認)	確認書類／対応記録				
	番号確認	マイナンバーカード(裏)	通知カード	住民票の写し	
備考	一点	マイナンバーカード(表)	運転免許証		
		パスポート	在留カード		
		身体障害者手帳	精神障害者保健手帳	療育手帳	
	二点 A 2点・AとB	A 顔写真なしの公的証明書 【「氏名」と「生年月日」または「住所」の記載のあるもの】			
		保険証	児童扶養手当証書		
		年金手帳	特別児童扶養手当証書		
		その他 ( )			
	その他	B 顔写真付きの証明書【顔写真の掲載があるもの】			
		学生証			
		法人が発行した証明書 ( )			
公的機関発行の資格証明書 ( )					
				その他 ( )	
	番号補記	電話確認	郵送指示		

身元確認  
記入不要

確認者押印欄



## マイナンバー本人確認

### 【重要】

マイナンバー等のコピーははがれないように  
しっかりのりづけしてください

《A》教育・保育給付認定申請書の「保護者」欄に記載された方の本人確認書類（平日確認と自己確認）を  
貼付してください。

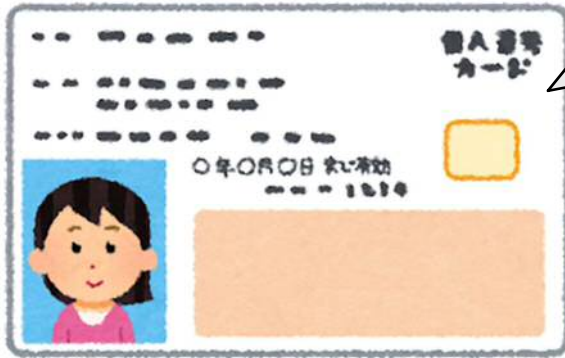
※ 詳細は「令和 年度保育給付認定届出書」を参照してください。

1番  
マ  
※



《3》《A》教育・保育給付認定申請書の  
保護者欄（上部）にした保護者の  
マイナンバー（個人番号）が分かる  
面のコピーを貼付けしてください

2番  
①顔  
貼



《4》《A》教育・保育給付認定申請書の  
保護者欄（上部）にした保護者の  
身分証明書のコピーを貼付けして  
ください

2

- 【  
の記載の  
・保険証  
・年金手帳  
・児童扶養  
・特別児童

2

身分確認

身分確認

目

のりしろ

本人確認書類が台紙から  
はみ出す場合は右図のよ  
うに折りたたんで貼付け  
してください。

のりしろ

※転園を希望される方は必ずご提出ください

転園希望調査票

今回、転園申込みを希望されるお子さまが現在、認可保育施設に在園されている場合は、以下の質問についてご回答いただき、こちらの用紙をご提出ください。

《1》転園を希望されるお子さまの情報について記入してください

問1 現在、お子さまはどちらの施設に通われていますか？

児童氏名	施設 No.	施設名
遠州 冬子	●●●	●●●こども園

※施設 No. は「令和6年度認可保育施設利用案内」を参照しご記入ください。

※「令和6年度認可保育施設利用案内」に記載のない施設に通われている場合は提出不要です。

問2 現在通われている施設はどのような施設ですか？該当する箇所に☑を付けてください。

- ①認定こども園（保育園機能：2号・3号認定） 問3へ進む
- ②認定こども園（幼稚園機能：1号認定）
- ③保育所（市立・私立） 問3へ進む
- ④小規模保育事業 問3へ進む
- ⑤事業所内保育事業（地域枠） 問3へ進む
- ⑥事業所内保育事業（従業員枠）

《2》現在お子さまが通っている施設の種類に☑を入れてください

☑①・③・④・⑤の施設に☑をされた方は問3～問5へ進む  
 ☑②・⑥の施設に☑をされた方は以上となります  
 《3》在園児下の子（在園中に生まれた下の子）の有無について記入してください

問3 在園児下の子(在園中に生まれた下の子)として入園を予定しているお子さまはいますか？

いいえ  はい ⇒ 入園希望月：令和 年 月

☑在園児下の子も含めた利用調整となります。

問4 転園希望先で内定が出た場合、保護者の方へ内定の連日、現在の施設へ転園が決まったことを伝えてもよいですか？

- 現在通っている施設へ先に伝えてもよい
- 保護者から施設へ直接伝えるまで待つほしい

《4》利用調整（選考）の結果、内定が出た場合、市役所から現在通われている施設へ転園が決まったことを伝える希望時期について☑を入れてください

☑転園が決まった場合は在園している施設に速やかに申し出てください。

問5 今回の申込みで転園できなかった場合、現在通われている施設にはそのまますま通われますか？

- そのまま通い続ける…利用調整基準点に0.8を超過している場合は、  
☑こちらの用紙を「郵送申込用チェックリスト」の「そのまますま通い続ける」欄に記入し、裏面の退園届（転園申請用）にご記入のうえ、「そのまますま通い続ける」の次にしてご提出ください。
- 退園する…利用調整基準点はそのまますま通い続けるよりも低い場合は、  
☑裏面の退園届（転園申請用）にご記入のうえ、「退園する」の次にしてご提出ください。

《5》利用調整（選考）の結果、転園できなかった場合、現在通われている施設の利用の意向について☑を入れてください

《6》記入日、保護者の氏名を記入してください

☑入園の可否にかかわらず、現在通われている施設は退園となります。退園届を提出してください。

☑現在通われている施設に「退園届」を提出してください。

以上の内容に相違ありません。

記入日：令和 5年 10月 7日 保護者署名： 遠州 三郎

**就労証明書【記入要領・確認事項】**

**【重要】**  
 自営業者以外は必ず、雇用先の事業所の方に記入をお願いしてください  
 保護者の方が記入した書類は無効となります

《1》宛先は「浜松市長宛」になっていますか？

《2》証明日は記入されていますか？  
**※証明日が証明書提出日3か月以前の場合は無効となります**

証明日	西暦 2023 年 10 月 10 日
事業所名	(医)〇〇会
代表者名	鈴木 太郎
所在地	浜松市中区△△町△△番地
電話番号	053 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
担当者名	田中
記載者連絡先	053 - △△△ - 〇〇〇〇

下記の内容について、事実であることを証明してください。  
**※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。**

《3》本人氏名・生年月日は記入されていますか？

《4》雇用年月日は記入されていますか？  
**※無期雇用の場合は、雇用開始日が記入されていることを確認してください**

No.	項目	内容
1	本人氏名・生年月日	ハママツ ハナコ 浜松 花子 1988 年 11 月 15 日
2	本人氏名	浜松 花子
3	雇用(予定)期間等	無期 <input checked="" type="checkbox"/> 有期 <input type="checkbox"/> 期間 2023 年 6 月 1 日 ~ 2024 年 5 月 31 日

《5》就労先住所は記入されていますか？

《6》雇用の形態の該当箇所にはは入っていますか？

名称	〇〇病院
住所	浜松市中区〇〇町△△番地
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input checked="" type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託

6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	合計時間	月間 175 時間 分 (うち休憩時間 1200 分)
		一月当たりの就労日数	月間 20 日	一週当たりの就労日数	週間 5 日
		平日	9 時 0 分 ~ 17 時 45 分 (うち休憩時間 60 分)		
		土曜	時 分 ~ 時 分		
6	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間		
		就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日		
		主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分		

《7》勤務時間は漏れなく、不備なく記入されていますか？  
 (固定就労の場合または変則就労の場合のいずれかに記入されていますか？)

7	就労実績	年月 2023 年 3 月 年月 2023 年 4 月
		8 日/月 68 時間/月 18 日/月 153 時間/月 20 日/月 175 時間/月

《8》育児休業取得期間は正しく記入されていますか？

8	産前・産後休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 取得中
		期間 2023 年 3 月 11 日 ~ 2023 年 4 月 11 日

《9》復職(予定)年月日は正しく記入されていますか？

9	育児休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み
		期間 2023 年 7 月 1 日 ~ 2024 年 5 月 4 日

10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他
		期間 年 月 日 ~ 年 月 日

11	復職(予定)年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 2024 年 5 月 5 日
----	-----------	---

12	育児のための短時間勤務制度利用有無	<input checked="" type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 2024 年 5 月
		主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 16 時 45 分 (うち休憩時間 60 分)

13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 無
----	-----------------	---

14	備考欄	現時点ではNo.10の取得予定はなし
----	-----	--------------------

きょうだい申込みの場合 コピー可  
**※きょうだいのいずれかに必ず原本を添付し、ご自身でコピーをしてください**

証明書の内容について、発行元に電話確認する場合があります。  
 保護者の方が偽装、変造(無断作成・改変)した場合、刑法において「私文書偽造罪」「私文書変造罪」「私電磁的不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ますので、ご注意ください。

様式①申立書兼誓約書【記入要領】

様式①

申立書兼誓約書

(あて先) 浜松市長

申立日 令和 5年 10月 5日

【必須項目】  
記載日を記入してください

下記の状況により児童の家庭保育が困難であるも

① 求職活動の場合 【追加書類】 必要なし

下記の事項について事実と相違ありません。認定(継続中(起業準備を含む)のため、就労証明書の提出ができません。認定開始日(継続の場合は前職退職日)から90日を経過する日の月末までに就職し、就労証明書を提出いたします。なお、90日を経過する日の月末までに利用基準(月64時間以上)を満たす就労をしない場合は、認定が取り消しとなることに同意します。また、認可保育施設を利用している場合には、認定期間満了後、認可保育施設を退所いたします。※認可保育施設とは認定こども園(保育園機能)・保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業のことを指します

求職活動の方法 (該当するものに☑)	<input checked="" type="checkbox"/> ハローワークを利用している <input type="checkbox"/> 民間職業紹介所を利用している <input type="checkbox"/> 労働者派遣会社を利用している <input type="checkbox"/> 求人企業等に応募し、現在採用面接を受けている <input type="checkbox"/> 起業準備を行っている <input type="checkbox"/> その他( )
求職活動の頻度	平均 週 2 日 ・ 月 日
求職活動開始日 ※予定を含む	令和 5年 9月 27日
求職活動中の 保育状況	<input checked="" type="checkbox"/> 親族 [ <input checked="" type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ] <input type="checkbox"/> 保育施設名等 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <div style="margin-left: 100px;"> <input type="checkbox"/> 正規人園 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業                 </div>

現在の求職活動の状況について記入してください

② 妊娠・出産の場合 【追加書類】 母子手帳のコピー (表紙と分娩予定日の分かるページ)

下記の事項について事実と相違ありません。妊娠・出産を理由とする認定期間が出産予定日から前8週間(多胎児の場合には前14週間)の月の1日から産後8週間を経過する日の翌日の月末までとなることに同意します。また、認可保育施設を利用している場合には、認定期間満了後、認可保育施設を退所いたします。※認可保育施設とは認定こども園(保育園機能)・保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業のことを指します

出産予定日	令和 6年 5月 30日
医療機関名	△△△病院

出産予定日・出産予定医療機関名を記入してください  
申込みする際には、母子手帳のコピーを必ず添付してください

③ 疾病・負傷の場合 【追加書類】 様式② 診断書

傷病名	〇〇病	<input type="checkbox"/> 入院 <input checked="" type="checkbox"/> 通院 (自宅療養) (該当するものに☑)
入院・通院期間	平成 令和 4年 8月 1日 ~ 令和 7年 8月 31日	
通院状況	平均 月 ( ) 日 ・ 週 ( 2 ) 日 程度	
医療機関名	□□病院	
所在地	浜松市中区×	

疾病・負傷の状況について記入してください  
申込みする際には、様式②診断書を必ず添付してください

①~⑦のうち保育ができない理由として  
当てはまる箇所のみ記入してください

◀保護者記入欄

どちらかを○で 囲んでください。	児童名 浜松 二郎	児童との続柄 父・母
<input checked="" type="radio"/> 申込中・在園中	第一希望/在園施設名 〇〇こども園	児童生年月日 R5.5.5

住 所 浜松市中区元城町 103-2 コーポハママツ 101

申 立 者 浜松 花子

電 話 番 号 090-□□□□-□□□□

※自署しない場合は、押印してください。

※申込者は申込する本人の名義を記入してください。

【必須項目】  
申込者欄には保育ができない方の名前を記入してください  
例：母が求職活動事由で申し立てをする場合、母の名前を記入してください

お持ちの手帳の種類、保育の可否について記入してください  
 申込みする際には、手帳のコピー（氏名・等級・有効期限がわかるページ）を必ず添付してください

④

手帳の種類	( <u>身体障害者</u> ) 手帳 ( <u>2</u> ) 級
保育の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 否 (該当するものに☑)

⑤ 介護・看護・施設通所の付添いの場合

【追加書類】診断書、障害者手帳または介護認定状況が分かる証明資料のコピー

介護・看護・付添いをしている時間等	(すべてご記入ください) ※午前または午後のどちらかに○ 平均 週 ( <u>5</u> ) 日 <u>午前</u> 午後 ( <u>8</u> ) 時 ( <u>30</u> ) 分～午前 <u>午後</u> ( <u>6</u> ) 時 ( <u>00</u> ) 分		
(該当箇所を記入)	氏名	<u>浜松 春子</u>	
	生年月日	<u>昭和 34</u> 年 <u>9</u> 月 <u>8</u> 日	児童との続柄 <u>祖母</u>
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 (該当するものに☑) ※別居の場合は下記に住所を記入	
	傷病名	<u>〇〇病</u>	
	入院・通院・通所の状況	<input type="checkbox"/> 入院 <input checked="" type="checkbox"/> 通院 (自宅療養) <input type="checkbox"/> 通所 (該当するものに☑) 医療機関名または施設名 ( )	
	各種手帳の内容	( <u>身体障害者</u> ) 手帳 ( <u>3</u> ) 級	
	介護認定の状況	要介護 ( )	

⑥ 就学 (または予定)

【追加書類】①在学  
②カリキュラム

就学の状況について記入してください  
 申込みする際には、以下の2点を添付してください  
 ①在学証明書または(入学前の場合)合格通知書のコピー  
 ②カリキュラムのコピー(授業時間がわかるもの)または指導教授による在籍を証明するもの

学校名	<u>△△</u>
所在地	<u>浜松市東区〇〇町△△番地</u>
電話番号	<u>053-000-0000</u>
在学期間	平成 <u>令和</u> <u>5</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日 ~ 令和 <u>8</u> 年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日
在学状況	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 (該当曜日に☑) 1日平均( )時間受講
卒業後の就労	<input checked="" type="checkbox"/> 予定有 <input type="checkbox"/> 予定無 (該当するものに☑) 令和 <u>8</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日 (予定)

⑦ その他の場合

【追加書類】状況の分かる書類

保育できない理由

介護・看護の状況について記入してください  
 申込みする際には、介護・看護対象者の状況が分かる診断書(任意様式可)、障害者手帳のコピー、または介護認定状況が分かる証明資料のコピーのいずれか1つを必ず添付してください

\*申立書兼誓約書の記入用紙については「幼保支援課」で受領または「子育て情報サイトびっぴ」からダウンロードしてください。

【問い合わせ先】浜松市役所 幼保支援課

認可保育施設の申込みをする場合	保育相談センター TEL:053-457-2833
認可保育施設に在籍している場合	入所管理グループ TEL:053-457-2867
幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)での預かり保育や認可外保育施設の無償化申請をする場合	給付・事業グループ TEL:053-457-2118
認証保育所の保育料負担軽減認定申請をする場合	企画・制度グループ TEL:053-457-2827

書類のダウンロードはこちらから



様式②診断書【記入要領】

**【重要】**  
担当医師に記入を依頼してください

様式②

診断書

(あて先) 浜松市長

証明日 令和 5年 10月 5日

※証明日が証明書提出日3ヶ月以前

《1》証明日は記入されていますか？  
※証明日が証明書提出日3ヶ月以前の場合は無効となります

《保護者記入欄》

どちらかを○で囲んでください。	児童名	児童との続柄
	浜松 二郎	母
○申込中・在園中	第一希望/在園施設名	児童生年月日
	〇〇こども園	R5・5・5

所在地 浜松市中区〇〇町△△番地

医療機関名 〇〇〇病院

電話番号 053-000-0000

担当医師 遠州 夏子

※担当医師の印、証明日の記入がない場合は無効となります。

《2》担当医師の記名・押印はありますか？

※ 以下の太線内は担当医師が記入してください。

氏名	浜松 花子	昭和・平成 令和 5年 10月 5日
傷病名	〇〇病	《3》氏名、傷病名、症状に記載漏れはありますか？
病状	呼吸器障害、倦怠感	《4》治療期間の記載漏れはありますか？
治療期間 (該当するものに☑)	通院	通院期間 平成・令和 5年 9月 15日から 令和 6年 9月 15日頃まで 通院の頻度 □月 <input checked="" type="checkbox"/> 週 2回
	入院	<input type="checkbox"/> 入院予定 入院開始予定日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 入院中 入院期間 平成・令和 年 月 日から 令和 年 月 日頃まで ( 退院後 <input type="checkbox"/> 通院予定あり <input type="checkbox"/> 通院予定なし <input type="checkbox"/> 未定 )
総合所見 (日常生活能力の程度) (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 常時、臥床、また安静を保つ必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 日常生活に支障があり、多くの介助・支援が必要である。 <input type="checkbox"/> 基本的に日常生活は...	

《5》総合所見のいずれかに☑は入っていますか？

※診断書の記入用紙については「幼保支援課」で受領または「子育て情報サイトぴっぴ」からダウンロードしてください。

【問い合わせ先】浜松市役所 幼保支援課		書類のダウンロードはこちらから
認可保育施設の申込みをする場合	保育相談センター TEL:053-457-2833	
認可保育施設に在籍している場合	人	きょうだい申込みの場合 コピー可 ※きょうだいのいずれかに必ず原本を添付し、 ご自身でコピーをしてください
幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)での預かり保育や認可外保育施設の無償化申請をする場合	給	
認証保育所の保育料負担軽減認定申請をする場合	企	

様式③保育状況申告書【記入要領】

様式③

保育状況申告書

(あて先) 浜松市長

申告日 令和 5年 10月 5日

《保護者記入欄》

どちらかを○で 開んでください。	児 童 名 浜松 二郎
<input checked="" type="radio"/> 申込中 ・ 在園中	《2》保護者の住所、氏名、 電話番号を記入してください

(保護者)

住 所 浜松市中区元城町 103-2 コーポハママツ 101

氏 名 浜松 花子

電話番号 090-□□□□-□□□□

※自署しない場合は、押印してください。

次のとおり《1》記載日を記入してください

児 童 名	浜松 二郎	<input checked="" type="radio"/> 男 ・ 女	平成 ・ 令和 5年 5月 5日生
期 間	平成 ・ 令和 5年 9月 1日 ~ 令和 11年 3月 31日		
保 育 時 間	午前 7時 30分 ~ 午後 6時 00分		
日 数 ・ 曜 日	利用日数： 週 5 日 / 月 20 日 利用日： <input checked="" type="radio"/> 月 <input checked="" type="radio"/> 火 <input checked="" type="radio"/> 水 <input checked="" type="radio"/> 木 <input checked="" type="radio"/> 金 <input type="radio"/> 土 <input type="radio"/> 日 期		
利 用 内 容 該 当 する 箇 所 に ご 記 入 ください	親族等に 預けている場合	<p>【追加書類】身分証明書のコピー ※</p> <p>氏名： _____</p> <p>住所： _____</p> <p>連絡先： _____</p> <p>児童からみた続柄： 祖父 ・ 祖母 ・ 知人 ・ その他 ( )</p> <p>続柄が祖父母の場合： 同居 ・ 別居</p>	
	施設を 利用している場合 (該当するものに☑)	<p>【追加書類】 入所契約書（契約施設・契約者・契約期間・保育時間が分かるページ）のコピー ※一時預かり事業利用の場合には提出不要</p> <p>施設名： <u>〇〇保育園</u> ( 正規利用・一時預かり事業 )</p> <p><input type="checkbox"/> 認定こども園（幼稚園機能：1号認定）</p> <p><input type="checkbox"/> 認定こども園（保育園機能：2号・3号認定） <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所</p> <p><input type="checkbox"/> 小規模保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業（<input type="checkbox"/>従業員枠 <input type="checkbox"/>地域枠）</p> <p><input type="checkbox"/> 認証保育所 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育事業（<input type="checkbox"/>従業員枠 <input type="checkbox"/>地域枠）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 認可外保育施設（認証保育所・事業所内保育事業以外）</p> <p><input type="checkbox"/> 児童発達支援施設</p>	
	同伴就労を している場合	<p>勤務先等名称： _____</p> <p>住所： _____</p> <p>連絡先： _____</p> <p>危険物の取扱いの有無：<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p>	

《4》対象児童の保育状況について該当箇所のみ記入してください

- ・「親族等に預けている場合」は、お子さまを保育している方の身分証明書のコピーを添付してください※親族等が市外在住の場合のみ
- ・「施設を利用している場合」は、入所契約書のコピーを添付してください
- ・「同伴就労をしている場合」は、同伴している勤務先の状況を記入してください

認可保育施設に在籍している場合

入所管理グループ TEL:053-457-2867

ダウンロードは  
から



様式④在籍（入園予定）証明書【記入要領】

【重要】

施設の方に記入を依頼してください

様式④

在籍（入園予定）  
証明書

（あて先） 浜松市長

証明日 令和 5年 10月 5日

＜保護者記入欄＞

どちらかを○で  
囲んでください。

申込中・在園中

浜松 一郎

第一希望/在園施設名

児童生年月日

〇〇こども園

R5・5・5

所在地 浜松市中区〇〇町〇〇番地

施設・事業所名称 △△△幼稚園

代表者名 遠州 太郎

電話番号 053-XXX-XXXX

担当者名 遠州 太郎

※代表者印、証明日の記入がないものは無効

幼△  
稚△  
園△

下記  
※以

《1》証明日は記入されていますか？  
※証明日が証明書提出日3か月以前の場合は無効となります

《2》施設側の記名・押印はありますか？

1.

利用施設	施設種別	<input type="checkbox"/> 認定こども園（幼稚園機能：1号認定） <input type="checkbox"/> 認定こども園（保育園機能：2号・3号認定） <input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業（ <input type="checkbox"/> 従業員枠 <input type="checkbox"/> 地域枠） <input type="checkbox"/> 認証保育所 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育事業（ <input type="checkbox"/> 従業員枠 <input type="checkbox"/> 地域枠） <input type="checkbox"/> 認可外保育施設（認証保育所・事業所内保育事業以外） <input type="checkbox"/> 児童発達支援施設	
	施設名	△△△幼稚園	
保護者	氏名	浜松 太郎	
	住所	浜松市中区元城町 103-2 コーポハママツ 101号	
児童	在籍（入園予定）児童名	浜松 一郎	
	生年月日	平成 令和 30年 9月 8日	平成・令和 年 月 日
	在籍・利用（予定）期間	<input type="checkbox"/> 平成 令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 令和 4年 4月 1日 <input type="checkbox"/> ~令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> ~小学校就学前まで	<input type="checkbox"/> 平成・令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> ~令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> ~小学校就学前まで
	利用期間の更新の有無	<input type="checkbox"/> 有（ 月更新）・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 月更新）・ <input type="checkbox"/> 無	

《3》施設種別、児童名、在籍期間等の記入に誤りはありませんか？

2. 幼稚園の情報 ※幼稚園

《4》利用期間の更新がある場合、更新の有無は記入されていますか？

通常期間	開園時間 （預かり保育時間を含む）	8時30分 ~ 17時30分 1日約 9 時間
	開園日数	1ヵ月 約 20 日
夏季休暇期	実施の有無 （ <input checked="" type="checkbox"/> をしてください）	夏季休暇期間の実施 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	開園時間 （預かり保育時間を含む）	8時30分 ~ 17時30分 1日約 9 時間

《5》【幼稚園に在籍されている方】  
幼稚園の開園時間等は漏れなく記入されていますか？

※

または「子育て情報サイトひっぴ」からダウンロードしてください

課」で受領

書類のダウンロードは

【問い合わせ先】 浜松市役所 幼保支援課

認可保育施設の申込みをする場合	保育相談セン
認可保育施設に在籍している場合	入所管理グル

きょうだい申込みの場合 コピー可  
※きょうだいのいずれかに必ず原本を添付し、  
ご自身でコピーをしてください

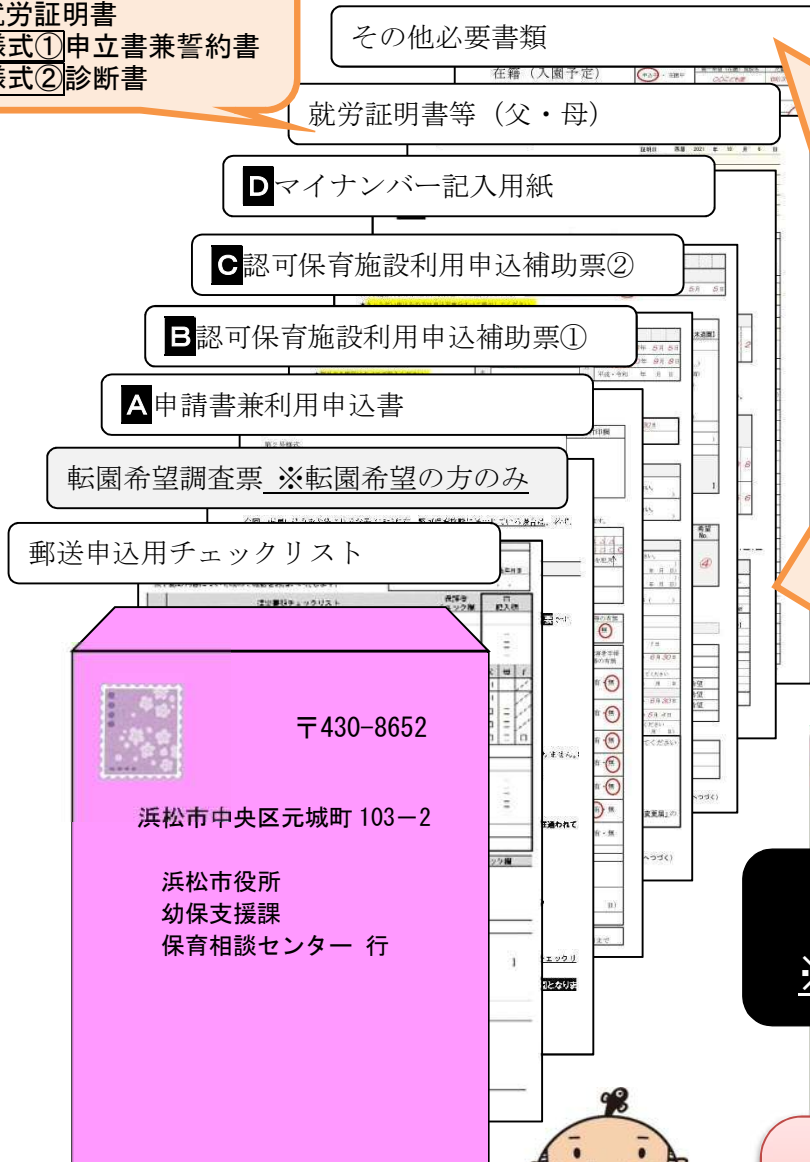


## 申込書類の提出方法について

- ◆すべての書類がそろったら、申込書類一式を以下の順に並び替え、**保育相談センターへ郵送**してください。
- ◆提出した書類は返却できませんので、**コピー等をとって保管することをおすすめします。**
- ◆**電話等による書類の到着確認のお問い合わせは対応しかねます。**  
郵送の記録を残したい場合には、**特定記録等をご利用ください。**

<保育が必要なことを確認する書類>

- ・就労証明書
- ・様式①申立書兼誓約書
- ・様式②診断書



その他必要書類が複数ある場合、以下の順番で並べてください。

1. 様式③保育状況申告書 + 入所契約書のコピー
2. 様式④在籍(入園予定)証明書
3. 令和5年度市民税課税(非課税)証明書等の課税資料
4. 在留カードのコピー
5. 医師や専門家から集団保育が必要であるとする所見が記載された診断書等
6. その他

きょうだい申込みの場合、申請書等は**申込児童1名につき、1部ずつ必要となります**

ただし、**B補助票①、就労証明書、診断書、様式④在籍(入園予定)証明書、課税(非課税)証明書等の課税資料については、きょうだいのいずれかに原本を添付すればコピーでも構いません**

切手を貼ってから郵送するのじゃ!



出世大名 家康くん

さあ！切手を貼ったら  
ポストへ投函しよう  
※締切日は収集時間に注意

必ず専用封筒(ピンク色)に入れて郵送してください！  
(きょうだいはまとめて1つの封筒に入れてください)

Q&A **Q 申込書類を早く提出したほうが選考上有利となりますか？**

A 先着順ではないため、早く申込書類を提出したからといって、選考上有利になることはありません。不備なく書類をそろえていただき、受付期間内に郵送してください。

**Q 追加書類はどのように提出すればよいですか？**

A 追加書類を提出する場合には、専用封筒に入れ、受付期間内に郵送してください。詳細はP45「書類の提出方法について」をご覧ください。

## 4. 浜松市外からの申込み、浜松市外施設への申込みについて

【問い合わせ先】 幼保支援課 保育相談センター TEL:053-457-2833

### 入所希望月までに浜松市へ転入予定の方

#### ※申込先：浜松市

##### 【手順】

- ① 事前に保育相談センターに連絡してください。
- ② 申込受付期間内に申込書類一式を保育相談センターに郵送してください。  
「**A**教育・保育給付認定申請書兼利用申込書」裏面に転入予定先等を必ず記入してください。
- ③ 利用調整（選考）は、浜松市在住の方と同じ基準で行います。
- ④ 利用調整（選考）結果は、幼保支援課からご自宅へ郵送します。（5月以降の内定者の方へはお電話にてご連絡します。）
- ⑤ 転入手続き後は、幼保支援課の以下担当までご連絡ください。

＜内定の場合＞入所管理グループ（☎053-457-2867）までご連絡ください。

※入園が内定した場合、入園日（各月1日）の前月20日までに浜松市へ転入手続きをしてください。

なお、浜松市への転入がされなかった場合は、入園取り消しとなります。

＜保留の場合＞保育相談センターまでご連絡ください。

### 入所希望月までに浜松市へ転入予定のない方

#### ※申込先：お住まいの市区町村

##### 【手順】

- ① 事前にお住まいの市区町村に連絡してください。
- ② 申込書類一式は、お住まいの市区町村の様式をお使いいただきます。
- ③ お住まいの市区町村に申込書類一式をご提出ください。

受付期間は、下表の参照ページをご確認ください。

入園希望月	参照ページ
令和6年4月	P8
令和6年5月以降	P10

なお、お住まいの市区町村から浜松市への書類送付に時間を要する場合がありますので、受付締切日の1週間程度早めにご提出ください。

- ④ お住まいの市区町村から届いた申込書類等の審査及び利用調整（選考）は浜松市が行います。  
申込書類等に不足がある場合は、追加提出の依頼をさせていただく場合があります。
- ⑤ 利用調整（選考）上、浜松市在住の方よりも優先度は低くなります。
- ⑥ 利用調整（選考）結果は、お住まいの市区町村からご連絡します。

### 浜松市外の施設へお申込みを希望する方

#### ※申込先：浜松市

##### 【手順】

- ① 受付期間、必要書類等を希望先の自治体にご確認ください。
- ② 保育相談センターへ連絡し、申込書類一式を受け取ってください。
- ③ 必要書類がそろったら、希望先自治体の受付締切日の2週間程度前までに、保育相談センターへご提出ください。

※浜松市外へ転出予定の方で希望先の自治体へ直接申込みが可能な場合は、手順②以降は不要です。

## 5. 選考について

利用調整（選考）は、保育の必要性を考慮し作成した「認可保育施設利用調整基準表」（P35～P37）に基づき、「基準点」と「調整点」を合算した「利用調整基準点」の高い順に入園の内定を行います。「利用調整基準点」が同一の場合、優先段階の第1段階から順に判断します。

### 利用調整（選考）方法について

例：A保育園（1歳）の選考（1歳の募集人数が6人であった場合）



…内定施設

※きょうだい申込児童がない場合

A 保育園 順番	A 保育園 判定	内定 施設	児 童	基 準 点 数	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望
1番	○	A 保育園	a	29	A 保育園	B 保育園	D 保育園	C 保育園	E 保育園	F 保育園	G 保育園
2番	○ →繰上	B 保育園	b	27	C 保育園	G 保育園	B 保育園	A 保育園	D 保育園	E 保育園	
3番	○	A 保育園	c	26	A 保育園	E 保育園	C 保育園				
4番	○	A 保育園	d	25	A 保育園	D 保育園	B 保育園				
5番	○	A 保育園	e	25	B 保育園	E 保育園	G 保育園	C 保育園	F 保育園	A 保育園	D 保育園
6番	○	A 保育園	f	24	A 保育園	B 保育園					
7番	× →○	A 保育園	g	23	A 保育園						
8番	×	—	h	21	E 保育園	A 保育園	D 保育園	G 保育園	C 保育園	B 保育園	
9番	×	F 保育園	i	19	D 保育園	G 保育園	C 保育園	B 保育園	A 保育園	F 保育園	G 保育園
10番	×	—	j	18	A 保育園	E 保育園					

#### 説明

- ・第1希望施設～第7希望施設のいずれかで「A保育園」を希望された方について、利用調整基準点の高い順に選考します。
- ・「A保育園」を第2希望施設～第7希望施設で希望し、「A保育園」に内定となる方は、上位の希望施設で内定とならなかった方となります（児童 e）。
- ・「A保育園」の判定が○の方で「A保育園」の希望より上位の希望施設で内定となった場合（児童 b）、判定○は次点へ繰上され、次点の方が内定となります（児童 g）。
- ・きょうだいの利用調整（選考）については P21・22 をご覧ください。

# 令和6年度 認可保育施設 利用調整基準表（基準点）

## <基準点の考え方>

- ・ 申込締切日までに提出された書類等により審査します。
- ・ 申込締切日までに必要添付書類が未提出の場合は、選考対象外とします。（受付できません。）
- ・ 同一の保護者が複数の類型に該当する場合は、高い点数を適用します。
- ・ 父母で基準点が異なる場合は、低い点数を適用します。
- ・ 父母の基準点が同点で、類型が異なる場合は優先段階2の順位を適用とします。
- ・ 転園の申し込みをする場合は、基準点に0.8を乗じた点数（小数点以下四捨五入）とします。

類型	番号	基準要件	基準点	
居宅内外で労働することを常態としている				
A	居宅内外労働 (就労内定等含む)	外勤 居宅内外自営 農業等	1 月150時間以上の就労を常態	20
			2 月120時間以上の就労を常態	19
			3 月100時間以上の就労を常態	18
			4 月80時間以上の就労を常態	17
			5 月64時間以上の就労を常態	16
			6 内職	13
B	求職	7 求職活動により家庭保育が困難な場合	12	
C	妊娠・出産 ※1	8 出産又は出産の準備・休養を要する期間 (ただし、出産予定月の前後2か月を含む計5か月以内とする)	14	
D	疾病・負傷	9 1か月以上の入院又は入院見込みの場合	20	
		10 居宅内療養 (1か月以上)	安静を要する自宅療養が必要と診断され日常生活に支障をきたしている場合	16
			11 上記以外で通院加療が必要な場合	14
E	障がい	12 身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、身体障害者手帳(聴覚障害等級2～3級)、療育手帳Aの交付を受けていて家庭保育が困難な場合	20	
		13 身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、身体障害者手帳(聴覚障害等級4級)、療育手帳Bの交付を受けていて家庭保育が困難な場合	18	
		14 身体障害者手帳4級の交付を受けていて家庭保育が困難な場合	16	
F	親族の 介護・看護	15 身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、要介護5～4の親族の常時介護・看護又は施設通所の付添いにより家庭保育が困難な場合	18	
		16 身体障害者手帳3級、療育手帳B、要介護3～2の親族の常時介護・看護又は施設通所の付添いにより家庭保育が困難な場合	17	
		17 上記以外の親族の常時介護・看護又は施設通所の付添いにより家庭保育が困難な場合	15	
G	災害	18 震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧にあたっている場合	20	
H	就学 (就学内定含む)	19 就職に必要な技能習得のために、職業訓練学校、専門学校、大学等に通っている (通信含む) 場合 ※2	18	
I	不存在	20 死亡、行方不明、拘禁等のため不存在の場合	20	
J	児童虐待・DV	21 児童虐待・DVが行われている又は再び行われるおそれがあると認められる場合	20	
K	その他	22 児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合	20	
希望する保育施設に上の子が在園中に下の子を出産				
L	在園児下の子 (優先入園) ※3	23 下の子の育児休業を取得し、育児休業の該当児童である下の子が1歳6か月になる日の当月までに育児休業を終了して復職するため、復職・入園申込をする場合	特	
		24 育児休業の制度がない職場等で、育児休業の該当児童になり得る下の子が生後6か月になる日の翌月までに復職するため、入園申込をする場合		
		25 2歳児までを預かる事業所内保育事業(認可)の従業員枠又は院内・事業所内保育施設(認可外)に在籍している下の子が、受託年齢満了(卒園)により入園申込をする場合		

※1 基本的には一時預かり事業(一時保育)での対応を優先しています。

※2 研修医の場合は、類型A「居宅内外労働」と同じ扱いとなります。

※3 在園児の住所地が浜松市内の場合に限ります。

## 認可保育施設 利用調整基準表（調整点）

<調整点の考え方>

- ・番号の1から21までに該当する調整要件を調整点として、基準点に加点・減点します。
- ・同番号内に複数の調整要件がある場合は、該当する調整要件のいずれかひとつを適用します。

番号	調整要件		調整点	備考
1	世帯の状況	児童相談所から保育の必要性を求めた通知を受けた児童であって、保育の必要性が特に必要であると認められる場合	3	
		家庭児童相談室から保育の必要性を求めた通知を受けた児童であって、保育の必要性が特に必要であると認められる場合	2	
		生活保護世帯の場合	2	
2	ひとり親世帯の状況	親族等が同地番（2世帯住宅含む）に居ない場合	5	
		親族等が同地番（2世帯住宅含む）に居る場合	3	
3	父母のどちらかの1か月間の就労日数	月20日以上就労	3	※1
		月16日以上20日未満の就労	2	
		月12日以上16日未満の就労	1	
4	父母のどちらかが単身赴任	国外	2	※2
		国内	1	
5	基準点が「就学」で、通信制大学・通信教育（スクーリング必須）の学生の場合		-5	
6	市内の保育施設又は幼稚園に就労する場合（保育士・保育教諭・幼稚園教諭・園務員等）		4	※3
7	父母のどちらかが「身体障害者手帳3級以上」、「精神障害者保健福祉手帳3級以上」、「身体障害者手帳（聴覚障害等級4級以上）」、「療育手帳A・B」の交付を受けている場合		2	※4
8	同地番（2世帯住宅含む）の親族内に「身体障害者手帳3級以上」、「精神障害者保健福祉手帳3級以上」、「身体障害者手帳（聴覚障害等級4級以上）」、「療育手帳A・B」の所持者がいて、父母のどちらかが日常的に介護・看護や入院・通院・通所の付添いをしている場合又は同地番（2世帯住宅含む）の親族内に「要介護2以上」の認定者がいて、父母のどちらかが日常的に介護・看護や入院・通院・通所の付添いをしている場合		2	※5
9	申込児童が、「身体障害者手帳3級以上」、「精神障害者保健福祉手帳3級以上」、「身体障害者手帳（聴覚障害等級4級以上）」、「療育手帳A・B」の交付を受けている場合		2	※6
10	申込児童が集団保育の必要があると医師や専門家の所見がある場合		2	※7
11	申込児童の保育状況	保育施設に入れないことを理由に、浜松市外の親族に預けている場合	1	※8
		認証保育所、認可外保育施設（院内・事業所内保育施設を除く）、企業主導型保育事業（地域枠）に預けていることを常態としている場合（市外施設を含む）	2	※9
		2歳児までを預かる事業所内保育事業（認可）の従業員枠又は院内・事業所内保育施設（認可外）又は企業主導型保育事業（従業員枠）に預けていることを常態とし、受託年齢満了（卒園）により入園申込をする場合（市外施設を含む）	2	
		事業所内保育事業（認可）の従業員枠又は院内・事業所内保育施設（認可外）又は企業主導型保育事業（従業員枠）に預けていることを常態としている場合（市外施設を含む）	1	
		認定こども園（幼稚園機能）に在籍しており、同一施設の保育所機能のみへ入園申込をする場合	2	※10
保護者が危険なもの（通常、家庭には存在しない危険物）を扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者がなくやむを得ず職場に連れて行く場合	1			
12	同一世帯における同時申込児童数	3人以上（多胎児含む）	2	
		2人（多胎児含む）	1	
13	下の子の出産（又は育児休業取得）時に一度退園した児童を再入園させる場合		7	※11
14	申込児童以外のきょうだいが、「身体障害者手帳3級以上」、「精神障害者保健福祉手帳3級以上」、「聴覚障害者手帳4級以上」、「療育手帳A・B」の交付を受けている場合		2	※6
15	申込児童以外のきょうだいが、申込希望先の保育施設以外の幼稚園に通っている又は通わせる場合		-1	※12
16	きょうだいを同時期に入園申込しない	申込児童以外のきょうだいを同地番（2世帯住宅含む）の親族等に預ける場合	-3	
		申込児童以外のきょうだいを上記以外の親族等に預ける場合	-2	
17	入園申込を継続しているにもかかわらず、希望月から6か月以上にわたって待機中の場合（6か月毎に1点加算、最長2年とする）		2~5	※13
18	育児休業を取得して復職する場合		3	※14
19	正当な理由なく希望する保育施設の入園内定を辞退するなど、公正な選考に支障を来たす様な行為を行った場合（同年度内での入園申込期間中に限る）		-7	
20	申込児童の住所地が浜松市外の場合（転入予定者を除く）		-10	
21	希望する保育施設に入所できない時に育児休業の延長も許容できる場合、利用調整基準点を0点とする			※15

《調整点の備考》

- ※1 父母のどちらも基準点の類型が「A 居宅内外労働」に該当する場合は、就労日数の少ない方の就労日数を適用します。
- ※2 祖父母が同地番（2世帯住宅含む）に居ない場合が条件となります。
- ※3 待機児童対策及び継続的な教育・保育環境を確保するため、保育施設及び幼稚園職員確保のため行います。「就労証明書」の記載内容により勤務の事実が確認できる場合に適用とします。ただし、転園の申込みをする場合は適用しません。
- ※4 「障害者手帳等証明資料の写し」が提出されていることが条件となります。
- ※5 父母のどちらも基準点の類型が「F 親族の介護・看護」以外の場合で、「障害者手帳等証明資料の写し」及び「申立書」が提出されていることが条件となります。ただし、申込児童又は父母は適用しません。
- ※6 「障害者手帳等証明資料の写し」が提出されていることが条件となります。
- ※7 「診断書」又は「意見書」が提出されていることが条件となります。
- ※8 「保育状況申告書」及び「現在保育を行っている方の身分証明書の写し（住所地が分かるもの）」が提出されていることが条件となります。ただし、育児休業中の場合は適用しません。
- ※9 認証保育所、認可外保育施設、事業所内保育事業、企業主導型保育事業に預けている方は、「保育状況申告書」及び「入所契約書の写し」又は「在籍（入園予定）証明書」が提出されていることが条件となります。「入所契約書の写し」が無い場合は、当該施設を利用していることが分かる書類の提出が必要となります。ただし、育児休業中の場合は適用しません。
- ※10 在籍している認定こども園の保育所機能のみを希望する場合に適用します。複数の保育施設を希望する場合は適用しません。また、入園希望月の前月1日時点で当該認定こども園（幼稚園機能）に在籍していることが条件となります。ただし、4月1日の入園希望者に限り、前年11月1日時点で認定こども園（幼稚園機能）に在籍していることが条件となります。
- ※11 退園した児童及び出産（又は育児休業取得）時の該当児童が適用となります。
- ※12 「在籍（入園予定）証明書」が提出され、当該幼稚園の長期休暇中の開園が確認できる場合は適用しません。
- ※13 「就労証明書等」がすべて提出されている場合に適用します。ただし、育児休業、求職、就労内定の期間中は適用しません。
- ※14 復職月に入園申込みすることが条件となります。ただし、4月1日の入園希望者に限り、前年11月～同年3月中に復職するため、入園申込みする場合は適用します。調整点番号11「申込児童の保育状況」にも該当する場合は、調整点番号18「育児休業を取得して復職する場合」のみ適用となります。ただし、保育を必要とする事由が「妊娠・出産」の場合は適用しません。
- ※15 「保育施設利用申込補助票①」において、【育児休業延長希望】を選択した場合に適用します。

《認可保育施設利用調整基準表の考え方》

- ・「基準点」と「調整点」を合算した「利用調整基準点」が高い順に入園内定を行います。
- ・「利用調整基準点」が同一点数の場合、以下の優先段階により第1段階から順に判断します。

優先段階	内容
第1段階	基準点の高い世帯
第2段階	基準点が同点の場合は下記順位を適用 ①災害 ②不存在 ③児童虐待・DV ④疾病・負傷 ⑤障がい ⑥居宅内外労働 ⑦親族の介護・看護 ⑧就学 ⑨求職 ⑩妊娠・出産
第3段階	ひとり親家庭 (親族等が同地番（2世帯住宅含む）に居る場合より居ない場合を優先)
第4段階	養育している小学校3年生以下の子ども的人数が多い世帯
第5段階	利用者負担の階層低位順（当該年度の4月から8月分） (階層が同一の場合は算定市民税額の低い順)
第6段階	希望する保育施設の希望順位が高位順
第7段階	家庭状況を総合的に考慮した結果、より保育の必要性があると認められる申込児童

## 育児休業の延長を希望する場合の申込みについて

申込み時点で入園の希望がない方より、入園の希望がある方を優先して利用調整を行います。入園の希望がない場合には、「**B**認可保育施設利用申込補助票①」の【育児休業中の方のみご記入ください】の②【育児休業延長希望】に☑をしてください。②にチェックした場合、利用調整基準点を0点として選考を行います。この申し出は選考での優先順位を下げることにに対する希望であり、選考の結果が保留になることを確約するものではありませんので、内定する場合があります。また、年度途中でこの取扱いを変更したい場合には、追加提出書類受付期間内（P10 参照）に「**育児休業の延長に伴う入園選考順位に関する変更届**」をご提出ください。

### 内定を辞退した場合

内定を辞退した場合、選考の結果が内定とならなかった旨の証明「**保育施設入園保留通知**」の発行はできません。保育施設に入園できていない旨の証明が必要な場合は、「**保育施設入園待機証明書**」を発行させていただきます。発行手続きについてはP41をご覧ください。

### **B**認可保育施設利用申込補助票①（抜粋）

【現在、育児休業中の方のみご記入ください】利用調整の取り扱いについて、希望する選択肢に☑を付けてください

① **【入園希望】** 認可保育施設に入園できた場合、直ちに復職を希望する  
(利用調整において通常通りの順位付けとなることを希望する)

② **【育児休業延長希望】** 希望する認可保育施設に入園できない場合は、育児休業の延長もできる  
(利用調整基準点が0点となりますが、保留を確約するものではありません)

※上記の選択を変更する場合には追加書類提出期間内に「**育児休業の延長に伴う入園選考順位に関する変更届**」の提出が必要となります

(例)

選考対象月	申請内容	選考上の点数
4月一次選考	「②【 <b>育児休業延長希望</b> 】」を選択し、申請書を提出	0点
4月二次選考		↓
5月選考		↓
6月選考	6月選考の追加書類受付期間内に「 <b>育児休業延長に伴う入園選考順位に関する変更届</b> 」を提出し、「①【 <b>入園希望</b> 】」に選択肢を変更	26点 (家庭の状況に応じた「基準点」と「調整点」を合算した点数)
7月選考		↓

保育様式

育児休業の延長に伴う入園選考順位に関する変更届

令和 4年 5月 6日

(あて先) 高松市長

(保護者) 住所 高松市中区元通町102-2  
コーポハイツ101  
氏名 浜松 花子

以下の児童の入園選考について、次のとおり取り扱いの変更を希望します。

フリガナ	ハマダツ シロウ	生年月日	令和 3年 5月 5日
児童氏名	浜松 二郎		
第一希望施設名	〇〇こども園		
希望事項	<input checked="" type="checkbox"/> ①【 <b>入園希望</b> 】 保育施設に入園できた場合、直ちに復職を希望する ・保育施設に入園が決まり次第、利用開始月中に復職していただきます。 ・次の入園選考より、通常の順位で選考を行います。		
該当に記して下さい	<input type="checkbox"/> ②【 <b>育児休業延長希望</b> 】 希望する保育施設に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる ・利用調整（選考）において利用調整基準点が0点となります。 ・この申込みは選考での優先順位を下げることにに対する希望であり、選考の結果が不承諾になることを確約するものではありません。		

※きょうだい申込みをされている場合には、きょうだい同じ選択肢を選んでください。

### 【保留通知・待機証明書について】

入園できなかった場合は、**申込み初月のみ（4月は一次・二次の2回）**「**保育施設入園保留通知**」を郵送します。その後も認可保育施設に入園できていない旨の証明が必要な場合は、「**保育施設入園待機証明書**」を発行させていただきます。発行手続きについてはP41をご覧ください。

## 6. 利用申込み後（待機中）の手続きについて

### 市外へ転出する場合

市外へ転出する場合は、申込みを継続していただくことができないため、「【第4号様式】教育・保育給付認定申請取下書」をご記入いただき、「支給認定証」を同封のうえ、保育相談センターへ郵送してください。

### 申込み内容変更に関する手続き（教育・保育給付認定の変更を伴わない場合）

申込み時に提出が間に合わなかった書類がある場合や申込み時と状況が変わった場合には申込内容変更希望月の追加提出書類受付期間内（P10 参照）に、下表の必要書類をそろえ、専用封筒に入れて保育相談センターへ郵送してください（締切日当日消印有効）。「書類の提出方法について」はP45をご覧ください。追加提出書類受付期間内に提出された書類を基に選考します。

状況		必要な手続きや必要書類
就労状況の変更	勤務先、就労時間や就労日数が変わった	就労証明書
	父母のどちらかが単身赴任することになった	
申込児童の保育状況	認証保育所・認可外保育施設・事業所内保育事業（従業員枠）・企業主導型保育事業の利用を開始した	様式③保育状況申告書 + 入所契約書のコピー または 様式④在籍（入園予定）証明書
	親族に保育をしてもらうようになった	様式③保育状況申告書 + 【親族が市外の場合】 保育を行う親族の身分証明書のコピー（住所地在り記載されているページ）
	同伴就労を開始した	様式③保育状況申告書
	認定こども園（幼稚園機能）・幼稚園の利用を開始した	必ず保育相談センター（☎053-457-2833）までご連絡ください
関育する児の休業と	育児休業を延長した	様式⑤育児休業取得証明書
	育児休業を短縮し、職場復帰した	
	出産予定の児童の申込みをし（4月に限る）、その後、育児休業を開始した	
①【入園希望】→②【育児休業延長希望】	育児休業の延長に伴う入園選考順位に関する変更届	
②【育児休業延長希望】→①【入園希望】		
その他	同居家族（住民票上の同世帯）の中に新たに障害者手帳や療育手帳等を取付した方がいる場合	障害者手帳または療育手帳等（氏名・等級・有効期限が分かるページ）のコピー
	下の子の妊娠が判明した場合	母子手帳（表紙と分娩予定日が分かるページ）のコピー
	生活保護を受給するようになった	生活保護証明書のコピー
	課税資料が手元にそろった	令和5年度市区町村民税（非課税）課税証明書等（P14参照）
	申込児童に集団保育の必要があるとの医師や専門家の所見がある	診断書または意見書（任意の様式）
希望園・きょうだい区分を変更したい	P59をご覧ください	



## 教育・保育給付認定変更に関する手続き

申込み時の認定内容に変更が生じた場合は、下表の締切日までに「【第6号様式】教育・保育給付認定変更申請書」に必ず「支給認定証（変更前の内容が記載されたもの）」と下記の必要書類をそろえ、専用封筒に入れて保育相談センターへ郵送してください（締切日当日消印有効）。「書類の提出方法について」はP45をご覧ください。

複数年度の申込みをしている場合は、封筒または書類の欄外にいつの申込み分の変更であるか必ず記入してください。

変更内容		必要書類
事由変更 保育の必要	「求職中だったが就労先が決まった」 「仕事を辞め、求職活動をしている」 等保育を必要とする事由が変わった	新たに保育を必要とすることが分かる証明書 (P12 参照)
標準の変更・短時間	就労時間や勤務日数に変更になったため、保育標準時間認定・保育短時間認定の変更をしたい	就労証明書
世帯状況の変更	離婚・別居（住民票が別）が成立した	なし
	離婚調停を開始し、別居（住民票が別）をするようになった	離婚調停中であることが分かる裁判所の書類
	婚姻・養子縁組をした	新しく世帯に追加となった方の保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）（P12 参照）

### 《待機中における教育・保育給付認定変更受付期間一覧表》

変更適用月		教育・保育給付認定変更締切日	
令和6年	5月	令和6年	4月5日(金)
	6月		5月7日(火)
	7月		6月5日(水)
	8月		7月5日(金)
	9月		8月5日(月)
	10月		9月5日(木)
	11月		10月4日(金)
	12月		11月5日(火)
令和7年	1月		12月5日(木)
	2月	令和7年	1月8日(水)
	3月		2月5日(水)

専用封筒・書類のダウンロードはこちらから



## その他の手続きについて

### ●希望園・きょうだい区分の変更について

各入園希望月、1人1回限り希望園・きょうだい区分を変更することができます。詳細はP10をご覧ください。

### ●支給認定証の再発行について

支給認定証を紛失し、再発行が必要な場合には「【第8号様式】支給認定証再交付申請書」にご記入のうえ、保育相談センターへ郵送してください。「【第8号様式】支給認定証再交付申請書」の様式は子育て情報サイト「びっぴ」からダウンロードできます。再交付申請書の到着後、「支給認定証」を郵送します。

### ●保育施設入園待機証明書の発行について

利用開始希望月の翌月以降に待機していることの証明が必要な場合には、「保育施設入園待機証明書」に発行できます。証明書が必要な場合、「保育施設入園保留通知」に同封されている「待機証明書作成依頼書」をご記入のうえ、保育相談センターへ郵送してください。「待機証明書作成依頼書」の様式は子育て情報サイト「びっぴ」からもダウンロードできます。依頼書の到着後、「保育施設入園待機証明書」を郵送します。

なお、窓口での交付を希望される場合は事前に保育相談センター（☎053-457-2883）までご連絡ください。

### ●申込みの必要がなくなった場合

保育の必要がなくなった場合等、認可保育施設への申込みを取下げの場合には、「保育施設入園保留通知」に同封されている「【第4号様式】教育・保育給付認定申請取下書」にご記入いただき、「支給認定証」を同封のうえ、保育相談センターへ郵送してください。「【第4号様式】教育・保育給付認定申請取下書」の様式は子育て情報サイト「びっぴ」からもダウンロードできます。

※「書類の提出方法について」はP45をご覧ください。

(郵送先)

〒430-8652

浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市役所 幼保支援課

保育相談センター

## 7. 内定・入園後について

【問い合わせ先】 幼保支援課 入所管理グループ TEL:053-457-2867

### ならし保育について

入園当初、お子さまの集団保育への適応などを目的として、ならし保育をする場合があります。見学または面接の際に各認可保育施設にご相談ください。

育児休業中の方が認可保育施設に入園できた場合は、必ず入園月中に復職してください。

併せて既に提出している書類の育児休業取得期間が変更となる場合は、「様式⑤育児休業取得証明書」の記入を勤務先に依頼し、取得期間欄に変更後（入園月中の復職）の期間が記入されていることを確認のうえ、入園月の前月末までに専用封筒に入れ、幼保支援課へ郵送してください。提出方法の詳細についてはP45をご覧ください。

### 様式⑤育児休業取得証明書（抜粋） 例：令和6年4月に入園する場合

育 児 休 業 に つ い て	対象の子ども	氏 名	浜松 二郎
	※2	生年月日	令和 5年 5月 5日
	取得期間	令和 5年 7月 1日 から 令和 6年 5月 4日 まで	
	変更後取得期間	令和 5年 7月 1日 から 令和 6年 4月 20日 まで	
	延長の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
延長可の場合	「保育施設入園保留通知」または「保育施設入園待機証明書」が必要ですか※3 (該当するものに☑をしてください) <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要		

### 退園となる場合

#### ①市外へ転出する場合

入園後、市外へ転出する場合は、現在利用している認可保育施設を転出日の月末で退園となります。引き続き利用を希望する場合は、転出先の市区町村において教育・保育給付認定申請及び利用申込みが必要となります。あらためて利用調整（選考）を行うため、引き続き利用できない場合もあります。※1日時点で浜松市民ではなくなると、その月以降利用できなくなります。

#### ②1か月のうち1日も登園しなかった場合（里帰り出産が理由の場合は、2か月のうち1日も登園しなかった場合）

#### ③求職活動等の認定期間が満了になる場合

### 退園の手続きについて

退園を希望する場合は、退園月の10日までに利用施設へ申し出をし、退園届等の提出をお願いします。

### 利用施設の変更（転園）を希望する場合

あらためて利用調整（選考）を行うため、新規の申込者と同様に申請書類をそろえていただき、転園希望月の申請書類受付期間内（P10参照）に申請書類一式を保育相談センターまで郵送してください。利用調整（選考）に当たっては、新規の申込者を優先しますのでご了承ください。また、転園後は元の認可保育施設には戻れませんので、ご注意ください。

### 育児休業中の認可保育施設の利用について

在園中に生まれた下の子の育児休業期間中に認可保育施設を利用することは可能です。ただし、育児休業を開始したら、「様式⑤育児休業取得証明書」を幼保支援課または利用施設までご提出をお願いします。

## 教育・保育給付認定内容の変更をしたい場合

入園後、認定内容に変更が生じた場合（変更を希望する場合）には、変更申請の手続きが必要となります。変更する際は、下表の締切日までに【第6号様式】教育・保育給付認定変更申請書に必ず「支給認定証（変更前の内容が記載されたもの）」と下記の必要書類をそろえ、専用封筒に入れて幼保支援課へ郵送してください（締切日当日消印有効）。「書類の提出方法について」はP45を参照してください。

変更内容		必要書類
事由変更 保育の必要	「求職中だったが就労先が決まった」 「仕事を辞め、求職活動をしている」 等保育を必要とする事由が変わった	新たに保育を必要とすることが分かる証明書 (P12 参照)
標準・短時間の変更	就労時間や勤務日数に変更になったため、保育標準時間認定・保育短時間認定の変更をしたい	就労証明書
	通勤・送迎距離を理由に保育標準時間認定・保育短時間認定の変更をしたい	なし
世帯状況の変更	離婚・別居（住民票が別）が成立した	なし
	婚姻・養子縁組をした	新しく世帯に追加となった方の保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）(P12 参照)

### 《入園後における教育・保育給付認定変更受付期間一覧表》

変更適用月		教育・保育給付認定変更締切日
※ 令和6年	4月	令和6年 3月12日(火)
	5月	4月12日(金)
	6月	5月13日(月)
	7月	6月12日(水)
	8月	7月12日(金)
	9月	8月13日(火)
	10月	9月12日(木)
	11月	10月15日(火)
	12月	11月12日(火)
令和7年	1月	12月12日(木)
	2月	令和7年 1月14日(火)
	3月	2月12日(水)

※4月入所内定者については令和6年3月12日（火）までに認定変更を行うと4月から適用されます

例：保育短時間から標準時間の変更を令和6年5月13日に行った → 6月から標準時間に変更  
保育短時間から標準時間の変更を令和6年5月14日に行った → 7月から標準時間に変更

専用封筒・書類  
のダウンロード  
はこちらから



## 在園児下の子の優先利用について

在園児下の子とは…上の子の在園中に生まれたお子さまのことで、原則、上の子の在園中に限りきょうだい枠で優先入園できます。

### <育児休業制度のある方>

浜松市の認可保育施設においては、下の子の育児休業取得期間中は、在園中のお子さまの継続利用を認めています。また、下の子が1歳6か月までに育児休業を終了して復職するために同じ施設に入園を希望する場合は、優先入園を適用としています。両親が同時に育児休業を取得しても構いませんが、下の子が入園する月中にどちらも復職する必要があります。なお、下の子が1歳6か月を過ぎて入園する場合は、利用調整（選考）となります。

### <育児休業制度のない方>

育児休業の制度のない職場等で、育児休業の該当児童になり得る下の子が生後6か月になる日の翌月までに復職・同じ施設に入園を希望する場合も優先入園を適用としています。また、その期間内に復職・入園しない場合は、在園中の上の子の継続利用はできなくなります。

### <2歳児までを預かる施設として申請・届出がされた施設に在籍している方>

2歳児までを預かる施設として市に申請・届出をした事業所内保育事業（認可）の従業員枠又は院内・事業所内保育施設（認可外）に在籍している下の子が、受託年齢満了（卒園）により上の子と同じ施設に入園希望する場合も優先入園を適用としています。

※地域型保育事業については、定員に空きがある場合に限り下の子の優先入園を適用としています。

※3人きょうだいで、1人目のお子さまと2人目のお子さまがそれぞれ別の認可保育施設を利用している場合は、3人目のお子さまは2人目のお子さまが利用している認可保育施設への優先入園を適用としています。

※優先入園が適用となる下の子の申込みに関する書類は、ご利用の認可保育施設経由でお渡しします。申込み書類の提出についてもご利用の認可保育施設へお願いします。

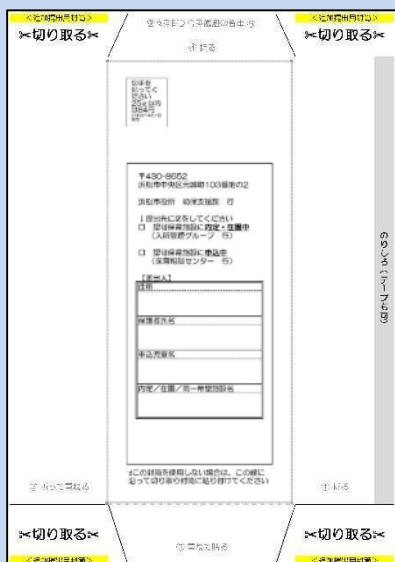
※下の子が1歳を過ぎて1歳6か月までに入園する場合、育児休業給付の取得・給付の延長に必要な保留通知又は待機証明書（以下「保留通知等」という）は原則発行されません。保留通知等がなくても育児休業の取得・延長が可能かあらかじめ勤務先にご確認ください。

## 8. 書類の提出方法について

書類を提出する場合には以下の手順の通り専用封筒をご準備の上、書類等を封入して幼保支援課へ郵送してください。※専用封筒は申込書類一式が入った封筒に入れてあります。

### 【専用封筒作成手順】

- ① 子育て情報サイト「ぴっぴ」から  
専用封筒をダウンロードし、印刷する



専用封筒ダウンロード  
はこちらから

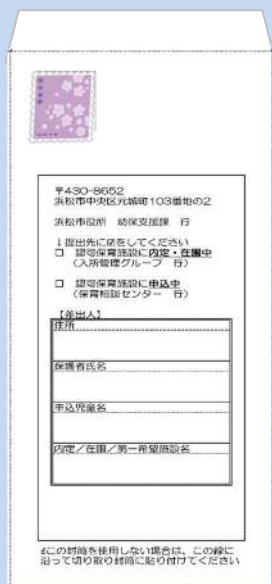


- ② 印刷した用紙を加工し、  
封筒を作成する  
※お手元の封筒を利用する  
場合には、封筒の表に以下の  
ように「宛先」および「在園  
中または申込み中」とご記入  
ください

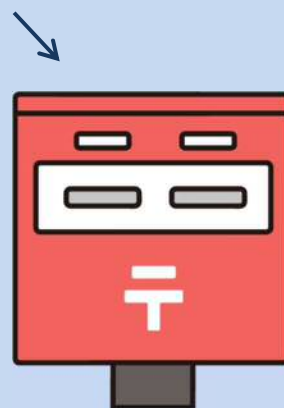
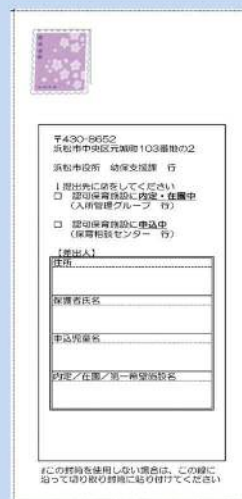


- ③ 「内定・在園中」または「申込中」  
にを入れ、差出人情報を記入し、切手  
を貼る

定型封筒【参考】  
25 g 以内 = 84 円  
50 g 以内 = 94 円  
※令和 6 年 4 月 1 日現在



- ④ ポストへ投函（締切日当日消印有効）  
※締切日はポストの取集時間に  
注意！



## 9. 利用者負担（保育料）【0～2歳児クラス】・

### 副食費の免除判定【3～5歳児クラス】について

【問い合わせ先】 幼保支援課 入所管理グループ TEL:053-457-2867

#### 利用者負担（保育料）

認可保育施設の運営に必要な経費は、国と県と市による公費負担と、市区町村民税所得割課税額に応じて保護者の皆様にご負担いただく利用者負担（保育料）で賄うこととなっています。（保育士などの人件費に充てられます。）

利用者負担（保育料）は、国が定める上限額の範囲内で市が設定することとなっています。浜松市では、保護者のご負担を軽減するために、国が定める利用者負担（保育料）の上限額よりも低く設定した利用者負担（保育料）としています。

認可保育施設で児童を保育するには、児童の処遇向上や保育内容の充実などに多くの経費が必要となります。（保育料表はP49をご覧ください。）

※保育料には延長保育料は含まれません。その他、施設が設定する実費負担金等がかかる場合があります。（例：教材費、園服、体操服、3歳児クラス以上の主食費・副食費等）

#### 利用者負担（保育料）決定・副食費の免除判定方法

認可保育施設の利用者負担（保育料）・副食費の免除判定は、児童の父母等、保護者の市区町村民税所得割課税額及び児童の4月1日の前日の年齢（学年齢）、教育・保育給付認定区分、きょうだいの状況等によって決まります。なお、保護者（父母等）の月当たりの総収入が標準基準額を下回った場合、同居している祖父母等のいずれか収入の高い方が保育料算定の対象となる場合があります。

市民税所得割課税額（利用者負担（保育料）算定・副食費の免除判定の対象となる税額）

$$= \text{市民税所得割額（税額控除前）} - \text{調整控除額} - \text{税額調整措置額} ※該当者のみ$$

利用者負担（保育料）算定には、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除等を反映させません。

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③	市民税 税額控除額④ 所得割額⑥ 均等割額⑦
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	課税標準	課税所得 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引	県民税 税額控除額④ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪

★総所得③に記載された課税総所得金額×0.06が、保育料算定上の市民税所得割課税額（税額控除前）の目安となります。※分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

#### 市区町村民税課税年度による切替え

4月から8月までの利用者負担（保育料）は前年度分、9月以降は当年度分の市区町村民税所得割課税額により決定するため、年度内に利用者負担（保育料）が変更になる場合があります。

保育料適用期間	令和6年										令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
課税年度	令和5年度					令和6年度							

\*令和6年度において、2歳児クラスのお子さま（令和3年4月2日生まれから令和4年4月1日生まれまでの子）が3歳の誕生日を迎えた場合には、年度途中で3号認定から2号認定に変更となりますが、令和6年度中（令和7年3月まで）は3号認定の区分の利用者負担（保育料）が適用となります。

## 利用者負担（保育料）・副食費の免除判定の変更

算定の基礎となった市区町村民税の修正や更正があった場合、利用者負担（保育料）が変更となる場合があります。変更となった場合、適用期間の開始月（ただし同一年度内に限る）に遡って利用者負担（保育料）・副食費の免除判定を変更し、料金の追加徴収または返還をさせていただきます。

※結婚や離婚等により家族構成に変更があった場合にも、利用者負担（保育料）が変更となる場合があります。

## きょうだいがいる場合の利用者負担（保育料）軽減

児童の父母等、保護者の方の市区町村民税所得割課税額及びきょうだいの状況等によって保育料の軽減方法（きょうだいのカウント方法）が異なります。（令和6年9月からのきょうだいのカウント方法はP68をご覧ください）

### 市区町村民税所得割課税額が 57,700 円以上の世帯（ひとり親世帯等については 77,101 円以上の世帯）

小学校就学前の範囲内に認可保育施設に通っている子どもが 2 人以上いる場合、最年長の子どもを第 1 子、その下の子を第 2 子とカウントします。



※第 1 子が成長して小 1 以上になった場合は、それまで第 2 子だったお子さんを第 1 子とカウントします。

※ただし、次の対象施設を利用している就学前のきょうだいをご家庭内にいる場合、証明書提出により保育料の軽減が適用となります。証明書提出日の翌月から適用されます。

（証明書の提出がない場合、きょうだい軽減の対象児童とはなりません）

- ・新制度に移行しない従来型の私立幼稚園
- ・特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設、居宅訪問型児童発達支援施設、企業主導型保育事業

（対象となる施設が不明な場合は幼保支援課までお問い合わせください）

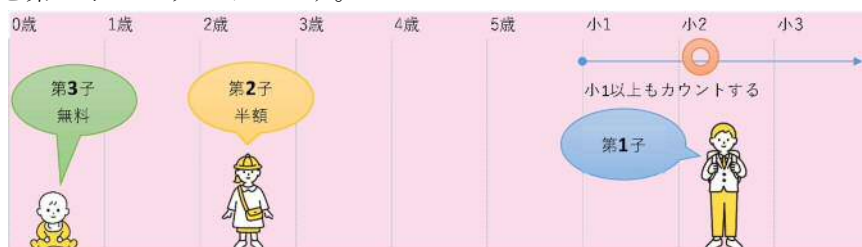
- ・提出していただく書類・・・**様式④**在籍（入園予定）証明書

（書類は子育て情報サイト「ぴっぴ」からもダウンロードが可能です）

※幼稚園または認定こども園（幼稚園機能）の 2 歳児預かり等を利用している場合は、きょうだい軽減の対象児童とはなりません。

### 市区町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯（ひとり親世帯等については 77,101 円未満の世帯）

年齢に関わらず、生計を一にする（※）お子さまが 2 人以上いる場合、最年長の子どもを第 1 子、その下の子を第 2 子とカウントします。



※生計を一にする

必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」として取り扱います。保護者と同一の家屋に起居しているような場合は、明らかに「生計を一にする」と認められない事情があるときを除き、「生計を一にする」ものとして取り扱います。

## 備考

勤務、就学、療養等の都合上、別居しているきょうだいや令和6年4月1日の前日の年齢が18歳以上のきょうだいがいる場合は、幼保支援課までお問い合わせください。

書類のダウンロード  
はこちらから





## 幼児教育・保育の無償化について(3歳～5歳児クラス)※1号認定利用児童を除く

### 利用者負担(保育料)

3歳児～5歳児クラスは無償(0円)です。

### 副食費

3歳児～5歳児クラスの給食費のうち副食費について、一部の世帯は副食費が免除となります。免除対象者には市から副食費免除決定通知書を交付します。

### 【免除対象】

- ・保護者(児童の父母等)の市区町村民税所得割課税額が57,700円未満(ひとり親世帯等の場合、77,101円未満)
- ・第3子以降(小学校就学前までの子どもをカウントします)

### その他の軽減について

以下に該当する方は、下記の書類を提出すると利用者負担(保育料)及び副食費の免除判定が変更となる場合があります。

世帯状況		必要書類
生活保護世帯の方		生活保護証明書のコピー
お子さまと住民票上同一世帯の方のうち	障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を所持している方	手帳のコピー
	国民年金の障害基礎年金を受給されている方	年金証書または振込通知書のコピー
	特別児童扶養手当の対象児童	受給通知書または証書のコピー

### 保育料表の見方

#### 令和6年度 2号・3号認定利用者負担額(保育料)

保育料表(抜粋)

階層	区分 4月1日の前日の年齢(学年齢)となります		保育標準時間		保育短時間	
			3号	2号	3号	2号
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護世帯		0	0	0	0
2	市民税非課税世帯	21 ひとり親世帯等	0	0	0	0
		22 その他の世帯	0	0	0	0
3	市民税所得割非課税世帯	31 ひとり親世帯等	3,000	0	3,000	0
			0	0	0	0
		32 その他の世帯	8,100	0	7,900	0
			3,600	0	3,500	0
4	24,300円未満	41 ひとり親世帯等	3,400	0	3,400	0
			0	0	0	0
		42 その他の世帯	11,400	0	11,200	0
			5,100	0	5,000	0
5	24,300円以上 48,600円未満	51 ひとり親世帯等	3,900	0	3,800	0
			0	0	0	0
		52 その他の世帯	13,200	0	12,900	0
			5,900	0	5,800	0

例：2歳児クラス(第1子)・保育標準時間利用で

父親の所得割額 20,000円・母親の所得割額 10,000円の場合

父親の所得割額 20,000円 + 母親の所得割額 10,000円 = 30,000円 (保護者合算)

市民税所得割額 30,000円は第5階層になり、5階層の「52 その他世帯」に記載のある金額を確認。

この場合、保育料は1か月当たり 13,200円となります。

※上下2段に分かれた保育料各欄の下段は、第2子の保育料となり、第3子以降は無料となります。

第1子、第2子の数え方は所得割課税額に応じて異なります。きょうだいの数え方についてはP47をご覧ください。

## 令和6年度 2号・3号認定利用者負担額(保育料)

(単位:円/月)

階層	区分 4月1日の前日の年齢(学年齢)となりますー		保育標準時間		保育短時間	
			3号	2号	3号	2号
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護世帯		0	0	0	0
2	市民税非課税世帯	21 ひとり親世帯等	0	0	0	0
		22 その他の世帯	0	0	0	0
3	市民税所得割 非課税世帯	31 ひとり親世帯等	3,000	0	3,000	0
			0	0	0	0
		32 その他の世帯	8,100	0	7,900	0
			3,600	0	3,500	0
4	24,300 円未満	41 ひとり親世帯等	3,400	0	3,400	0
			0	0	0	0
		42 その他の世帯	11,400	0	11,200	0
			5,100	0	5,000	0
5	24,300 円以上 48,600 円未満	51 ひとり親世帯等	3,900	0	3,800	0
			0	0	0	0
		52 その他の世帯	13,200	0	12,900	0
			5,900	0	5,800	0
6	48,600 円以上 60,700 円未満	61 ひとり親世帯等	4,400	0	4,300	0
			0	0	0	0
		62 その他の世帯	15,500	0	15,200	0
			6,900	0	6,800	0
7	60,700 円以上 72,800 円未満	71 ひとり親世帯等	4,900	0	4,800	0
			0	0	0	0
		72 その他の世帯	17,800	0	17,500	0
			8,000	0	7,800	0
8	72,800 円以上 77,101 円未満	81 ひとり親世帯等	5,400	0	5,300	0
			0	0	0	0
		82 その他の世帯	20,100	0	19,800	0
			9,000	0	8,900	0
9	84,900 円以上	97,000 円未満	22,500	0	22,200	0
			10,100	0	9,900	0
10	97,000 円以上	121,000 円未満	26,100	0	25,700	0
			13,000	0	12,800	0
11	121,000 円以上	145,000 円未満	29,700	0	29,300	0
			14,800	0	14,600	0
12	145,000 円以上	169,000 円未満	33,300	0	32,900	0
			16,600	0	16,400	0
13	169,000 円以上	235,000 円未満	41,000	0	40,400	0
			20,500	0	20,200	0
14	235,000 円以上	301,000 円未満	48,800	0	48,000	0
			24,400	0	24,000	0
15	301,000 円以上	349,000 円未満	56,400	0	55,500	0
			28,200	0	27,700	0
16	349,000 円以上	397,000 円未満	64,000	0	63,000	0
			32,000	0	31,500	0
17	397,000 円以上		73,600	0	72,400	0
			36,800	0	36,200	0

注)

- 1 利用者負担(保育料)各欄の下段は、同一世帯から2人入園している場合の第2子の利用者負担(保育料)で、第3子以降は0円です。
- 2 2～8階層における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯(同居親族がいる場合などは対象外となります)、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯(いずれも児童と同じ住民票上の世帯に限る)、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯(いずれも児童と同じ住民票上の世帯に限る)を指します。
- 3 市民税所得割課税が57,700円未満の世帯(ひとり親世帯等については77,101円未満)は、保護者と生計が同一の子等であれば年齢に関わらずその子を含めて数えます。
- 4 里親制度、児童養護施設をご利用されている場合の保育料は、幼保支援課 入所管理グループ(☎053-457-2867)へお問合せください。

※ 国の制度改正に伴い、政令指定都市における個人住民税所得割の標準税率が【市民税6%:県民税4%】から【市民税8%:県民税2%】に変更となりました。しかしながら、保育料につきましては変更前の税率(6%)を用いて計算します。

## 10. 利用者負担（保育料）の納付方法について

【問い合わせ先】 幼保支援課 給付・事業グループ TEL:053-457-2826

### 認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業

利用者負担(保育料)は施設へのお支払いとなります。支払い方法や納期限は、施設へお問い合わせください。

### 保育所

利用者負担(保育料)は市へのお支払いとなります。支払い方法は、口座振替又は納付書による支払いのどちらかを選択いただけます。納期限は次のとおり、当月の末日（末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日）です。

月分	納期限（口座振替日）	月分	納期限（口座振替日）
4月分	令和6年 4月 30日(火)	10月分	10月 31日(木)
5月分	5月 31日(金)	11月分	12月 2日(月)
6月分	7月 1日(月)	12月分	令和7年 1月 6日(月)
7月分	7月 31日(水)	1月分	1月 31日(金)
8月分	9月 2日(月)	2月分	2月 28日(金)
9月分	9月 30日(月)	3月分	3月 31日(月)

#### 《保育料の支払い方法》

##### ・納付書による支払いを希望する場合

毎月、園を經由して納付書をお渡しさせていただきます。金融機関の窓口でお支払いください。

##### ・口座振替による支払いを希望する場合

入園決定の通知の際に同封する「口座振替納付依頼書」に必要事項をご記入いただき、下記金融機関のうち預金口座のある金融機関の窓口で、申込み手続きをしてください。楽天銀行は、ウェブサイトからのお手続きとなります。

なお、原則、月の25日まで（25日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日）に手続きされた場合には、翌月分の利用者負担（保育料）から口座振替を開始します。

手続きが間に合わなかった場合には納付書による支払いとなりますので、金融機関の窓口で直接お支払いください。

例：令和6年3月22日に手続き完了 → 4月分の保育料から振替開始  
令和6年3月27日に手続き完了 → 5月分の保育料から振替開始

※「口座振替納付依頼書」は金融機関の窓口にはありませんのでご注意ください。必要な方は幼保支援課 給付・事業グループ（☎053-457-2826）へご連絡ください。

※領収書は発行しませんので、通帳の記帳をもって領収とさせていただきます。

※納付書払いから口座振替に切替える場合も、上記「口座振替による支払いを希望する場合」のとおりに手続きを行ってください。

#### 《口座振替の手続きが可能な金融機関》

区分	金融機関名称
銀行	静岡・みずほ・三井住友・りそな・三菱UFJ・スルガ・清水・愛知・名古屋・静岡中央・ゆうちょ※・楽天（ウェブ申込）※
信託銀行	みずほ
信用金庫	浜松磐田・遠州
その他	静岡県労働金庫・とぴあ浜松農協・遠州中央農業協同組合・三ヶ日町農業協同組合・東日本信用漁業協同組合連合会

※ゆうちょ銀行・楽天銀行では納付書によるお支払いはできません。

## 11. 一時預かり事業（一時保育）について

【問い合わせ先】 幼保支援課 給付・事業グループ TEL：053-457-2826

### 一時預かり事業（一時保育）とは

- ・保護者の断続的な労働や急病などで、お子さまを保育できない場合、一時的に認定こども園や保育所、地域型保育事業でお子さまを預かり、保育します。
- ・該当年齢クラスに空きがないなどの理由により、お預かりできない場合もあります。

### 利用できる対象児童

- ・保護者の短時間・断続的労働、職業訓練、就学等により、原則として週3日以内で家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
- ・保護者の災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
- ・保護者の育児等に伴う心理的・身体的負担を解消する等の理由により一時的に保育が必要となる児童
- ・障がい等があり、集団生活に慣れさせるために保育を必要とする児童

※認定こども園（保育所機能）、保育所、小規模保育事業又は事業所内保育事業を利用しているお子さんのご利用はできません。

※複数園での一時預かり事業（一時保育）のご利用はできません。

### 実施施設

認定こども園・保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業（一部の施設を除く）

### 令和6年度利用料および副食費 1人1日当たり

年齢区分	利用時間	利用料	副食費
0～2歳児	4時間未満	1回 1,200円	—
	4時間以上	1回 2,000円	—
3～5歳児	4時間未満	1回 500円	日額 200円
	4時間以上	1回 800円	

※市区町村民税非課税世帯等の児童は利用料および副食費の免除制度があります。

※年齢区分は、令和6年4月1日の前日の年齢による区分です。

### 利用申込み

- ・利用する際は、あらかじめ希望する施設に申込みをしてください。

※施設の状況等により、受入れができない場合があります。

### その他施設での一時預かり事業（一時保育）

- ・認可外保育施設などでも、一時預かり事業（一時保育）を実施している場合がありますので、各施設に直接問い合わせてください。

詳しいご案内は  
こちらから



利用空き状況は  
こちらから



## 12. 病児・病後児保育について

【問い合わせ先】 幼保支援課 企画・制度グループ TEL：053-457-2827

### 利用できる対象児童

- ・市内に住所を有する乳幼児または小学校に就学している児童を対象とします。
- ・病気または病気の回復期にあつて、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭での保育が困難な児童です。

### 病後児保育室利用時の病気の回復期について

- 1) 乳幼児が日常かかる病気（かぜ、消化不良など）…急性期を経過した後
- 2) 伝染病疾患（はしか、風しん、麻しんなど）……急性期を経過し伝染の可能性がなくなってから
- 3) 喘息など慢性疾患………発作がおさまってから
- 4) 骨折など外傷性疾患………症状が固定してから

### 利用期間

原則、連続7日以内です。

### 令和6年度利用料および副食費 1人1日当たり

年齢区分	利用料	副食費
0～2歳児	日額 1,500円	—
3～5歳児	日額 1,300円	日額 200円

※市区町村民税非課税世帯等の児童は利用料および副食費の免除制度があります。

### 開所日・利用時間

直接、下表実施施設へお問い合わせください。

### 利用登録

利用する可能性のある人は、事前に下記実施施設で利用登録をする必要があります。登録時には「病児・病後児保育施設等利用登録兼児童票」が必要となります。※上記の書類は、幼保支援課、各実施施設で受け取ることができます。また、子育て情報サイト「ぴっぴ」からダウンロードすることができます。

### 利用申込み

利用する日の前日までに、希望する施設に予約してください。なお、利用に際しては、以下の書類が必要となります。

#### 【必要書類】

- ・医師連絡票 ・保護者からの病状連絡票

※上記の書類は、幼保支援課、各実施施設で受け取ることができます。

また、子育て情報サイト「ぴっぴ」からダウンロードすることができます。

※実施施設によっては、その他の書類が必要となる場合がありますので、提出書類については、直接、施設にご確認ください。

書類のダウンロード  
はこちらから



#### 【令和6年度実施施設一覧】

	区	区分	定員	施設名	所在地	電話番号	
1	中央区	旧中区	病児・病後児	4人	中央ながかみこども園	中島二丁目7-8	581-7677
2		旧中区	病児・病後児	6人	病児・病後児保育 みつばち第2保育園	和地山一丁目12-32	522-9088
3		旧中区	病後児	4人	聖隷こども園めぐみ	和合町555-1	401-1212
4		旧東区	病児・病後児	4人	みどり保育園	有玉西町1222	424-9333
5		旧南区	病児・病後児	4人	みつばち保育園	瓜内町844-3	444-3282
6		旧北区	病後児	4人	聖隷こども園わかば	根洗町645-1	437-0822
7	浜名区	旧浜北区	病児・病後児	6人	桜町クリニック	道本28-3	585-3230

## 13. FAQ（よくあるご質問）

### 利用の申込みに関すること

Q1-1 利用申込みはいつまでにすればよいですか？

A 4月から利用希望の場合は特別なスケジュールを設けて実施します。詳しくはP8をご覧ください。  
年度途中からの利用を希望する場合は利用希望月の前月5日頃が申込みの締切日となります。  
詳しくはP10をご覧ください。

Q1-2 利用申込み書類はどこに行けばもらえますか？

A 幼保支援課、中央区役所を除く区役所・行政センターで書類一式をお受け取りください。

Q1-3 区役所・行政センターへ利用申込み書類を提出することはできますか？

A 区役所・行政センターでは受付できません。締切日までに指定のピンク色の封筒に切手を貼り、保育相談センターへ郵送してください。(締切日当日消印有効)  
直接、窓口提出を希望される場合は、保育相談センターまでお越しください。(4月の一斉受付は窓口での提出はできません)

Q1-4 募集人数・申込み状況はいつ頃公表されますか？

A 毎月1日(閉庁日の場合は翌開庁日)の13時頃に子育て情報サイト「びっぴ」で公表します。  
4月の一斉受付はスケジュールが違います。詳しくはP8をご覧ください。

Q1-5 認可保育施設と幼稚園の併願はできますか？

A 併願は可能です。

Q1-6 利用申込みに際して、希望する認可保育施設には必ず見学に行く必要はありますか？

A 認可保育施設によって保育方針、雰囲気、延長保育の有無、諸経費等さまざまな違いがあります。お子さまが毎日通う施設ですので、事前に見学してください。見学する場合、施設へ事前にご連絡のうえ、日程の調整を行ってください。なお、見学できない場合は、施設に電話し保育方針等についてご確認ください。

Q1-7 令和6年度中の申込みと令和7年4月(令和7年度)の申込みを考えています。

A 令和6年度分と令和7年度分の申込み書類をそれぞれそろえていただき、それぞれの受付期間内に専用返信用封筒に入れてご提出ください。まとめて提出することはできません。

Q1-8 申込書類提出後に追加の書類を提出することはできますか？また、どこに提出すればよいですか？

A 可能です。利用希望月の受付期間内(締切日当日消印有効)までに保育相談センターへ郵送してください。受付期間を過ぎて提出された場合は、次回の利用調整(選考)からの適用となります。詳しくはP10・P45をご覧ください。

Q1-9 現在住んでいる区とは別の区の認可保育施設に利用申込みをすることはできますか？

A 可能です。利用申込書には他の区の認可保育施設も含め、希望する順番で記入してください。詳しくはP58・P59をご覧ください。

Q1-10 浜松市に転入する予定ですが、申込みの手続きはどのようにすればよいですか？

A 入園希望月までに浜松市へ転入する場合は、浜松市へ直接申込みとなります。入園希望月を過ぎてから浜松市へ転入予定の場合は、現在お住まいの市区町村を通じての申込みとなります。詳しくはP33をご覧ください。

Q1-11 浜松市への転入の予定はありませんが、浜松市の認可保育施設を申込みすることはできますか？

A 現在お住まいの市区町村を通じての申込みとなります。詳しくはP33をご覧ください。

Q1-12 浜松市に住所があります。浜松市外の認可保育施設を利用するにはどのような手続きが必要ですか？

A 希望する施設がある自治体に申込期限、必要書類等をご確認のうえ、保育相談センター(☎053-457-2833)までご連絡ください。詳しくはP33をご覧ください。

Q1-13	現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みはできますか？
A	原則できません。ただし、4月の利用申込みに限り、 <b>出産予定日が令和6年2月4日までの方のみ出生前申込みが可能です</b> 。4月1日時点のお子さまの月齢が希望する施設の受託年齢を超えていれば、申込みは可能です。各施設の受託年齢はP60～P67「認可保育施設一覧」をご覧ください。

Q1-14	申請書類の記入を間違えた場合、どのように修正すればよいですか？
A	修正箇所には二重線を引き、余白に正しい情報をご記入ください。なお、 <b>修正テープや修正ペンは使わないようにご注意ください</b> 。

Q1-15	就労証明書の内容が間違っている場合、どのように修正すればよいですか？
A	勤務先に修正を依頼してください。修正箇所には二重線を引き、記入者の訂正印を押印し、余白に正しい情報をご記入ください。なお、 <b>修正テープや修正ペンは使わないようにご注意ください</b> 。

Q1-16	申込みをした後に希望園の追加、変更またはきょうだい申込区分の変更をする場合はどのような手続きが必要ですか？
A	希望の変更手続きは <b>電話での受付のみ</b> となります。希望月に応じて受付期間を定めています。詳しくはP8またはP10をご覧ください。

Q1-17	募集のない施設にも申込みはできますか？
A	<b>申込みはできます</b> 。ただし、募集のない月の入園はできません。

Q1-18	希望施設名はすべて（7施設）記入する必要はありますか？
A	<b>必ずしもすべて記入する必要はありません</b> 。しかしながら、より多くの施設をご記入いただいた方が、施設を利用できる可能性が高くなります。また、内定を辞退されますと、施設の運営に支障が出る場合があります。事前に見学をするなどして、必ず通える施設をご記入ください。

Q1-19	きょうだいで申込みをする場合、書類は人数分必要ですか？
A	<b>必要です</b> 。ただし、 <b>B</b> 補助票①、就労証明書、診断書、在籍（入園予定）証明書、課税資料については、きょうだいのいずれかに原本を添付すればそれ以外の申請児童についてはコピーでも構いません。

## 教育・保育給付認定に関すること

Q2-1	1か月に必要な勤務日数に決まりはありますか？
A	<b>勤務日数に決まりはありません</b> 。月64時間以上（休憩時間を除く）の就労が確認できることが必要です。

Q2-2	夜勤のみの仕事ですが、利用申込みはできますか？
A	夜勤のみのお仕事であっても申込みは可能です。ただし、月64時間以上（休憩時間を除く）の就労が必須条件となります。

Q2-3	現在、就労の内定をもらっていますが、保育を必要とする証明書としてはどの様式を提出すればよいですか？
A	就労内定先にて「就労証明書」を記入していただければ「就労証明書」をご提出ください。その場合は「就労」事由での申請となります。提出できない場合は、「求職活動」を事由としての申請となりますので「様式①」申立書兼誓約書」をご提出ください。

Q2-4	これから転職予定です。就労証明書は現在の勤務先または新しい勤務先のどちらが必要ですか？
A	利用を希望する月以降に勤務する会社の「就労証明書」をご提出ください。

Q2-5	これから仕事を探す予定です、利用申込みはできますか？
A	仕事を探している又は起業準備をしている場合には「求職活動」の認定を受けることができます。認定期間は効力発生日から90日を経過する日の月末までとなります。

Q2-6	現在、会社勤務ですが、第2子の出産を控えています。保育を必要な事由はどのようになりますか？
A	入園希望月の1日が産前8週（多胎児の場合は14週）・産後8週中の場合には「妊娠・出産」事由での認定となります。この場合、認定期間は出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の月末までとなります。

Q2-7	保育を必要とする事由が複数ある場合はどうすればよいですか？
A	保育に必要な事由が複数ある場合についても、1つの事由での認定となります。現状で保育の必要度が高い事由で申請をしてください。ただし、就労先が複数ある場合は、それぞれの「就労証明書」を提出すれば、合わせて認定・利用調整（選考）することも可能です。（勤務時間等の重複は認められません）

Q2-8	仕事が決まったため、認定内容等を変更したいのですがどうすればよいですか？
A	<b>保育必要事由の変更手続きをする必要があります。</b> 「教育・保育給付認定変更申請書※」に必ず「支給認定証」と「就労証明書」を添付し、幼保支援課へ郵送してください。各月の変更締切日（締切日消印有効）までに提出されれば、翌月からの変更となります。待機中の方（P40参照）、在園中の方（P43参照）で変更締切日が異なりますのでご注意ください。 <b>詳しくはP40・P43をご覧ください。</b> ※「教育・保育給付認定変更申請書」はP40・P43のQRコードからダウンロードできます。

### 利用調整（選考）に関すること

Q3-1	利用調整（選考）はどのように行うのですか？
A	「利用調整基準表」に基づき「基準点」と「調整点」を合算した「利用調整基準点」の高い順に選考を行います。「利用調整基準点」が同点の場合、優先段階の第1段階から順に判断します。 <b>詳しくは、P35～P37をご覧ください。</b>

Q3-2	複数の施設の利用を希望した場合、どのように利用調整（選考）されますか？また第1希望のみ希望した場合には優先されますか？
A	希望した施設のうち複数の施設に内定となった場合は、内定となった施設の中の最上位の希望施設に内定となります。また、第1希望のみ記入された方と複数の施設を記入した方との利用調整（選考）上の優劣はありません。 <b>詳しくはP34をご覧ください。</b>

Q3-3	利用調整（選考）上、申込みが早い方が有利になりますか？
A	早く提出しても <b>選考上有利になることはありません。</b> 不備なく書類をそろえていただき、受付期間内にご提出ください。

Q3-4	パートや派遣社員での就労の場合、正社員と比べて優先順位は下がりますか？
A	<b>雇用形態によって優先順位が下がることはありません。</b> あくまでも1か月の就労時間・就労日数に応じて「利用調整基準点」を決定します。

Q3-5	育児休業からの職場復帰後は育児短時間勤務制度の利用を考えています。育児休業取得前と職場復帰後、どちらの勤務時間での利用調整（選考）となりますか？
A	雇用契約上の勤務時間にて利用調整（選考）を行います。

Q3-6	きょうだいで申込みをした場合、別々の施設になってしまうことはありますか？
A	きょうだい申込みの内容によっては別々の施設に内定となる場合があります。C補助票②の表面（P19参照）に、きょうだい申込み時の利用希望を選択する箇所がありますので、家庭状況に応じてご記入ください。 <b>詳しくはP21・P22をご覧ください。</b>

Q3-7	希望順位が下位の施設に内定しました。第1希望の施設に空きができたなら移ることができますか？
A	一度内定した場合、現在提出していただいている書類は利用調整（選考）上、無効となります。そのため、第1希望の施設を希望される場合には、翌月以降に再度お申込みをする必要があります。

Q3-8	利用開始（入園）後に施設を変更（転園）することはできますか？
A	現在、ご利用中の施設から他の施設へ変わりたい場合は、新規の利用申込みと同様の手続きが必要です。また、転園を希望する場合は、利用調整（選考）上、基準点に0.8を乗じた点数（小数点以下四捨五入）となり、転園希望以外のお子さまを優先して利用調整（選考）します。

Q3-9	転園先に入園（利用開始）後、事情により元の施設に戻ることはできますか？
A	転園によって空いた枠を翌月以降の募集枠としていますので、元の施設に戻ることはできません。元の施設へ戻りたい場合は、新規の利用申込みと同様の手続きが必要です。また、転園を希望する場合は、利用調整（選考）上、基準点に0.8を乗じた点数（小数点以下四捨五入）となり、転園希望以外のお子さまを優先して利用調整（選考）します。



Q3-10 第三者へ申込みを相談・依頼することによって、有利になることはありますか？  
A 有利に取り扱うことは一切ありません。

### 保育料・副食費（免除判定）に関すること

Q4-1 保育料や副食費の免除はどのように決定するのですか？  
A 保育料や副食費の免除は、お子さまの属する世帯の父母及び生計主宰者である祖父母等の市区町村民税額で決定します。  
詳しくは P46～P49 をご覧ください。

Q4-2 年度途中で 3 号認定から 2 号認定に変わったのですが、保育料は変更になりますか？  
A 保育料は 4 月 1 日時点のクラス年齢で決定します。よって、同年度中（4 月から 3 月まで）は 3 号認定区分の保育料が適用されます。

Q4-3 市立と私立の認可保育施設で保育料は異なりますか？  
A 保育料は市立でも私立でも変わりません。なお、施設によっては父母会費や制服代などの実費負担金等がかかる場合がありますので、別途必要となる費用の詳細は各施設にお問合わせください。

Q4-4 保育料等の納付方法は施設によって異なりますか？  
A 施設によって異なります。詳しくは P50 をご覧ください。

### 育児休業に関すること

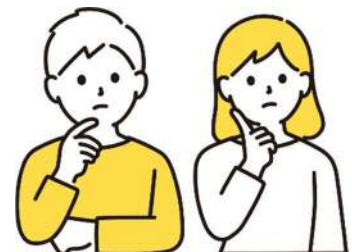
Q5-1 育児休業を証明する指定の様式はありますか？  
A 指定の様式として「様式⑤育児休業取得証明書※」があります。なお、就労証明書に育児休業期間の記入があれば指定の様式での提出は不要です。ただし、育児休業期間を変更する場合は、別途提出をお願いします。  
※「様式⑤育児休業取得証明書」は P40 の QR コードからダウンロードできます。

Q5-2 育児休業給付金を延長するためにはどのような手続きが必要になりますか？  
A 育児休業給付金の延長方法につきましては、勤務先の担当者またはハローワークへお問い合わせください。

Q5-3 育児休業中に入園が決まったがいつまでに復職すればよいですか？  
A 入園月中に復職をしてください。

Q5-4 育児休業を延長するにあたり、利用開始希望月の翌月以降も待機していることを証明する書類を発行してもらうことはできますか？また、その際はどのような手続きが必要となりますか？  
A 「保育施設入園待機証明書」を発行できます。「待機証明書作成依頼書※」にご記入の上、保育相談センターへ郵送してください。依頼書が届き次第、「保育施設入園待機証明書」を作成し、ご自宅へ郵送します。詳しくは P41 をご覧ください。  
※「待機証明書作成依頼書」は P40 の QR コードからダウンロードできます。

Q5-5 育児休業延長希望（利用調整基準点 0 点）で申込みをしたが、入園希望（通常の利用調整点）に変更したい。どのような手続きが必要ですか？  
A 変更を希望する場合には「育児休業の延長に伴う入園選考順位に関する変更届※」にご記入の上、変更を希望する月の受付期間内（締切日当日消印有効）に保育相談センターへ郵送してください。詳しくは P38 をご覧ください。  
※「育児休業の延長に伴う入園選考順位に関する変更届」は P40 の QR コードからダウンロードできます。



## 14. 土曜日等の共同保育について

### 《概要》

- ・土曜日等の共同保育とは、土曜日、8月のお盆期間、年末年始において、他の施設を利用しているお子さまと一緒に保育を実施します。
- ・次の施設では、共同保育を実施します。土曜日等の実施する期間について、「実施内容」欄に「○」の記載のある施設が該当します。

※各施設の所在地や連絡先等の情報は、P60～P67「認可保育施設一覧」をご確認ください。

### 《令和6年度実施施設一覧》

No.	(施設No.)施設名	実施内容			実施場所	No.	(施設No.)施設名	実施内容			実施場所
		土曜日	お盆期間	年末年始				土曜日	お盆期間	年末年始	
1	(001) ひくまこども園	○	○	○	ひくまこども園	15	(033) 浜松東こども園	○	○	○	浜松東こども園
	(018) まつばこども園						(172) 浜松東保育園				
	(141) ととけっこー										
2	(004) 瑞雲こども園	○	○	○	※施設に確認ください	16	(078) あそびこども園浜松	○	-	-	あそびこども園浜松
	(024) まるづかこども園						(079) 浜っ子こども園				
	(146) 保育ルーム瑞雲										
3	(022) いずみこども園	○	○	○	いずみこども園	17	(071) 子育てセンターみゆうのおか	○	-	-	子育てセンターやまびこ
	(166) 小規模保育室 いずみっこ						(076) 子育てセンターすぎのこ				
							(077) 子育てセンターやまびこ				
4	(114) どんぐり保育園	○	○	○	※施設に確認ください	18	(020) 中央ながかみこども園	○	○	○	※施設に確認ください
	(135) くすのき保育園						(034) ながかみこども園				
5	(035) 和光こども園	○	○	○	なごみこども園	19	(142) エンゼル第二保育園	○	○	○	エンゼル第二保育園
	(058) なごみこども園						(152) エンゼル第三保育園				
	(184) なごみ保育室										
6	(006) 遊歩の丘にしおかこども園	○	○	○	※施設に確認ください	20	(063) 子育てセンターこまつ	○	-	-	子育てセンターきぶね
	(026) 遊歩の丘かみにしこども園						(064) 子育てセンターきぶね				
	(068) 遊歩の丘はまなこども園						(066) 子育てセンターしんばら				
	(169) 遊歩の丘かみにしナーサリー										
	(195) 遊歩の丘まちなかナーサリー										
7	(037) さざんかこども園	○	○	○	※施設に確認ください	21	(065) 子育てセンターしばもと	○	-	-	子育てセンターかきのみ
	(041) 雄踏ちゅうりっぷこども園						(067) 子育てセンターなかぜ				
	(045) マーガレットこども園						(069) 子育てセンターかきのみ				
	(119) つばき保育園										
8	(036) 入野こども園	○	○	○	入野こども園	22	(014) 浜松中央こども園	○	-	-	※施設に確認ください
	(175) 入野保育園						(115) イーエエスはんだやま保育園				
9	(002) なかざわこども園	○	○	-	※施設に確認ください	23	(131) はぐみなの風保育園	○	-	-	はぐみ第二保育園
	(072) こども園ことり						(140) はぐみ第二保育園				
	(186) nursery garden こぐま						(158) はぐみなの息吹保育園				
	(187) nursery ちいさいおうち										
10	(007) みそらこども園	○	○	○	※施設に確認ください	24	(148) 和敬第二愛育園	○	○	○	和敬第三愛育園
	(013) 音の森こども園						(163) 和敬第三愛育園				
	(053) はあもにいこども園										
11	(005) なかよし第2こども園	○	○	○	なかよし第2こども園	25	(025) 太陽さぎのみやこども園	○	-	-	太陽こども園
	(180) えんのき保育園						(047) 太陽こども園				
							(048) 太陽第二こども園				
							(182) たいようナーサリールーム				
12	(126) ひまわり保育園	○	○	○	ひまわり保育園	26	(046) ずだじこども園	○	○	○	ずだじこども園
	(128) ひまわり第二保育園						(054) 若林こどもの園				
							(181) こどものおうちすいーとびー				
13	(021) 聖隷こども園ひかりの子	○	○	○	聖隷こども園ひかりの子	27	(111) みみ・あんふあんしゆしゆ	○	○	○	みみ・あんふあんしゆしゆ
	(150) 聖隷のあ保育園						(147) みみ・あんふあん				
14	(030) そらいろこども園	○	○	○	そらいろこども園	28	(017) 花園こども園	○	○	○	※施設に確認ください
	(171) そらいろのおうち						(043) 花園幼稚園				
15	(021) 聖隷こども園ひかりの子	○	○	○	聖隷こども園ひかりの子	29	(110) まつのき保育園	○	○	○	※施設に確認ください
	(150) 聖隷のあ保育園						(162) みかんの家				
16	(030) そらいろこども園	○	○	○	そらいろこども園	30	(050) なかよしこども園	○	○	○	なかよしこども園
	(171) そらいろのおうち						(183) ゆりのき保育園				

### 《注意事項》

- 上記施設の利用(入園)を希望している保護者の方で、土曜日等の保育を希望する場合は、共同保育の詳細について施設にご確認ください。
- 施設名の左側( )内の番号は、次頁以降の「認可保育施設一覧」における各園の番号を記載しています。

## 15. 認可保育施設一覧

★令和6年度の認可保育施設について、下記の種別毎に掲載しています。

幼保連携型認定こども園……P60  
 保育所型認定こども園……P61  
 市立保育園……P62  
 私立保育所……P62  
 小規模保育事業……P64  
 事業所内保育事業……P67

★受託年齢とは、乳児（0歳児）において、施設で受け入れることができる最も早い月齢です。

入所希望月の1日時点で受託年齢を満たしていない施設へのお申込みはできません。

なお、「産休明」とは産後57日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

★延長保育の実施状況については下記のとおりです。

- ◎：利用可能時間前後の延長保育実施      ○：利用可能時間後の延長保育実施  
 ●：利用可能時間前の延長保育実施      ー：延長保育実施なし

実施時間については、各施設にお問い合わせください。

★土曜日保育を希望される場合、平日と利用可能時間が異なる場合がありますので、各施設にお問い合わせください。

★「小規模保育事業」または「事業所内保育事業（従業員枠を除く）」を卒園した後は、各事業所が連携する認定こども園、幼稚園または保育所に優先的に入園できます。

### 希望園の記載方法について

#### A 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書（抜粋）

希望順位	施設 No.	施設名称	見学済	見学予定	施設コード ※市記入欄
第1希望	001	〇〇保育園	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	記入不要
第2希望	002	△△保育園	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
第3希望			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

No.	施設名
001	〇〇保育園
002	△△保育園
003	□□保育園

【重要】P60からの一覧表を見て、希望施設の「No.」と「施設名称」を正しく記入しましょう！

### 希望園記載時の注意点

- ・事前に施設へ見学に行き、施設の特徴は理解しましたか？
- ・認定こども園によっては上乗せ徴収金があることはご存知ですか？
- ・施設の受託年齢は確認しましたか？
- ・延長保育の実施の有無や時間は確認しましたか？
- ・土曜日等の共同保育については確認しましたか？
- ・通える範囲での施設を選びましたか？（内定を辞退されますと、施設の運営に支障が出る場合があります。）
- ・施設NO.や施設名称は正しく記載しましたか？

## 希望園・きょうだい区分の変更について

希望園・きょうだい区分を変更したい場合には変更期間内（P8・P10 参照）に保育相談センターへお電話ください。希望順位のみの変更、区をまたいだ施設の変更も可能です。

【幼保支援課 保育相談センター】 ☎053-457-2833

電話の前にチェックしましょう

申込時には忘れずに  
希望施設を  
記入しましょう！

### 《希望施設変更時の確認事項》

- 希望施設の受託年齢の確認をしました
- 小規模保育事業・事業所内保育事業の連携先を確認しました
- 認定こども園は上乗せ徴収金がある施設があることを確認しました
- 延長保育の実施の有無や時間を確認しました
- 土曜日等の共同保育の確認をしました
- 以下に希望園を記載しました



### <希望施設変更内容 保護者控え>

【申込時】

希望順位	施設 No.	施設名称
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望		
第6希望		
第7希望		

【変更後】1回目（ 月 日）

希望順位	施設 No.	施設名称
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望		
第6希望		
第7希望		

【変更後】2回目（ 月 日）

希望順位	施設 No.	施設名称
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望		
第6希望		
第7希望		

【変更後】3回目（ 月 日）

希望順位	施設 No.	施設名称
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望		
第6希望		
第7希望		

【変更後】4回目（ 月 日）

希望順位	施設 No.	施設名称
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望		
第6希望		
第7希望		

【変更後】5回目（ 月 日）

希望順位	施設 No.	施設名称
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望		
第6希望		
第7希望		

### 《きょうだい区分変更時の確認事項》

- ①・③を選択（同施設） ⇒ きょうだい各々の第1～第7希望の施設をそろえました
- ③・④を選択（別時期） ⇒ の場合、入所できなかった子の預け先は決まっています  
※きょうだいのいずれかが家庭保育の場合、申込児童は認可保育施設に入所することはできません。

電話の前にチェックしましょう



### <きょうだい区分変更内容 保護者控え>

【申請時】

希望 NO.	アルファベット ※③・④のみ

【変更後】1回目（ 月 日）

希望 NO.	アルファベット ※③・④のみ

【変更後】2回目（ 月 日）

希望 NO.	アルファベット ※③・④のみ

★受託年齢の「産休明」とは産後57日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

# 《幼保連携型認定こども園》

(令和6年4月1日)

## 中央区 【旧中区】

◎:利用可能時間前後の延長保育実施 ○:利用可能時間後の延長保育実施  
●:利用可能時間前の延長保育実施 一:延長保育実施なし

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号定員	2・3号定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
001	ひくまこども園	曳馬四丁目8-12	464-4069	15	120	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
002	なかざわこども園	中沢町58-9	471-0497	35	90	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
003	相生こども園	相生町14-30	461-6519	210	110	6カ月	7:30~18:30	—	8:30~16:30	—
004	瑞雲こども園	佐藤二丁目22-1	464-9557	12	120	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
005	なかよし第2こども園	領家三丁目23-13	463-8211	9	150	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
006	遊歩の丘にしおかこども園	西丘町296	420-1818	15	90	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
007	みそらこども園	神田町513	443-9836	15	120	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
008	聖隷こども園めぐみ	和合町555-1	401-1212	6	210	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
009	和合こども園	和合町220-1280	472-2522	15	110	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
010	れんげこども園	和合北一丁目2-37	482-8241	15	130	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
011	小豆餅すらうめこども園	小豆餅四丁目18-2	414-0001	10	110	6カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
012	上池さくらこども園	城北二丁目25-43	474-1125	5	120	6カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
013	音の森こども園	富塚町3657-1	488-5116	15	80	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
014	浜松中央こども園	尾張町127-7	453-0249	65	80	産休明	7:30~18:30	—	8:00~16:00	◎
015	たかい丘こども園	高丘北二丁目25-21	437-6530	9	120	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
016	天林寺こども園	下池川町27-1	473-7718	12	120	産休明	7:15~18:15	○	8:30~16:30	◎
017	花園こども園	西伊場町77-1	488-8755	15	120	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
018	まつばこども園	上島一丁目26-14	476-2121	15	60	6カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
019	葵ヶ丘こども園	高丘東三丁目54-18	437-7952	12	130	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
020	中央ながかみこども園	中島二丁目7-8	467-6600	11	120	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎

## 【旧東区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号定員	2・3号定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
021	聖隷こども園ひかりの子	天王町1896	421-6822	15	220	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
022	いずみこども園	小池町710	434-4411	11	130	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
023	市野与進こども園	市野町2636	423-3535	11	170	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
024	まるづかこども園	丸塚町287-1	465-2525	9	120	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
025	太陽さぎのみやこども園	大瀬町752	432-5515	15	120	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
026	遊歩の丘かみにしこども園	上西町853-2	468-1818	15	200	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
027	きなりこどもえん	植松町53-4	424-6666	9	120	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
028	若宮こども園	大瀬町2050	433-2727	7	170	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
029	蒲こども園	大蒲町95-2	463-1540	6	120	6カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
030	そらいろこども園	市野町1084	581-8670	15	120	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
031	ありたまこども園	有玉南町2013	479-5588	15	120	4カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
032	天竜こども園	薬新町315-1	421-5355	15	120	4カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
033	浜松東こども園	篠ヶ瀬町580-3	421-5590	8	150	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
034	ながかみこども園	中田町776	411-4811	11	120	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎

## 【旧西区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号定員	2・3号定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
035	和光こども園	和光町517	486-0434	15	160	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
036	入野こども園	入野町10827-1	448-1026	12	120	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
037	さざんかこども園	篠原町25654	449-6116	12	90	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
038	春日こども園	馬郡町2560	592-1600	90	90	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
039	瞳ヶ丘こども園	大人見町12-654	485-5003	0	120	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
040	順愛こども園	舞阪町舞阪5372	592-7733	15	100	産休明	7:00~18:00	○	8:15~16:15	◎
041	雄踏ちゅうりっぷこども園	雄踏町宇布見7430-8	596-9900	6	70	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
042	湖東白ゆりこども園	湖東町5826-1	486-5301	8	120	産休明	7:00~18:00	○	9:00~17:00	◎
043	花園幼稚園	篠原町9376-1	447-2336	218	40	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
044	志都呂こども園	志都呂一丁目3-7	448-1910	9	100	3カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
045	マーガレットこども園	坪井町4571	482-7078	9	90	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎

★受託年齢の「産休明」とは産後57日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

## 《幼保連携型認定こども園》

(令和6年4月1日)

### 【旧南区】

◎:利用可能時間前後の延長保育実施 ○:利用可能時間後の延長保育実施  
●:利用可能時間前の延長保育実施 ー:延長保育実施なし

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
046	ずだじこども園	恩地町291	427-2332	160	100	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
047	太陽こども園	飯田町1507	426-1515	15	150	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
048	太陽第二こども園	白羽町1231	441-0006	12	90	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
049	平和こども園	三島町1200	443-1601	240	260	6カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
050	なかよしこども園	三島町1230	441-1122	12	120	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
051	ハローこども園	下江町522	425-5586	15	90	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
052	たかつか光こども園	高塚町2312-16	449-8000	8	90	産休明	7:00~18:00	○	8:15~16:15	◎
053	はあもにいこども園	三和町782	464-8770	15	100	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
054	若林こどもの園	若林町2658-1	401-3786	9	120	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
055	遊歩の丘みなみプレスクール	新橋町917	447-0108	82	120	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎

### 【旧北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
056	クリストファーこども園	三方原町2762	430-1700	135	90	6カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
057	聖隷こども園わかば	根洗町645-1	437-0822	15	190	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
058	なごみこども園	三方原町1367-1	420-7530	15	120	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
059	こども園みらい	三幸町159-1	439-3060	9	130	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎

## 浜名区

### 【旧北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
060	聖隷こども園桜ヶ丘	都田町8749-3	428-2494	0	170	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
061	みどりのもり都田	都田町6497-1	428-3208	15	190	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎

### 【旧浜北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
062	認定こども園きじの里	染地台五丁目4-3	585-3375	6	130	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
063	子育てセンターこまつ	小松3221	584-0170	3	120	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
064	子育てセンターきぶね	貴布祿2668	584-0172	3	150	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
065	子育てセンターしばもと	於呂3087-2	580-0050	6	120	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
066	子育てセンターしんばら	新原2669	580-1011	6	150	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
067	子育てセンターなかぜ	中瀬673	584-0174	6	120	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
068	遊歩の丘はまなこども園	小松1285-1	585-4141	15	210	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
069	子育てセンターかきのみ	中瀬2308	545-3870	9	140	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
070	あゆみの森こども園	寺島2889-1	585-2345	15	210	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
071	子育てセンターみゆうのおか	根堅2596-1	545-6380	6	80	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
072	こども園ことり	内野5221-5	585-0260	15	90	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
073	ひらくちかえでこども園	平口160	585-1701	9	90	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
074	風の子こども園	平口1973	544-4150	15	120	産休明	7:15~18:15	○	8:30~16:30	◎
075	森のいえはまきた	於呂2739	580-3131	8	120	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎

## 天竜区

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
076	子育てセンターすぎのこ(※1)	大谷111-1	922-0170	6	60	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
077	子育てセンターやまびこ(※1)	山東3577	922-0180	9	90	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎

※1 子育てセンターすぎのこ及び子育てセンターやまびこの設置主体から、子育てセンターすぎのこを令和11年3月末に閉園し、子育てセンターやまびこに統合する計画が提出されています。詳細は各施設にお問い合わせください。

## 《保育所型認定こども園》

(令和6年4月1日)

## 中央区

### 【旧東区】

◎:利用可能時間前後の延長保育実施 ○:利用可能時間後の延長保育実施  
●:利用可能時間前の延長保育実施 ー:延長保育実施なし

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
078	あそびこども園浜松	下石田町320	422-2525	35	200	3カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
079	浜っ子こども園	松小池町340	421-6800	6	130	3カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
080	あそび西ヶ崎こども園	西ヶ崎町1430-1	589-5757	6	120	3カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎

## 浜名区

### 【旧浜北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
081	うちの丘。こども園	内野二丁目13-6	544-7080	6	80	6カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎

★受託年齢の「産休明」とは産後57日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

## 《市立保育園》

(令和6年4月1日)

### 中央区 【旧中区】

◎:利用可能時間前後の延長保育実施 ○:利用可能時間後の延長保育実施  
●:利用可能時間前の延長保育実施 ー:延長保育実施なし

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
082	浜松市立南保育園	浅田町73-39	452-1413	120	産休明	7:30~18:30	◎	8:30~16:30	◎
083	浜松市立鴨江保育園	鴨江二丁目8-1(※2)	453-1206	140	産休明	7:30~18:30	○	8:30~16:30	◎
084	浜松市立花川保育園	西丘町1000	436-1205	80	産休明	7:30~18:30	○	8:30~16:30	◎
085	浜松市立江西保育園	神田町176	441-8121	110	産休明	7:30~18:30	○	8:30~16:30	◎
086	浜松市立権現谷保育園	富塚町1480-1	474-2765	140	産休明	7:30~18:30	○	8:30~16:30	◎
087	浜松市立佐鳴台保育園	佐鳴台三丁目30-1(※3)	449-0744	140	産休明	7:30~18:30	○	8:30~16:30	◎
088	浜松市立寺島保育園	寺島町285-5	456-3248	130	産休明	7:30~18:30	○	8:30~16:30	◎
089	浜松市立西保育園	布橋二丁目4-17	474-6322	110	産休明	7:30~18:30	◎	8:30~16:30	◎

※2 浜松市立鴨江保育園は、令和6年度に大規模改修工事の計画があります。  
計画通りに工事が行われた場合、工事期間中(令和6年7月~令和7年3月を予定)は、佐鳴台三丁目30-1に移転する予定です(仮園舎として、現在の浜松市立佐鳴台保育園を使用)。

※3 浜松市立佐鳴台保育園は、令和6年7月から佐鳴台三丁目31-2に建設中の新園舎に移転する予定です。

### 【旧東区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
090	浜松市立中ノ町保育園	中野町2598-2	421-0327	80	産休明	7:30~18:30	○	8:30~16:30	◎
091	浜松市立積志保育園	有玉北町1264	434-0138	120	産休明	7:30~18:30	○	8:30~16:30	◎
092	浜松市立笠井保育園	笠井町1284	434-1636	90	産休明	7:30~18:30	◎	8:30~16:30	◎

### 【旧西区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
093	浜松市立神田原保育園	西山町2150-2	485-8550	100	産休明	7:30~18:30	○	8:30~16:30	◎
094	浜松市立舞阪第1保育園	舞阪町弁天島3885	592-0004	80	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
095	浜松市立舞阪第2保育園	舞阪町舞阪2659-3	592-3552	90	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
096	浜松市立雄踏保育園	雄踏町宇布見5461	592-0502	140	産休明	7:30~18:30	●	8:30~16:30	◎

### 【旧南区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
097	浜松市立可美保育園	若林町70-1	447-0713	150	産休明	7:30~18:30	○	8:30~16:30	◎

### 【旧北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
098	浜松市立三方原保育園	東三方町21-1	436-1208	110	産休明	7:30~18:30	○	8:30~16:30	◎

## 浜名区

### 【旧北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
099	浜松市立引佐保育園	引佐町井伊谷717	542-0268	90	産休明	7:15~18:15	○	8:30~16:30	◎
100	浜松市立三ヶ日保育園	三ヶ日町三ヶ日811-5	525-0955	120	産休明	7:30~18:30	ー	8:30~16:30	◎
101	浜松市立都筑保育園	三ヶ日町都筑1789-6	526-7751	90	産休明	7:30~18:30	ー	8:30~16:30	◎

## 《私立保育所》

(令和6年4月1日)

## 中央区

### 【旧中区】

◎:利用可能時間前後の延長保育実施 ○:利用可能時間後の延長保育実施  
●:利用可能時間前の延長保育実施 ー:延長保育実施なし

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
102	ロイコスプレスクール(※4)	城北二丁目16-36	471-0391	60	産休明	7:15~18:15	○	8:00~16:00	◎
103	こばと保育園	高林四丁目14-13	471-0739	120	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
104	天使園子どもの家	成子町23-1	452-0203	70	産休明	7:25~18:25	○	9:00~17:00	◎
105	愛恵保育園	鴨江三丁目3-37	453-5526	80	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
106	ヘリオスプレスクール	法枝町124	442-9198	110	4カ月	7:15~18:15	○	8:00~16:00	◎
107	ルンビニープレスクール	北寺島町160	453-3568	70	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
108	なのはな保育園	中央三丁目4-7	453-2620	100	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
109	チャイルドスクエア浜松花川	花川町1846	414-1212	60	産休明	7:15~18:15	○	8:30~16:30	◎
110	まつのき保育園	西伊場町7-5	488-6166	110	4カ月	7:20~18:20	ー	8:30~16:30	◎
111	みみ・あんふあんしゅしゅ	和合町220-489	523-7488	60	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎

※4 ロイコスプレスクールは、最長で令和12年度末をもって閉園となります。

★受託年齢の「産休明」とは産後57日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

## 《私立保育所》

(令和6年4月1日)

### 【旧東区】

◎:利用可能時間前後の延長保育実施 ○:利用可能時間後の延長保育実施  
●:利用可能時間前の延長保育実施 -:延長保育実施なし

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
112	ルミーナプレスクール	和田町315	463-1278	120	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
113	みどり保育園	有玉西町1222	433-9734	160	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
114	どんぐり保育園	中郡町1872	433-5330	90	4カ月	7:20~18:20	○	8:30~16:30	◎
115	イーエーエスはんだやま保育園	半田山二丁目24-3	432-7076	60	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎

### 【旧西区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
116	生命の樹保育園	神ヶ谷町8291-4	485-0524	60	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
117	わかさき保育園	入野町920-1	448-7777	150	産休明	7:00~18:00	○	9:00~17:00	◎
118	館山寺保育園	館山寺町2418-1	487-1611	90	産休明	7:00~18:00	○	9:00~17:00	◎
119	つばき保育園	神ヶ谷町2042	485-9000	70	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
120	ヒーローズ浜松西保育園	雄踏二丁目6-21	592-8236	160	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
121	伊左地保育園	大人見町2966	485-2700	120	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
122	チャイルドスクエア浜松篠原	篠原町22451	415-2525	60	産休明	7:15~18:15	○	8:30~16:30	◎
123	ヒーローズさなるこ保育園	入野町10659	543-6282	90	3カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎

### 【旧南区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
124	エオスプレスクール	遠州浜四丁目1-2	425-7435	90	産休明	7:15~18:15	○	8:00~16:00	◎

### 【旧北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
125	初生保育園	東三方町185-2	436-7102	160	4カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
126	ひまわり保育園	豊岡町317-2	420-2700	110	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
127	はらっぱ保育園	三幸町440-10	482-9207	120	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
128	ひまわり第二保育園	豊岡町474-1	420-8000	120	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
129	たんぼぼ保育園	初生町33-1	488-8700	130	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
130	ひがしみかた保育園	東三方町519-5	401-1231	120	6カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
131	はぐみなの風保育園	根洗町693	414-8937	70	6カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎

## 浜名区

### 【旧北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
132	細江保育園	細江町気賀431	522-0596	160	産休明	7:15~18:15	○	8:30~16:30	◎
133	チャイルドスクエア浜松三ヶ日	三ヶ日町三ヶ日916-70	524-4188	60	産休明	7:15~18:15	○	8:30~16:30	◎
134	れんりの子	都田町8503-19	428-3500	60	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎

### 【旧浜北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
135	くすのき保育園	高畑897	589-3340	120	4カ月	7:20~18:20	○	8:30~16:30	◎
136	浜北西保育園	新原4284-1	585-5590	120	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
137	はなのこ保育園	内野619-5	586-3300	80	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
138	ヒーローズはまきた保育園	高畑474	585-6161	110	3カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎



★受託年齢の「産休明」とは産後57日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

# 《小規模保育事業》

(令和6年4月1日)

## 中央区 【旧中区】

◎:利用可能時間前後の延長保育実施 ○:利用可能時間後の延長保育実施  
●:利用可能時間前の延長保育実施 -:延長保育実施なし

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					連携施設所在地	—	利用可能時間	延長保育
139		託児所みんなおいで	富塚町649-7	476-4486	12	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	富塚幼稚園	富塚町659	—						
	(連携施設)	城北幼稚園	文丘町27-3	—						
140		はぐみな第二保育園	葵西六丁目6-24	570-3583	19	6カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	湖東幼稚園	湖東町1169-179	—						
141		ととけっこー	曳馬三丁目36-34	411-3390	12	産休明	7:00~18:00	—	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	ひくまこども園(保育園機能)	曳馬四丁目8-12	—						
142		エンゼル第二保育園	高丘東四丁目4-12	437-4108	19	3カ月	7:00~18:00	—	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	湖東幼稚園	湖東町1169-179	—						
	(連携施設)	平成幼稚園	高丘北三丁目16-14	—						
143		アソカ学園 城北ナーサリー	文丘町27-22	401-1551	19	6カ月	7:30~18:30	—	8:30~16:30	—
	(連携施設)	城北幼稚園	文丘町27-3	—						
144		ぬくもりのうち保育浜松園	中央三丁目7-1-105-2	401-0588	12	産休明	7:30~18:30	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	松城幼稚園	鹿谷町1-1	—						
145		ハレルヤ第二愛児園	花川町351	438-8996	19	産休明	7:00~18:00	—	8:00~16:00	—
	(連携施設)	湖東幼稚園	湖東町1169-179	—						
146		保育ルーム瑞雲	佐藤三丁目15-9	464-8000	9	産休明	7:00~18:00	—	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	瑞雲こども園(保育園機能)	佐藤二丁目22-1	—						
	(※5)	まるづかこども園(保育園機能)	丸塚町287-1	—						
147		みみ・あんふあん	幸一丁目2-17	482-8933	12	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	みみ・あんふあんしゅしゅ	和合町220-489	—						
148		和敬第二愛育園	高丘西三丁目30-17	439-7587	19	6カ月	7:30~18:30	—	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	平成幼稚園	高丘北三丁目16-14	—						
149		第二はままつ保育園	田町231-14	453-1717	19	産休明	7:30~18:30	○	9:30~17:30	◎
	(連携施設)	日本文教幼稚園	常盤町141-20	—						
150		聖隷のあ保育園	常盤町144-6	488-5533	19	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	聖隷こども園ひかりの子(保育園機能)	天王町1896	—						
151		ぬくもりのうち保育砂山町園	砂山町1091	543-7400	12	6カ月	7:30~18:30	○	9:00~17:00	◎
	(連携施設)	ずたじこども園(幼稚園機能)	恩地町291	—						
152		エンゼル第三保育園	高丘東四丁目5-39	437-4108	19	3カ月	7:00~18:00	—	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	湖東幼稚園	湖東町1169-179	—						
153		ヒーローズ早出保育園	早出町1362-8	544-6470	19	3カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	早出幼稚園	早出町1414-1	—						
154		スクルドエンジェル保育園 浜松園	富塚町1933-1 1B3号室	525-7500	19	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	松城幼稚園	鹿谷町1-1	—						
	(連携施設)	富塚幼稚園	富塚町659	—						
155		ぬくもりのうち保育 高丘園			令和6年3月31日に廃止					
156		しあわせいっぱい保育園	常盤町143-27	523-9261	19	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	細江保育園	(浜名区)細江町気賀431	—						
	(連携施設)	あけぼの幼稚園	城北二丁目5-28	—						
	(連携施設)	日本文教幼稚園	常盤町141-20	—						
157		ハグくみベビー浜松園	名塚町162-1	401-8932	19	6カ月	7:00~18:00	○	9:00~17:00	◎
	(連携施設)	日本文教幼稚園	常盤町141-20	—						
158		はぐみなの息吹保育園	西丘町145	420-8937	19	6カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	湖東幼稚園	湖東町1169-179	—						
159		ヒーローズなかじま保育園	中島二丁目20-3	544-9727	19	3カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	さなる幼稚園	大平台四丁目9-1	—						
	(連携施設)	浜名幼稚園	舞阪町浜田76	—						
160		LIGHT HOUSE 保育園	曳馬六丁目21-43	473-7522	19	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	早出幼稚園	早出町1414-1	—						
161		ハピネス保育園	佐鳴台三丁目38-1	523-6097	15	6カ月	7:30~18:30	—	9:00~17:00	◎
	(連携施設)	富塚幼稚園	富塚町659	—						
	(連携施設)	松城幼稚園	鹿谷町1-1	—						
162		みかんの家	西伊場町7-4	488-6167	12	4カ月	7:20~18:20	—	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	まつぎ保育園	西伊場町7-5	—						
163		和敬第三愛育園	高丘西二丁目34-14	488-5040	12	6カ月	7:30~18:30	—	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	さなる幼稚園	大平台四丁目9-1	—						

※5 保育ルーム瑞雲の連携施設は、原則「瑞雲こども園」が卒園後の受け皿となります。詳細は保育ルーム瑞雲へお問い合わせください。

★受託年齢の「産休明」とは産後 57 日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

## 《小規模保育事業》

(令和6年4月1日)

### 【旧東区】

※◎:利用可能時間前後の延長保育実施 ○:利用可能時間後の延長保育実施  
●:利用可能時間前の延長保育実施 -:延長保育実施なし

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間		
	(連携施設)	施設名称					連携施設所在地	—	利用可能時間	延長保育	利用可能時間
164		つばめ保育園	有玉西町2197-2	571-1729	16	5カ月	7:30~18:30	○	8:00~16:00	◎	
	(連携施設)	あけぼの幼稚園	城北二丁目5-28	—							—
		浜松美幼稚園	幸四丁目27-1	—							—
165		それいゆ保育園	大瀬町413-2	582-7210	15	産休明	7:30~18:30	—	8:00~16:00	◎	
	(連携施設)	北浜幼稚園	(浜名区)貴布祢409	—							—
		早出幼稚園	早出町1414-1	—							—
166		小規模保育室いずみっこ	小池町743-1	435-4030	12	産休明	7:00~18:00	—	8:00~16:00	◎	
	(連携施設)	いずみこども園(保育園機能)	小池町710	—							—
167		ありがとう保育園	半田山五丁目4-15	070-5256-0377	12	産休明	7:30~18:30	—	8:30~16:30	◎	
	(連携施設)	ひがしみかた保育園	東三方町519-5	—							—
		日本文教幼稚園	常盤町141-20	—							—
		早出幼稚園	早出町1414-1	—							—
		旭ヶ丘幼稚園	初生町1139	—							—
168		さくら第二保育園	小池町2693	466-1555	18	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎	
	(連携施設)	天王幼稚園	天王町943	—							—
		海の星鷺の宮幼稚園	大瀬町27-32	—							—
169		遊歩の丘かみにしナーサリー	上西町863	468-1818	18	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎	
	(連携施設)	遊歩の丘かみにしこども園(保育園機能)	上西町853-2	—							—
170		ぬくもりのおうち保育西ヶ崎園	西ヶ崎町757-1	544-9001	12	6カ月	7:30~18:30	○	9:00~17:00	◎	
	(連携施設)	若宮こども園(保育園機能)	大瀬町2050	—							—
		旭ヶ丘幼稚園	初生町1139	—							—
171		そらいろのおうち	上石田町1558-1	401-7715	12	6カ月	7:00~18:00	—	8:00~16:00	—	
	(連携施設)	そらいろこども園(保育園機能)	市野町1084	—							—
172		浜松東保育園	篠ヶ瀬町581	401-5590	18	6カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎	
	(連携施設)	浜松東こども園(保育園機能)	篠ヶ瀬町580-3	—							—
		浜北西保育園	(浜名区)新原4284-1	—							—

### 【旧西区】

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間		
	(連携施設)	施設名称					連携施設所在地	—	利用可能時間	延長保育	利用可能時間
-		優風保育園	令和6年3月31日に廃止								
173		佐鳴保育園	入野町9277-1(※6)	448-5268	19	産休明	7:30~18:30	○	8:00~16:00	◎	
	(連携施設)	志都呂幼稚園	志都呂町1302	—							—
		さなる幼稚園	大平台四丁目9-1	—							—
174	(連携施設)	いりの森. 浜松幼稚園舎	入野町16104-1	482-9383	12	6カ月	7:30~18:30	—	8:30~16:30	◎	
175		入野保育園	入野町10824-1	401-1004	10	産休明	7:00~18:00	—	8:00~16:00	◎	
	(連携施設)	入野こども園(保育園機能)	入野町10827-1	—							—
176		ヒーローズおおひらだい保育園	大平台二丁目17-28	489-5366	19	3カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎	
	(連携施設)	さなる幼稚園	大平台四丁目9-1	—							—
		浜名幼稚園	舞阪町浜田76	—							—

※6 佐鳴保育園は、令和6年5月に入野町6361へ移転予定

★受託年齢の「産休明」とは産後57日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

# 《小規模保育事業》

(令和6年4月1日)

## 【旧南区】

※◎: 利用可能時間前後の延長保育実施 ○: 利用可能時間後の延長保育実施  
●: 利用可能時間前の延長保育実施 - : 延長保育実施なし

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					連携施設所在地	—	利用可能時間	延長保育
177		すこやか保育園	三島町103-1	444-3730	19	6カ月	7:30~18:30	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	平和こども園(幼稚園機能)	三島町1200	—			—			
	(連携施設)	ずだしこども園(幼稚園機能)	恩地町291	—			—			
178		ニチキッズ南浜松保育園	安松町12-10	467-5031	19	産休明	7:00~18:00	—	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	ずだしこども園(幼稚園機能)	恩地町291	—			—			
179		みつばち保育園	瓜内町844-3	444-3282	18	産休明	7:30~18:30	—	8:00~16:00	—
	(連携施設)	ずだしこども園(幼稚園機能)	恩地町291	—			—			
180		えんのか保育園	参野町128	424-6822	12	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	なかよし第2こども園(保育園機能)	領家三丁目23-13	—			—			
181		こどものおうち すいーとびー	恩地町297-2	427-2332	12	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	ずだしこども園(保育園機能)	恩地町291	—			—			
182		たいようナーサリールーム	飯田町1461-1	424-6630	12	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	太陽こども園(幼稚園機能)	飯田町1507	—			—			
	(連携施設)	太陽こども園(保育園機能)	飯田町1507	—			—			
	(連携施設)	太陽第二こども園(保育園機能)	白羽町1231	—			—			
183		ゆりのき保育園	三島町1226-2	424-8911	12	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	なかよしこども園(保育園機能)	三島町1230	—			—			
	(連携施設)	なかよしこども園(幼稚園機能)	三島町1230	—			—			

## 【旧北区】

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					連携施設所在地	—	利用可能時間	延長保育
184		なごみ保育室	三方原町1364-5	525-9666	12	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	なごみこども園(保育園機能)	三方原町1367-1	—			—			
185		もくば保育園	初生町1303-5	437-5300	17	6カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	上池さくらこども園(保育園機能)	城北二丁目25-43	—			—			
	(連携施設)	旭ヶ丘幼稚園	初生町1139	—			—			
186		nursery garden こぐま	豊岡町416-2	401-1780	9	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	なかざわこども園(幼稚園機能)	中沢町58-9	—			—			
	(連携施設)	なかざわこども園(保育園機能)	中沢町58-9	—			—			
	(連携施設)	こども園ことり(幼稚園機能)	内野5221-5	—			—			
	(連携施設)	こども園ことり(保育園機能)	内野5221-5	—			—			
187		nursery ちいさいおうち	豊岡町416-4	401-0740	9	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	なかざわこども園(幼稚園機能)	中沢町58-9	—			—			
	(連携施設)	なかざわこども園(保育園機能)	中沢町58-9	—			—			
	(連携施設)	こども園ことり(幼稚園機能)	(浜名区)内野5221-5	—			—			
	(連携施設)	こども園ことり(保育園機能)	(浜名区)内野5221-5	—			—			

## 浜名区

### 【旧浜北区】

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					連携施設所在地	—	利用可能時間	延長保育
188		ヒーローズ貴布祢保育園	貴布祢2484	443-9290	19	3カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	早出幼稚園	(中央区)早出町1414-1	—			—			
	(連携施設)	ヒーローズはまきた保育園	高畑474	—			—			
189		トットハウス浜北なかぜ	中瀬2628-16	401-5360	19	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	北浜幼稚園	貴布祢409	—			—			
190		浜名の星保育園	小松514	544-5884	19	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	北浜幼稚園	貴布祢409	—			—			

★受託年齢の「産休明」とは産後57日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

# 《事業所内保育事業》

(令和6年4月1日)

## 中央区

### 【旧中区】

◎:利用可能時間前後の延長保育実施 ○:利用可能時間後の延長保育実施  
●:利用可能時間前の延長保育実施 -:延長保育実施なし

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					連携施設所在地	利用可能時間	延長保育	利用可能時間
191		聖隷浜松病院ひばり保育園 (聖隷浜松病院)	住吉二丁目24-4	474-3123	20	産休明	7:30~18:30	○	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	聖隷こども園めぐみ(保育園機能)	和合町555-1	—						
	(連携施設)	聖隷こども園ひかりの子(保育園機能)	天王町1896	—						
192		あゆみ保育園 (浜松医療センター)	佐鳴台五丁目9-5	454-0804	20	産休明	7:15~18:15	○	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	あけぼの幼稚園	城北二丁目5-28	—						
	(連携施設)	駅南幼稚園	寺島町478	—						
	(連携施設)	朝田幼稚園	法枝町116-1	—						
	(連携施設)	城北幼稚園	文丘町27-3	—						
	(連携施設)	追分幼稚園	葵東二丁目10-23	—						
	(連携施設)	美波幼稚園	大柳町50	—						
(連携施設)	百花幼稚園	根洗町1497-2	—							
193		キッズホームてんとうむし (特別養護老人ホームグリーンヒルズ東山)	花川町819	414-6011	9	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	湖東幼稚園	湖東町1169-179	—						
194		しんえい保育園 (有限会社伸栄総合サービス)	泉二丁目31-10	476-5955	16	11カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	浜松葵幼稚園	幸四丁目27-1	—						
195		遊歩の丘まちなかナーサリー (社会福祉法人一葉会福祉事業団)	中央一丁目2-2 102号	401-4441	21	産休明	7:00~18:00	—	8:30~16:30	—
	(連携施設)	遊歩の丘かみにしこども園(保育園機能)	上西町853-2	—						
	(連携施設)	遊歩の丘みなみプレスクール (保育園機能)	新橋町917	—						
196		KIKI保育園 中島園 (合同会社REON)	中島四丁目8-5	544-9818	6	産休明	7:30~18:30	—	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	ずだしこども園(幼稚園機能)	恩地町291	—						
	(連携施設)	平和こども園(幼稚園機能)	三島町1200	—						
197		あいあい保育ルーム (株式会社アイケア、株式会社遠江、 株式会社アイケアサービス、 株式会社あいの手、 医療法人社団愛寿会あいの街クリニック)	高丘東三丁目38-5	414-5577	19	3カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	湖東幼稚園	湖東町1169-179	—						
	(連携施設)	松城幼稚園	鹿谷町1-1	—						
	(連携施設)	上池さくらこども園(保育園機能)	城北二丁目25-43	—						

### 【旧西区】

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					連携施設所在地	利用可能時間	延長保育	利用可能時間
198		湖東の森保育園 (特別養護老人ホーム湖東の社)	湖東町1074	486-3513	8	3カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	湖東幼稚園	湖東町1169-179	—						
199		こりす保育園 (西山病院)	西山町518-6	485-7011	5	6カ月	7:30~18:30	○	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	富塚幼稚園	富塚町659	—						

### 【旧南区】

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					連携施設所在地	利用可能時間	延長保育	利用可能時間
200		すみれ保育園 (すずかけセントラル病院)	法枝町227-3	443-1155	8	産休明	7:30~18:30	—	8:00~16:00	—
	(連携施設)	花園幼稚園(幼稚園機能)	篠原町9376-1	—						
	(連携施設)	さざんかこども園(保育園機能)	篠原町25654	—						

## 浜名区

### 【旧北区】

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					連携施設所在地	利用可能時間	延長保育	利用可能時間
201		かもめ保育園 (しむら歯科医院、金子コード株式会社)	都田町8786	428-5202	17	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	旭ヶ丘幼稚園	(中央区)初生町1139	—						

### 【旧浜北区】

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					連携施設所在地	利用可能時間	延長保育	利用可能時間
202		十全双葉保育園 (十全記念病院)	平口1969-1	585-4345	10	産休明	7:15~18:15	—	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	旭ヶ丘幼稚園	(中央区)初生町1139	—						
	(連携施設)	風の子こども園(保育園機能)	平口1973	—						

令和6年9月から

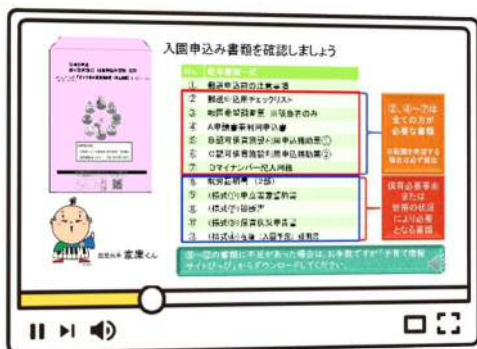
## きょうだいがいる場合の利用者負担（保育料） 軽減の考え方が変わります

保育料の多子軽減について、これまで市区町村民税所得税額が57,700円以上の世帯（ひとり親世帯等については77,101円以上の世帯）については、小学生以上の子どもはカウントの対象外となっていました。令和6年9月から生計を一にするきょうだいの最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子としてカウントします。（第2子⇒半額、第3子⇒無償）



# 令和6年度 浜松市認可保育施設 入園申込み案内動画 を作成しました！

詳しく説明してありますので必ずご覧ください



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hoiku/annaidouga.html>

検索

## 第1章 入園申込みの手続きについて

- ① 認可保育施設の種類について
- ② 入園申込みの流れについて
- ③ 4月（一次）スケジュール
- ④ 4月（二次）スケジュール
- ⑤ 年度途中スケジュール
- ⑥ 配布書類の内容
- ⑦ 書類の確認方法
- ⑧ 書類の提出方法



## 第2章 入園申込み書類（A～D）の書き方

- ① 転園希望調査票（転園希望者のみ）
- ② **A** 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書（2号・3号認定用）
- ③ **B** 認可保育施設利用申込補助票①
- ④ **C** 認可保育施設利用申込補助票②
- ⑤ **D** マイナンバー記入用紙



# ぜひご利用ください！

## 認可保育施設のことについて相談したい

### 保育相談センターへご相談ください！

認可保育施設の入園手続きなどに関する相談は保育相談センターへご相談ください。ご自宅からスマートフォンやパソコンを使用し、相談員の顔を見ながらオンライン相談（ビデオ通話）することもできます。

まずは保育相談センター（☎053-457-2833）までお電話ください。



ビデオ通話の方法はこちらから →



## 入園申込みのことについて知りたい

### チャットボットをご利用ください！

「募集人数・申込み状況はどうなっているの?」「希望施設を記入するときの注意点は?」といった疑問にお答えします。

チャットボットはこちらから →



## 入園申込みに必要な必要書類は？

### 認可保育施設必要書類判定ナビをご利用ください！

質問に答えていくことで、認可保育施設の入園申込みに必要な書類を確認することができます。

認可保育施設必要書類判定ナビはこちらから →



認可保育施設必要書類判定ナビ

お気軽に会員登録

質問に答えていくことで、認可保育施設の入園申込みに必要な書類を確認できます。  
申し込みの種類を選んでください。

- 新規申込
- 転園申込

## お問合せ先

問合せ内容	連絡先	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育施設の入園手続き（転園を含む）に関する相談</li> <li>・入園申込み希望施設の変更・きょうだい申込み区分の変更に関する相談・受付</li> <li>・こどもの預け先について（認可外保育施設・保育所等）</li> <li>・一時預かり事業（一時保育）、病児・病後児保育の利用について</li> <li>・広域入所について</li> </ul>	幼保支援課 保育相談センター	053-457-2833
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育施設に在園中の児童について</li> <li>・在園児下の子に関する相談</li> <li>・保育料の決定について</li> <li>・市立幼稚園の利用について</li> </ul>	幼保支援課 入所管理グループ	053-457-2867
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園を利用中の児童について</li> <li>・幼稚園、認可外保育施設の無償化について</li> <li>・私立幼稚園の2歳児預かりについて</li> <li>・企業主導型保育事業を利用するにあたっての認定について</li> </ul>	幼保支援課 給付・事業グループ	053-457-2118
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時預かり事業（一時保育）の免除申請について</li> <li>・保育料の支払いについて</li> </ul>		053-457-2826
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病児・病後児保育の免除申請について</li> <li>・認証保育所の保育料負担軽減認定制度について</li> </ul>	幼保支援課 企画・制度グループ	053-457-2827
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児の相談</li> </ul>	幼保運営課 指導グループ	053-457-2117



認可保育施設の申込みには  
マイナンバーカードが便利です。



この用紙は「雑がみ」として  
リサイクルしよう！



### 認可保育施設利用案内

令和6年4月発行

編集・発行 浜松市こども家庭部  
幼保支援課

〒430-8652

浜松市中央区元城町103番地の2

☎ 053-457-2833

FAX 053-457-2039